

---

# **第12次労働災害防止推進計画**

## **推進結果による課題**

**未定稿**

**愛知労働局**

## I 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

### 1 製造業

#### 食料品製造業におけるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害防止にかかる課題

- ① 基本的な安全措置である清掃・調整等の作業時に機械を停止させることが徹底されていない。
  - ② 機械の用途・使用方法に応じた安全措置が講じられていないこと
    - ・製造時期が古い汎用機械を十分な安全措置を講じないまま使用している。
    - ・使用目的が限定された専用機械について十分な安全措置を講じられていない。
    - ・平成25年10月から施行された改正労働安全衛生規則において、一定の食品加工機械については、機械の危険部分への覆い等の設置、原材料の送給・取出し時の運転停止、用具の使用等が義務付けられたが、これらの安全措置が講じられていない場合がある。
    - ・分解清掃や製造時の利便性のために安全装置等を常態的に無効化している場合がある。
  - ③ 安全衛生管理体制の基盤が脆弱であること、安全衛生に関する意識が低いこと
    - ・労働保険のメリット増減率-40%（注）の適用を受けている事業場の割合は、全製造業中で最も低く、労災保険の収支が悪いことから災害防止の取り組みの必要性を事業者に理解してもらう必要がある。
    - ・被災労働者への注意喚起に重きをおいているなど労働災害防止対策が適切ではない。
    - ・作業標準の策定や雇い入れ時教育内容が、食品衛生管理に偏りがちである。
    - ・事業者、安全衛生担当者の安全衛生にかかる意識の啓発向上が必要である。
  - ④ 労働者数が多い事業場で災害発生率が高くなっている、労働者による手作業の占める割合が多いと考えられる。労働者の安全意識を高める対策も必要である。

（注）労働保険メリット制度とは、労災保険で補償された金額に応じて労働保険料の増額減額が行われる制度のことである。メリット増減率-40%は、労災保険料の収支率から翌年の保険料が40%減額されるもの。

#### 金属製品製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害防止にかかる課題

- ① 定常作業において災害発生割合が高い。定常作業における機械加工部分にガードなどの安全措置が十分でないもの、安全措置を無効化して作業を優先するものが認められる。
- ② 非定常作業である点検、修理、調整等作業についてそれぞれの作業に合わせた安全措置が講じられていない。
- ③ 機械の安全措置よりも作業者の安全活動に着目した対策に頼っている。
- ④ 機械の動力によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策のために、機械メーカー、機械ユーザーそれぞれに対し、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、次の事項について効果的な指導を行うべきである。
  - ・機械メーカーに対して  
機械の設計段階でリスクアセスメントを行い、必要なリスク低減措置を実施する必要がある。その上で、ユーザーに機械を譲渡、貸与する場合には、残留リスクとその対処方法についての「使用上の情報の提供」

を確実に行うよう指導する。

・機械ユーザーに対して

機械メーカーから提供された「使用上の情報」を活用し、ユーザーの使用方法に見合った保護方策を講じる必要がある。

その際、災害発生プロセスに基づきリスクを評価し、残留リスク管理を行う、「論理的な安全衛生管理」の考え方方に沿うよう指導する。

その他、機械ユーザーから機械メーカーに対する「使用後に得た知見等の伝達」について実施するよう指導する必要がある。

## 2 建設業

### 建設業における墜落・転落災害防止にかかる課題

- ① 墜落・転落災害をみると、はしご・脚立からが 28%、足場からが 17%、屋根等からが 12%を占める状況にあるところから、対策を考えていく必要がある。
- ② 墜落・転落災害の発生事例をみると、本来、工事着手にあたっては、事業者が安全対策の措置状況等を含めて作業場所の状況を把握し、工法や作業方法を事前検討した上で、労働者に作業指示すべきであるが、作業進捗を優先するあまりこれらを怠り、墜落防止措置や工法の選定等のすべてを労働者に任せて作業を行わせた事例が多く認められる。  
基本的な墜落防止対策を作業前に、元請事業者、下請事業者、関係労働者が十分検討したうえで適切に実施させるように指導を行うことが必要である。
- ③ 墜落のおそれのある個所を排除することはもちろんであるが、安全帯使用による墜落防止対策については、法改正が予定されているハーネス型安全帯の普及促進を含め、対策の重点とすべきである。

## 3 林業

### 林業における課題

9 次防期間から 11 次防期間までは、各期間において死者数が 2 人以下であったものが、12 次防期間では 6 人と急増した。死亡災害はすべて伐木作業によるもので、このうちかかり木処理によるものが 4 人を占めていた。これらかかり木処理をはじめ伐木作業にかかる災害防止対策を推進する必要がある。

## II 労働災害発生件数を減少させるための重点業種対策

### 1 陸上貨物運送事業対策

#### 陸上貨物運送事業における墜落・転落災害防止にかかる課題

- ① トラックからの墜落・転落災害が多くを占めるところから、荷台への昇降設備の使用やフォークリフトでの荷役作業にかかる遵守事項などを内容とする「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号)」に基づき、安全対策を推進する必要がある。
- ② 墜落・転落災害は、配送先等の出先において 75% が発生しており、事業者が運送先等での作業内容を把握して、設備等の問題点に対して配送先等と連携して安全措置を講じることが必要である。事業者が、荷主等の出先作業場所における作業内容を把握し、荷役作業に用いる機械設備・用具・人員等に問題がないかを検討して、必要な措置を講じて、管理すること及び自社で措置

- できない事項については、荷主等に協力要請するような措置が事業者に求められる。
- ③ 荷台等への昇降中の災害の多くは、昇降設備の不備が一因とみられる。最も有効な対策は、車両改造メーカーに対してあらかじめ車両に昇降設備を備え付けることが有効と考えられる。
  - ④ 交通事故にかかる死亡災害について業種でみると一番多く発生しているところから、管理体制の確立や安全衛生教育の実施などを内容とする「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底が必要である。

## 2 第三次産業対策

### 小売業における課題

- ① 経営トップが、必ずしも安全衛生管理の重要性を十分認識しておらず、本社・本部も店舗も安全衛生に関する意識が低調である。また、本社・本部での安全衛生担当者は、総務や労務関係部署に所属して兼務している場合が多く、安全衛生管理業務が片手間となり、十分な取組が難しい状況にある。
- ② 小売業で発生する災害の約25%は、主要な多店舗展開する事業場で発生している。事業場の安全管理は、店長にゆだねられているにもかかわらず、設備的な安全対策や、一定の金額が必要とする安全対策については、店長の権限だけでは対応することが出来ず、本社・本部の承認等が必要となる。しかし、本社・本部では、客に関する安全対策を優先し、労働者への対策は後回しとなっていることから、本社・本部の安全担当はもとより、経営トップに対して安全衛生管理の必要性・重要性について理解を促進する必要がある。
- ③ 正社員が店長など数名に限られ、他は全てパート労働者といった労働者構成が一般的であり、安全衛生管理体制が不十分である場合や、安全衛生委員会等について、効果が期待できる内容での開催がなされていない場合が多い。
- ④ 労働災害が発生した場合において、店舗からは本社に報告するのみ、本社は他店舗へ情報展開するのみで、原因や対策の検討について、店舗、本社のいずれも行っていないところが散見される。
- ⑤ 正社員に対しては本社で計画的な安全衛生教育を行っているが、労働者の大部分を占めるパート労働者等に対しては店舗においてOJT教育を主としていることが多い。この際、OJT教育の内容については、安全衛生管理に関する認識・知識が乏しい店長等に任せている場合があるため、パート労働者等に対する安全衛生教育を効果的に実施することが必要である。
- ⑥ 本社・本部が主導して、店舗等の安全衛生活動について、全社的に取り組むことが重要であり、継続的な指導が必要である。

### 社会福祉施設における課題

- ① 第三者災害を含め、要介護者が介護者の意図しない行動を起こしたことによる災害も多発しているところであり、これらの災害防止対策は難しい点が多い。また、社会福祉施設において講ずべき労働災害防止対策は、設備の改善よりも人の行動による対策が多くとられているところから、ヒューマンエラーが発生した際に対策の効果が不十分となることが多い。
- ② 作業管理による対策として、2名組体制の確保等が有効と考えられるが、利用者に対しサービス内容を明示するために作成するケアプランは、訪問型介護について2名派遣等の内容を盛り込むことは、利用者の料金負担に結びつ

くため、事業場の判断で容易に変更できない問題点がある。

- ③ 各施設における安全衛生管理体制は整っておらず、本部が主導して全社的な安全衛生活動に取り組む必要がある。

### 飲食店における課題

- ① 各店舗には安全衛生管理体制が整備されておらず、本社との連携も十分でない状況が認められる。労働災害が発生した場合においても、店舗は本社に報告するのみで本社は他店舗へ情報展開するのみの場合がほとんどであり、店舗、本社のいずれにおいても原因や再発防止対策の検討を行っていない。
- ② 正社員に対しては本社で教育を行っているが、労働者の大部分を占めるパート社員に対しては店舗におけるOJT教育としている例が多い。この際、OJT教育の内容を店長等に一任している場合がほとんどであるが、店長等は一般に安全衛生管理に関し認識が乏しく、正社員とパート社員の教育体制に格差が生ずる原因となっている。
- ③ 多店舗展開企業の多くが、セントラルキッチン制を導入しており、各店舗には、最低限の食品加工機械しか置かない方針としているが、フライヤー等の調理器具等における災害が発生している。

### III 業種横断的対策

#### 転倒災害防止対策にかかる課題

- ① 日常生活においても起こり得るところから、事業者が、転倒災害防止対策の必要性の認識は乏しく、具体的な対策に取組む意欲は低い。
- ② stop 転倒災害プロジェクトとして、平成27年1月から取組んできたが、取組み当初は災害の減少もみられ、その後は増加傾向に転じているところから、継続して対策に取り組む必要性がある。
- ③ 転倒災害発生の原因として4S（整理・整頓・清潔・清掃）の欠如とされるものが多く認められているところから、4Sの推進を図ることにより防止対策を図るべきである。

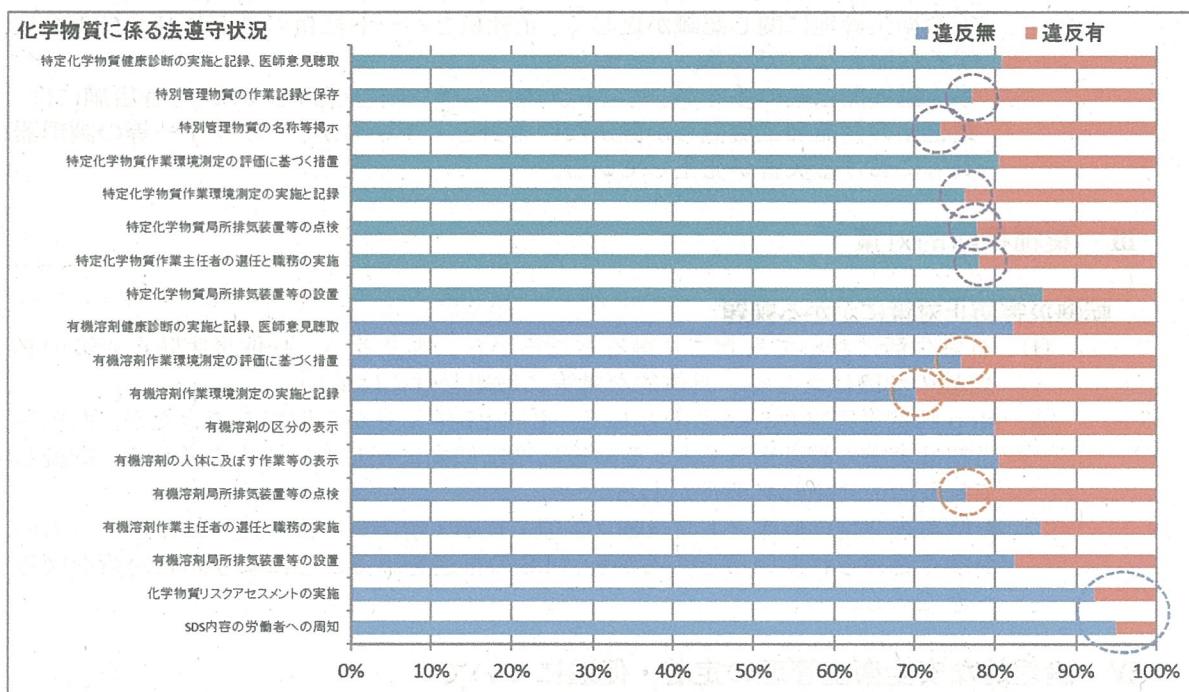
### IV 論理的な安全衛生管理の定着・促進について

- ・平成28年4月から、労働災害を発生させた事業場に対して労働災害の検証及びその結果報告を求めた「労働災害検証結果等報告書」をみると、残留リスクがあることを前提とした対応を適切に行っている例は多くない。
- ・事業場における自主的な安全衛生対策を実効あるものとするためには、災害発生プロセスに基づき検証を行うことで、災害原因としての危険源に着目し、残留リスクのレベルに応じた効果的な労働災害防止対策が講じられるよう、論理的な安全衛生管理の考え方の導入・定着を図ることが必要である。

## V 重点とする健康確保・職業性疾病対策

### 1-a 化学物質による健康障害防止に係る課題

- ① 化学物質の危険性・有害性を把握するためには、ラベル表示及び安全データシート（SDS）を事前に確認し、リスクアセスメントを実施する必要があるところ、化学物質を使用する事業場に対し実施した調査結果をみると、「薬剤、溶剤購入時に成分（危険有害性）の確認をする」事業場は、おおむね三分の二しかなく、危険・有害性の確認は十分実施されているとは言えない。
- ② 屋内等での内燃機関の使用、厨房内の不十分な換気やガス器具等の不完全燃焼等による一酸化炭素中毒は、飲食店等も含め第三次産業においても発生していることから、工業的業種のみならず広く中毒災害防止対策の周知が必要である。



- ③ 有機溶剤使用事業場においては、「作業環境測定の実施と記録」に係る違反が3割近くあり、また「作業環境測定実施後の評価に基づく措置」や「局所排気装置等の点検」も2割を超える違反が認められる状況にある。
- ④ 特定化学物質等使用事業場においては、「特別管理物質等の名称表示」に係る違反が3割近くあるほか、「特別管理物質の作業記録と保管」、「作業環境測定の実施と記録」、「局所排気装置等の点検」、「作業主任者の選任と職務」も2割を超える違反が認められる。
 

このように、リスクアセスメントの実施など義務化された措置は一定履行される状況になるものの、行政に対する報告義務のない作業環境測定や局所排気装置等の点検に係る遵法状況は必ずしも高いとはいえない。
- ⑤ 局所排気装置の設置等については、技術的知識に加え多額の費用がかかる等の事情から、適正な設置がなされない状況もみられ、法違反の是正にも相当の期間を要する例が見られる。
- ⑥ 規制対象の化学物質について、必ずしも有害性が明らかとなっていない規制外の化学物質へ代替する例も見られる。この場合、有害性等が明らかとなっていないことから、規制物質よりも管理の困難度が高いことを周知することが必

要である。

- ⑦ これまでの化学物質対策は、中毒予防に重点が置かれていたが、溶剤や薬品などの飛沫が身体にばく露することによる薬傷・やけど等の障害が多数発生していることから、保護具の適切な使用の徹底が重要である。第三次産業であるビルメンテナンス業や接客・娯楽業でも発生していることから、こうした第三次産業においても化学物質による障害予防対策の推進が必要である。
- ⑧ 化学物質による災害の被災者は、経験年数1年未満で全体の3割を占めることから、雇入れ時の労働衛生教育の徹底や未熟練者に対する再教育の実施が求められる。

### 1-b 石綿ばく露防止対策に係る課題

- ① 建築物の解体等の作業において石綿の含有の有無に係る事前調査が適切に行われていない事案や作業届等がなく工事着工している事案、石綿含有建材の使用が判明した後もばく露防止措置等がされないまま工事が進められる事案などが見られる。
- ② 労働基準監督署に提出される石綿除去等の作業届は年々増加している状況にあり、今後も増加が見込まれる。
- ③ 住民等から石綿含有物の処理や除去作業に関する不適切な作業である旨の通報が労働基準監督署や自治体に対し寄せられており、引き続き自治体とも連携した建築物解体現場等における石綿ばく露防止措置の徹底が必要である。

### 2 メンタルヘルス対策に係る課題

- ① 平成27年度は労働者100人以上、平成28年度は労働者50人以上99人以下の事業場を対象に、メンタルヘルス対策の取組状況について調査した結果、8割以上の事業場で何らかの取組を行っている状況であった。しかし、メンタルヘルス指針に示された4つのケア（「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」、「事業場外資源によるケア」）のすべてに取り組む事業は2割未満であった。
- ② メンタルヘルス対策を事業場が実施するに当たり、メンタルヘルス指針に基づき「心の健康づくり計画」の策定と、計画に沿った取組の実施が重要であり、具体的には、4つのケアの継続的かつ計画的な実施による1次予防（未然防止）、2次予防（早期発見と適切な措置）、3次予防（職場復帰支援）の円滑な実施が必要である。
- ③ 平成27年12月から義務化されたストレスチェック制度の実施状況をみると、実施結果報告の状況は8割以上となっているものの、「高ストレス者に対する医師面談」、「集団分析の実施（職場環境改善）」等についての実施状況が全国水準より低い状況にある。

### 3-a 腰痛予防対策に係る課題

- ① 腰痛災害件数は減少傾向になく、採用後経験年数6か月までの労働者において発生している割合が多い。
- ② 被災労働者を年齢別にみると、30歳代から40歳代が全体の5割以上を占めており、体力に対する過信等による要素が発生原因の一つにあるのではないかと懸念される。
- ③ 被災時の作業内容をみると、社会福祉施設を含む保健衛生業においては介護・看護作業、製造業では重量の物等の取扱い作業において多く発生している。なお、社会福祉施設（入居型）では二人介助や介護機器の導入などによる作業方法の工夫・改善が進みつつあり、製造業でも生産ラインや物流設備の自動

化・機械化により、腰痛災害の要因と負担の除去又は軽減が進んでいる。

### 3-b 熱中症予防対策に係る課題

- ① 愛知県内における熱中症の休業 4 日以上の死傷者数は平成 25 年から平成 28 年までの合計は 112 件であり、死亡に至る者もあった。
- ② 平成 29 年に休業のない事案(一人親方も含む)も含め、熱中症の発生状況を集計・分析したところ、次のとおりであった。
  - ・ 建設業、製造業がそれぞれ全体の約 3 割を占めている。その次に運送業、警備業の順で災害が多い。製造業では、金属関連業種が全体の約 6 割を占めている。建設業では建築工事業が全体の約 6 割を占めており、土木業は約 2 割である。
  - ・ 発生月では 4 月より発生し、最も多いのは 7 月、次が 8 月である。
  - ・ 時間帯では、午後 0 時に減少が見られるが、日中、恒常に発生している。
  - ・ 屋外と屋内の発生割合は、半々である。また、屋内作業場では、風通し無しが約 7 割、屋外作業場では風通し無しが 4 割を超えている。
  - ・ 飲料水と塩分の備付けと補充は、9 割前後で行われている。
  - ・ 勤続期間でみると、1 年未満の者が全体の約 5 割を占めている。
  - ・ 約 5 割の者が不休であり、約 4 割の者が休業 1~3 日である。
  - ・ 救急車で搬送された者は約 50%、上司・同僚による受診が約 34%、自ら受診が約 8% である。
- ③ 以上から、引き続き熱中症の多い業種を対象として、暑さ指数や気温の把握、適時に休憩を取るなどして熱に順化する取組、雇入れ時教育の徹底等熱中症予防対策を推進する必要がある。

### 4 粉じん障害防止対策に係る課題

- ① 粉じん作業場を有する事業所に対する監督結果をみると、発散源に対する飛散防止や、呼吸用保護具の未使用のほか、作業環境測定や粉じん特別教育の未実施などが認められる。特に、呼吸用保護具の使用については、事業者のみならず労働者に対しても適正な使用の徹底を指導するよう意識啓発及び指導が必要である。
- ② 粉じん作業の規制対象の範囲が拡大した結果、対象事業場数及び作業従事労働者数が増加している。なお、新規じん肺有所見者は近年大幅な減少となっている。
- ③ 粉じんの発生するおそれがあるトンネル工事現場については、引き続き粉じんの発散抑制や防じんマスクの適切な使用、有害業務(粉じん発散場所業務)に対する時間外労働制限(2 時間限度)等について指導する必要がある。

### 5 過重労働による健康障害防止対策に係る課題

- ① 過重労働による脳・心臓疾患に係る労災認定件数は、近年 10 件台~20 件で推移している。
- ② 時間外・休日労働に関する労使協定(36 協定)の届出事業者に対し行った自主点検結果をみると、1 か月 100 時間を超える時間外労働等を行った労働者に対する医師の面接指導を実施した事業場の割合は 4 割に満たず、1 か月 80 時間を超える 100 時間以内の時間外労働等を行った労働者については 2 割にも満たない状況にあり、過重労働による高ストレス者が放置されず必要な対応が講じられる必要がある。

## VI 治療と仕事の両立支援(参考)

- ① 両立支援の取組みを行う関係機関相互の情報共有等の連携を図るため設置した「あいち地域両立支援推進チーム」において、県内に本社を有する企業に対し両立支援の取組状況について実態調査を行った結果、社内に相談・申出の窓口を設置していないものが5割以上あるほか、患者である労働者の出勤による負担を軽減する措置（時差出勤や所定労働時間短縮など）の社内整備は十分ではない状況もみられる。  
さらに、企業にとっては、労働者本人からの病状や復帰の見通しなどを聞きづらいといった状況も見られる中で、主治医等労働者が治療を受ける医療機関とのコミュニケーションの必要性を重視する意見も見られる。
- ② あいち地域両立支援推進チームの活動を通じて「治療と職業生活の両立支援ガイドライン」や両立支援サービスの実施機関等の周知のほか、企業の意識改革や労働時間制度の整備、相談窓口の設置などの企業における取組の促進、さらに労働者、企業（産業医）、主治医との間で両立支援を行うコミュニケーションをサポートし就労継続や職場復帰を支援する体制の整備を図ることが必要である。



---

# **第12次労働災害防止推進計画**

## **推進状況(速報版)**

**愛知労働局**

---

# 目次

I 第12次労働災害防止推進計画の目標と現状	4
1 全産業における災害発生状況	6
2 業種ごとの事故の型別での災害発生割合	8
3 労働者千人当たりの死傷災害件数	10
4 労働災害と有効求人倍率の相関関係	11
II 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	12
1 製造業対策	12
a 製造業全般の傾向	12
b 食料品製造業	13
c 金属製品製造業	14
d 機械の動力によるはさまれ・巻き込まれ災害についての詳細	15
2 建設業対策	17
a 建設業を取り巻く状況等	17
b 墜落・転落災害防止対策	20
III 労働災害発生件数を減少させるための重点業種対策	23
1 陸上貨物運送事業対策	23
a 陸上貨物運送事業全般傾向	23
b 荷役作業時における墜落・転落災害防止対策	24
2 第三次産業対策	25
a 小売業	25
b 社会福祉施設	27
c 飲食店	29
3 業種横断的対策	31
a 高年齢労働者対策	31
b 転倒災害防止対策	32
c 外国人労働者対策	34
d 派遣労働者対策	38
IV 業務上疾病を取り巻く状況	40
1 業務上疾病の発生状況	40
2 衛生管理体制	41
3 定期健康診断結果	41
V 重点とする健康確保・職業性疾病対策	43
1 化学物質等による健康障害防止対策	43
a 化学物質による健康障害防止対策	43
b 石綿ばく露防止対策	46
2 メンタルヘルス対策	47
3 腰痛・熱中症予防対策	51

---

a 腰痛予防対策	51
b 熱中症予防対策	52
4 粉じん障害防止対策	55
5 過重労働対策	56
論理的な安全衛生管理の推進・定着	58

## I 第12次労働災害防止計画の目標と現状

### 第12次労働災害防止推進計画のポイント

#### 現状と課題

- 労働災害による被災者数（平成24年）
- ・死亡者数：8849人（過去最少）
  - ・死傷者数：6,392人（2年連続増加後、平成24年は減少）
  - 労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設は過去5年で47%増）
  - 死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業で60%を占め、割合が高い
  - （特に製造業における機械によるはざまれ災害、建設業における墜落・転落災害）

#### 計画の目標

- 平成29において、労働災害による死傷者数を40人を下回る  
○平成29において、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少  
(平成24年と比較して)

計画期間は平成25年度から29年度まで

11次防の結果【業種別の死傷者数の推移】(単位:人)

業種	平成19年	平成24年	災害増減率
製造業	2,705	2,060	-23.8%
建設業	840	627	-25.4%
第三次産業	2,450	2,532	+3.3%
小売業	638	692	+4.1%
社会福祉施設	157	231	+47.1%
飲食店	189	231	+22.2%
陸上貨物運送事業	1,007	905	-10.1%
全業種合計	7,292	6,392	-12.3%

（出典：労働者死傷病報告）

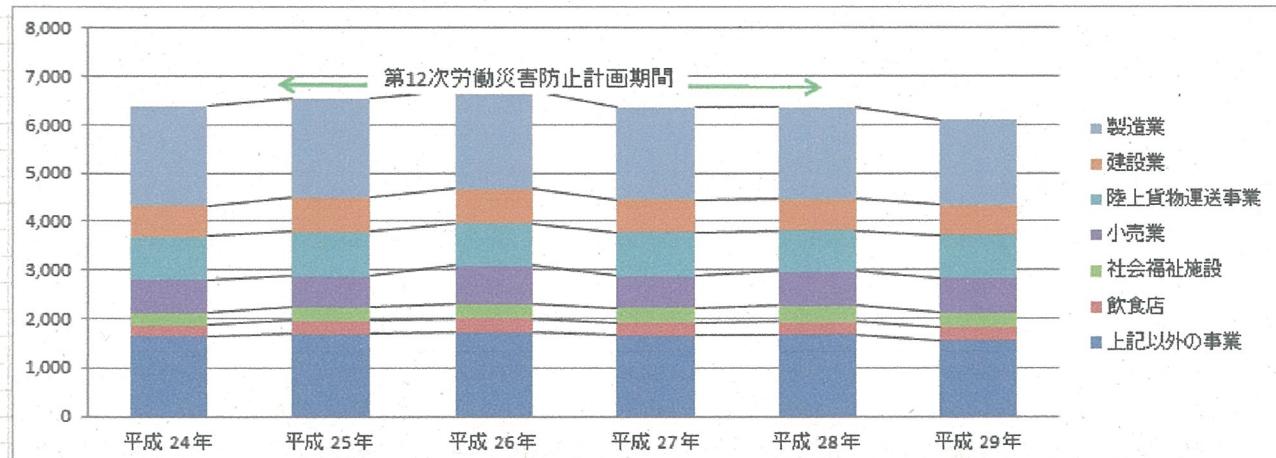
#### ポイント①

死亡災害等重高度の高い災害防止に重点を絞った取組を実施  
(機械によるはざまれ災害、建設業における墜落・転落災害)

#### ポイント②

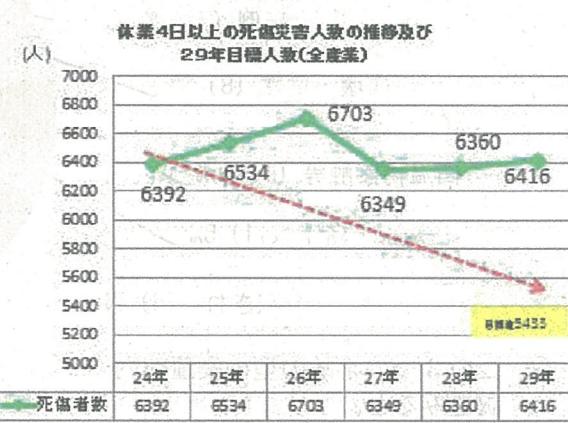
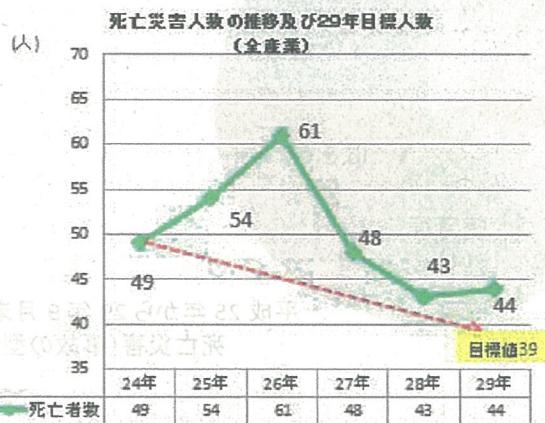
第三次産業を重点業種に位置づけ  
(小売業、社会福祉施設、飲食店)

#### ■ 第12次労働災害防止推進計画重点業種の災害推移



## ■ 目標と現状 (ひき末良の平成29年目標と現状) 重点主労災対応事業全

目標	実績		現状
<b>死亡災害</b> 平成29年において、労働災害による死者数を40人以下とする 49人(24年)→39人以下(29年)	平成24年 49人	→ 10.2%減少	平成29年 44人 全産業では、平成29年において39人以下(20%減少)の目標まで達していない。平成30年1月末時点では、44人と前年同期と比較して6人増加している。
<b>死傷災害</b> 平成29年において、平成24年と比較して労働災害による死者数(休業4日以上)を15%以上減少する 6,392人(24年)→5,433人以下(29年)	平成24年 6,392人	→ 0.4%増加	平成29年 6,416人 全産業では平成28年において、6,360人と15%減少の目標に対して、0.5%減少にとどまっている。平成30年1月末時点では、6,416人と前年同期と比較して5.5%増加している。



## ■ 重篤度の高い労働災害の防止対策の目標と現状

目標	実績		現状
<b>製造業</b> 休業4日以上のはざまれ・巻き込まれ災害を15%以上減少させる (平成29年において543人)	平成24年 639人	→ 22.4%減少	平成28年における休業4日以上のはざまれ・巻き込まれ災害は、532人で、24年と比較して107人(16.7%)減少している。平成30年1月末時点では、496人で前年同期と比較して16人(3.1%)減少している。
<b>建設業</b> 休業4日以上の墜落・転落災害を15%以上減少させる (平成29年において186人)	平成24年 219人	→ 0.0%減少	平成28年における休業4日以上の墜落・転落災害は、215人で、24年と比較して4人(1.8%)減少にとどまっている。平成30年1月末時点では、219人で前年同期と比較して9人(4.3%)増加している。

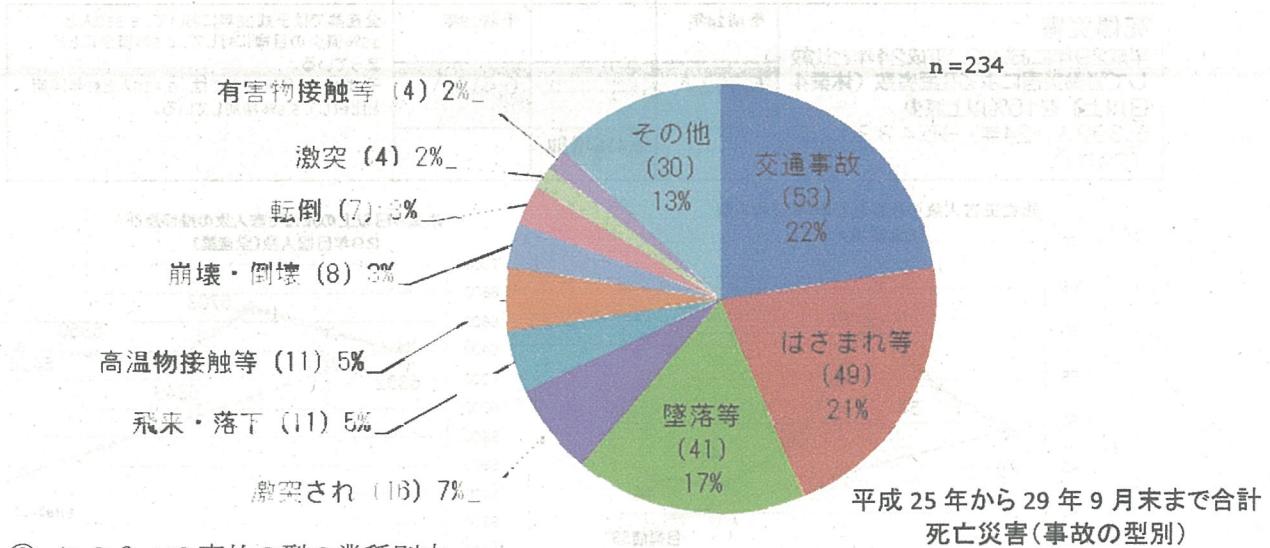
## ■ 労働災害人数減少のための重点業種対策の目標と現状

目標	実績		現状
<b>陸上貨物運送事業</b> 休業4日以上の荷役作業時の墜落・転落災害を15%以上減少させる (平成29年において182人)	平成24年 214人	→ 11.7%減少	平成28年における休業4日以上の荷役作業時の墜落・転落災害は、187人で24年と比較して27人(12.6%)減少している。平成30年1月末時点では189人で、前年同期と比較して6人(3.3%)増加している。
<b>第3次産業</b> 小売業における休業4日以上の死傷者数を20%以上減少させる (平成29年において653人)	平成24年 692人	→ 9.4%増加	平成28年における小売業における休業4日以上の死傷者数は、694人で、24年と比較して2人(0.3%)増加している。平成30年1月末時点では、757人で、前年同期と比較して65人(12.6%)増加している。

## 1 全産業における災害発生状況（平成 25 年 1 月から平成 29 年 9 月末まで）

### (1) 死亡災害（合計 234 人）

- ① 事故の型別にみると、交通事故、はざまれ・巻き込まれ、墜落・転落の 3 種で 62% を占めている。なお、交通事故 53 件のうち、14 人 (26.4%) は、追突など避けられないものである。



- ② この 3 つの事故の型の業種別内訳をみると、

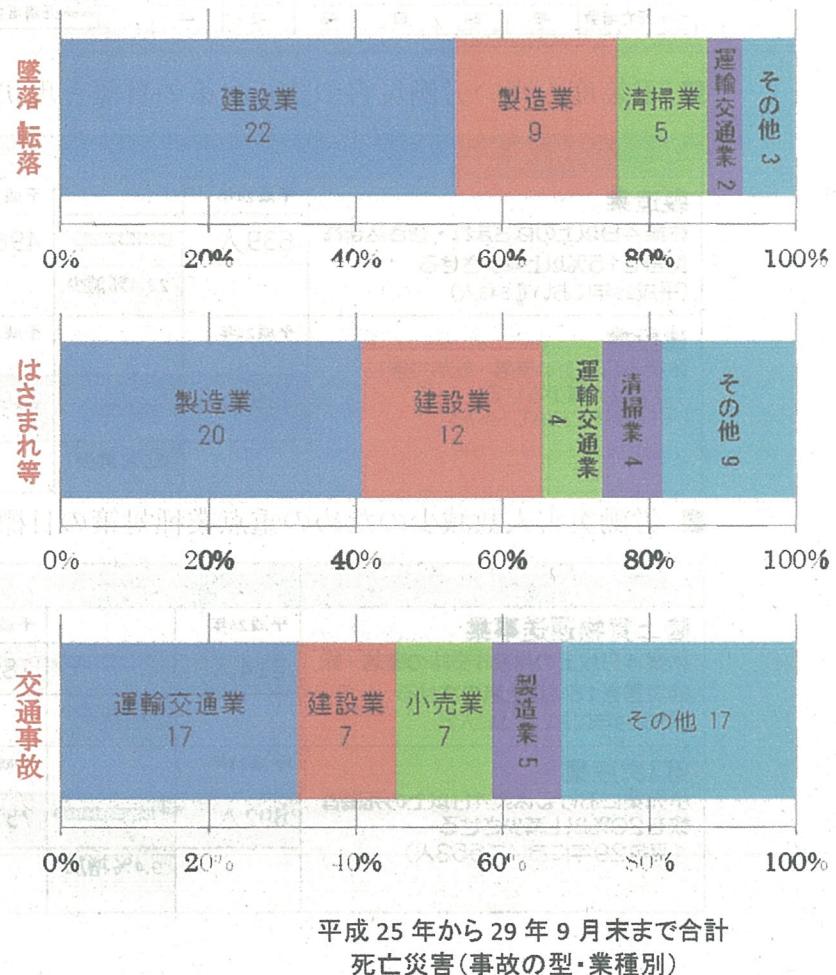
墜落・転落及びはざまれ・巻き込まれは、ともに製造業、建設業の 2 業種が全体の 60% 以上を占めているのに対し、交通事故は、運輸交通業のほか、多業種で分散的に発生していることが分かる。

- ③ 業種別にみると

- ・建設業 78 人・28%
- 建築工事が 33 人で最多  
(内鉄骨鉄筋が 20 人)
- ・製造業 65 人・24%
- 鉄鋼業 12 人、  
　製造業輸送用機械器具 7 人
- ・陸上貨物 40 人・14%
- 道路貨物運送業 31 人、  
　17 人が交通事故

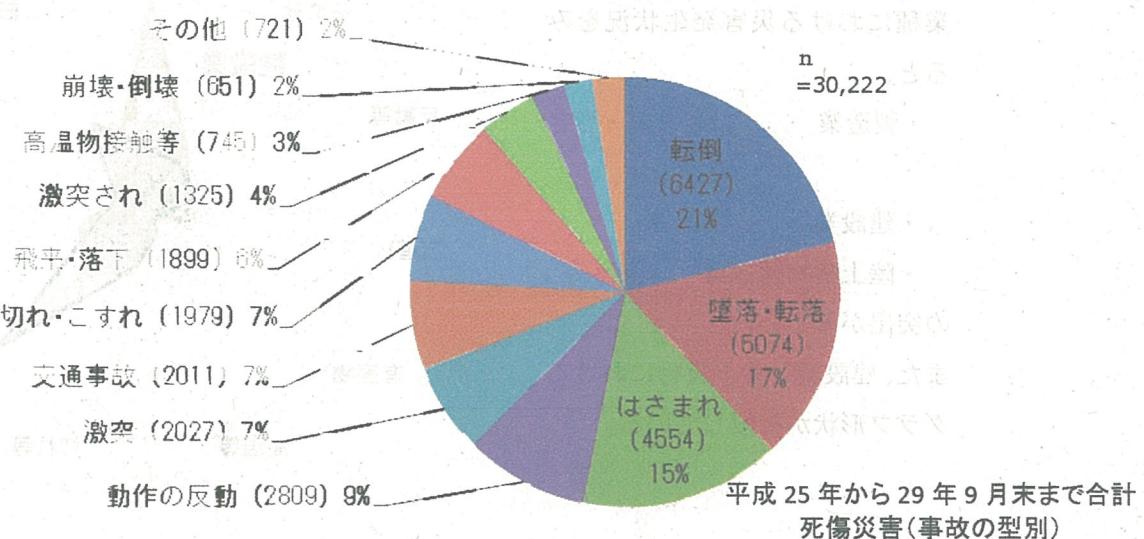
また、林業における死亡災害は、9 次防期間から 11 次防期間まで 1 人または 2 人であったが、12 防期間において 6 人と大幅な増加をした。

死亡災害は、すべて伐木作業において発生しており、かかり木の処理中において多発している。



## (2) 休業 4 日以上の死傷災害（合計 30,222 人）

- ① 事故の型別にみると、転倒、墜落・転落、はされ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作の 4 種で 62% を占めている。



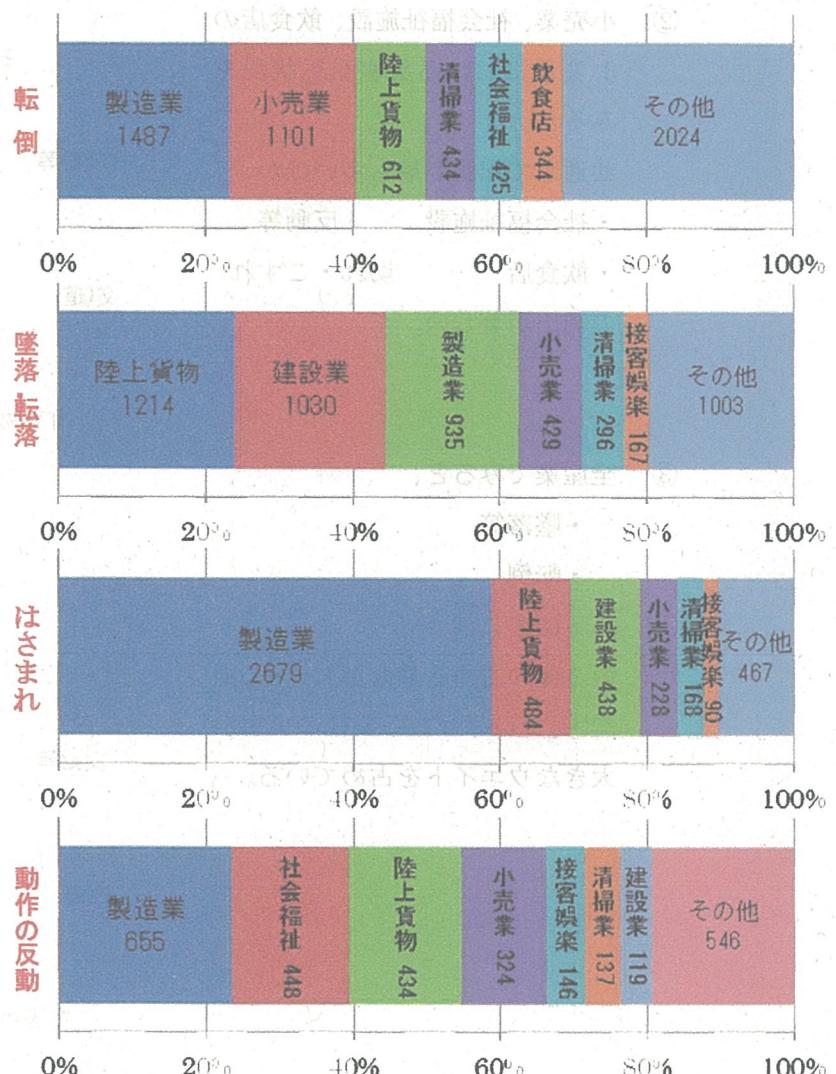
- ② この 4 つの事故の型の業種別内訳をみると、転倒、墜落・転落、動作の反動は、多業種で分散的に発生していることが分かる。これに対して、はされ・巻き込まれは、製造業が 59% を占めている。

- ③ 業種別でみると

- ・ 製造業 9,110 人・30%
- ・ 陸上貨物運送業 4,157 人・14%
- ・ 小売業 3,292 人・11%
- ・ 建設業 3,160 人・10%

最も多い製造業の内訳では、この 3 業種で製造業の 53% を占めている。

- ・ 食料品製造 1,952 人
- ・ 金属製品製造 1,840 人
- ・ 輸送用機械器具 1,058 人



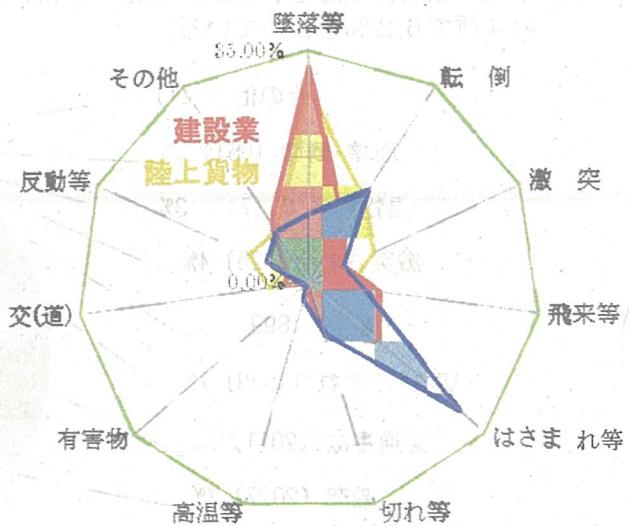
平成 25 年から 29 年 9 月末まで合計死傷災害(事故の型・業種別)

## 2 業種ごとの事故の型別での災害発生割合 (平成 25 年 1 月から平成 29 年 6 月末まで) (業種別)

### ① 製造業、建設業、陸上貨物の 3 業種における災害発生状況をみると、

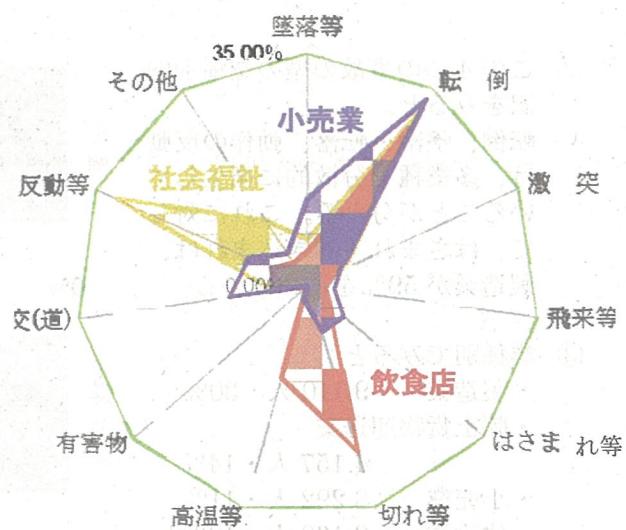
- ・製造業 はまれ・巻き込み
  - ・建設業 墜落等
  - ・陸上貨物運送業 墜落等
- の突出が著しい。

また、建設業と陸上貨物におけるグラフ形状が相似している。



### ② 小売業、社会福祉施設、飲食店の 3 業種における災害発生状況をみると、

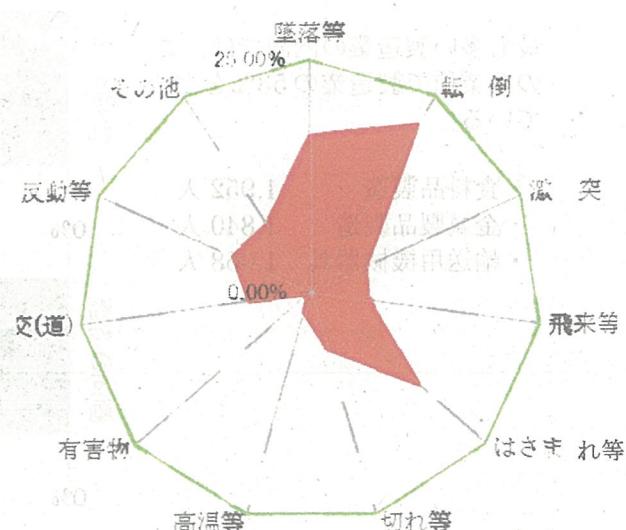
- 共通して転倒が最も多いほか
- ・社会福祉施設 反動等
  - ・飲食店 切れ・こすれ
- の突出が著しい。



### ③ 全産業でみると、

- ・墜落等
- ・転倒
- ・はまれ

の 3 種の占める割合が大きく、上記①、②に挙げた各業種の災害が大きなウエイトを占めている。



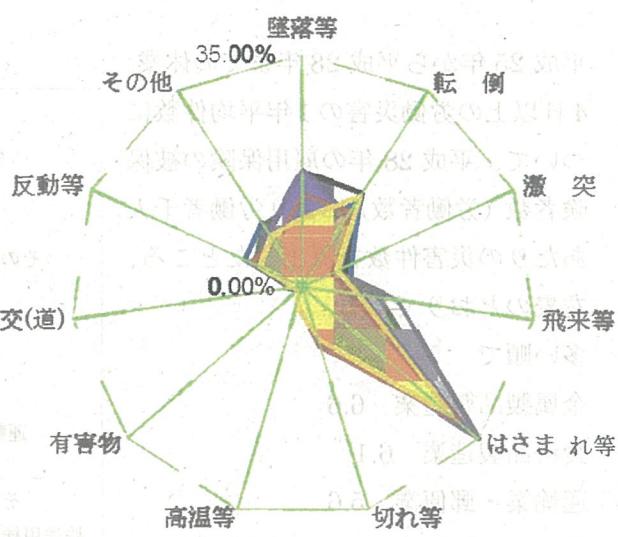
④ 製造業の内訳（業種中分類）をみると、

- ・ 製造業のうち、下記業種について、グラフ化すると製造業全体と同様に、はまれ・巻き込みが突出しており、グラフ形状が相似している。

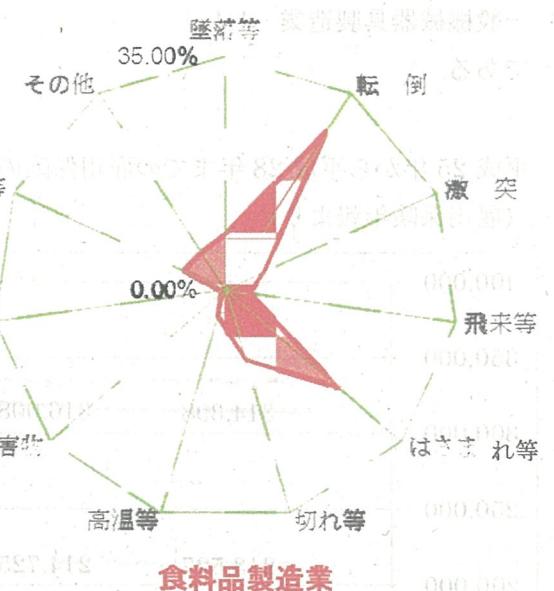
- ・ 化学工業
- ・ 窯業土石製品製造業
- ・ 金属製品製造業
- ・ 一般機械器具製造業
- ・ 輸送用機械器具製造業
- ・ その他製造業

- ・ 他方、食料品製造業については、転倒の割合が最大となり、製造業の他業種とは異なる際立った特徴が認められる。

業種別災害原因割合(重ねて表示)



製造業各業種を重ねて表示



食料品製造業

### 3 労働者千人当たりの死傷災害件数

平成 25 年から平成 28 年までの休業 4 日以上の労働災害の 1 年平均件数について、平成 28 年の雇用保険の被保険者数（労働者数）により労働者千人あたりの災害件数を算出したところ、右表のとおりである。

多い順で

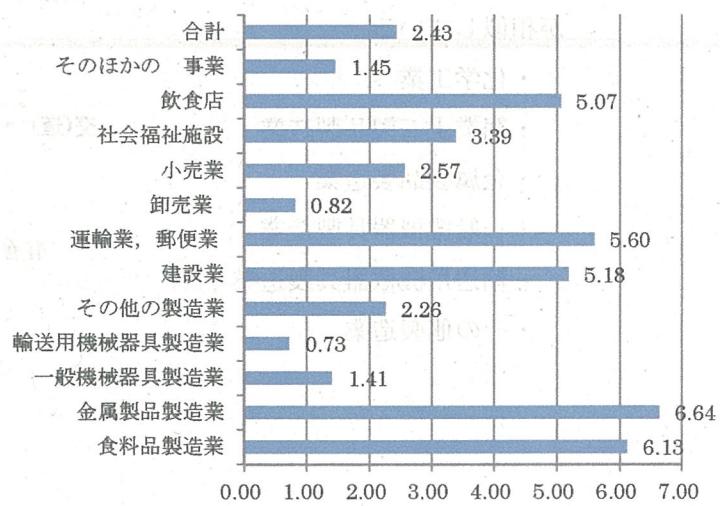
金属製品製造業 6.6  
食料品製造業 6.1  
運輸業・郵便業 5.6  
建設業 5.2  
飲食店 5.1  
少ない順では、  
輸送用機械器具製造業 0.7

卸売業 0.8

一般機械器具製造業 1.4

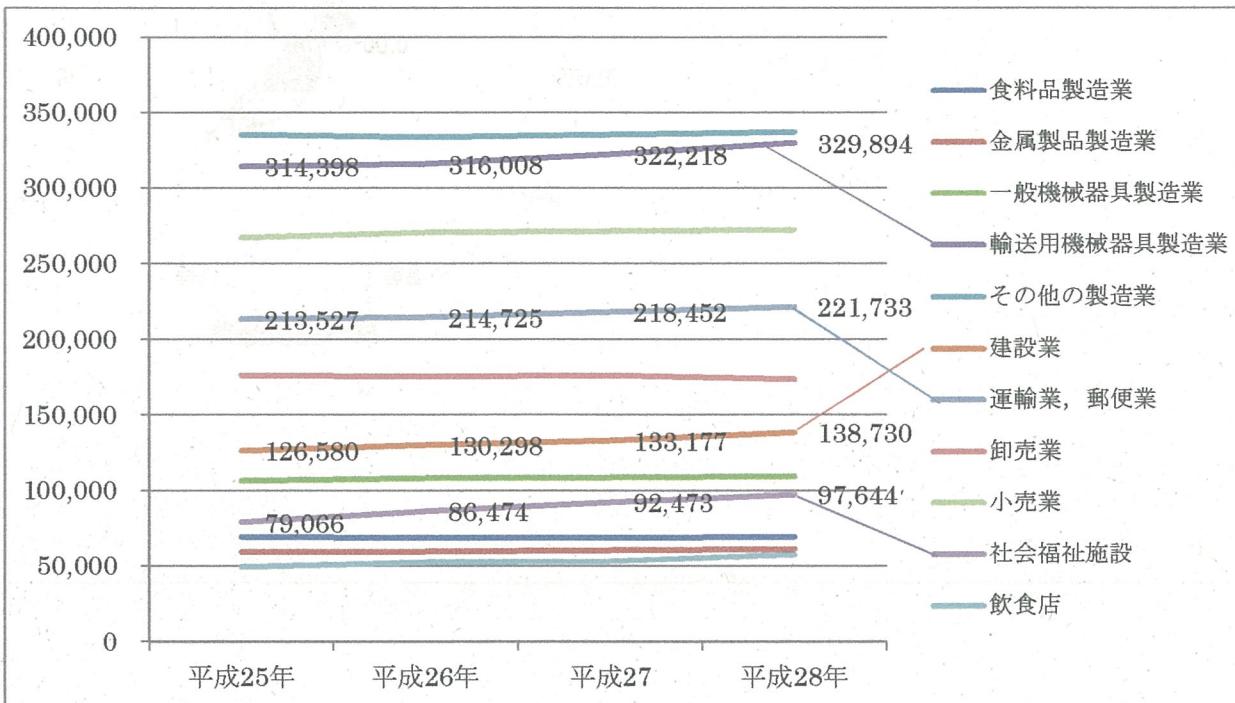
である。

平成25年～28年までの  
労働者千人当たりの死傷災害件数



平成 25 年から平成 28 年までの雇用保険の被保険者数（労働者数）の推移は、次のとおりである。

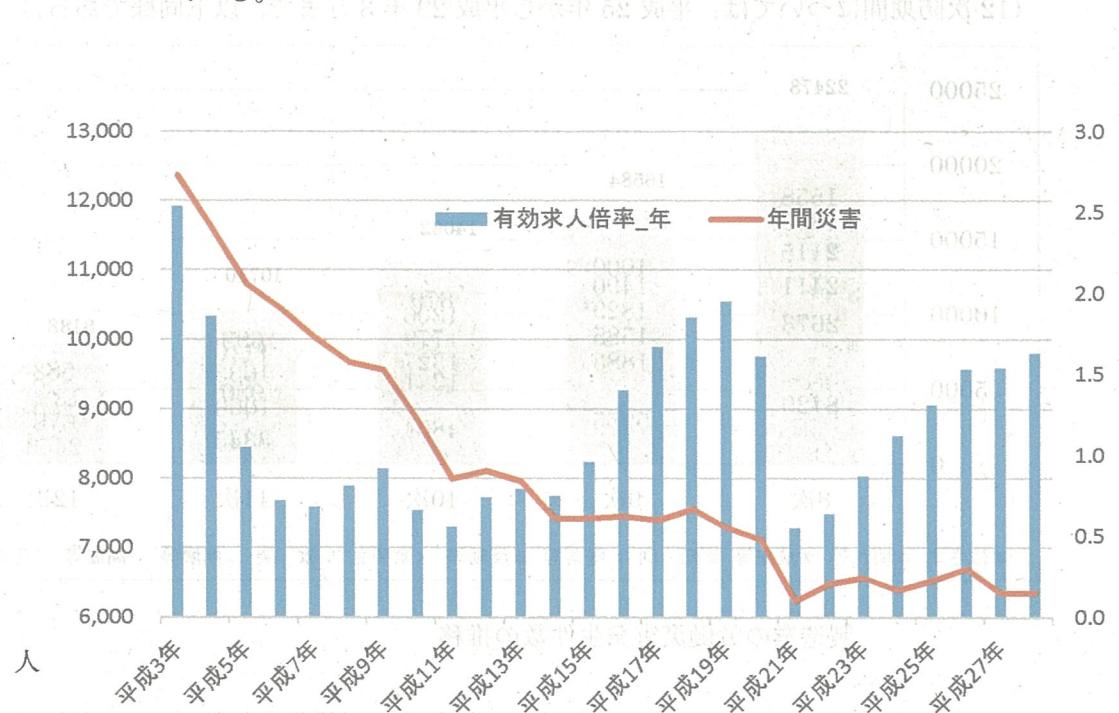
（雇用保険年報より）



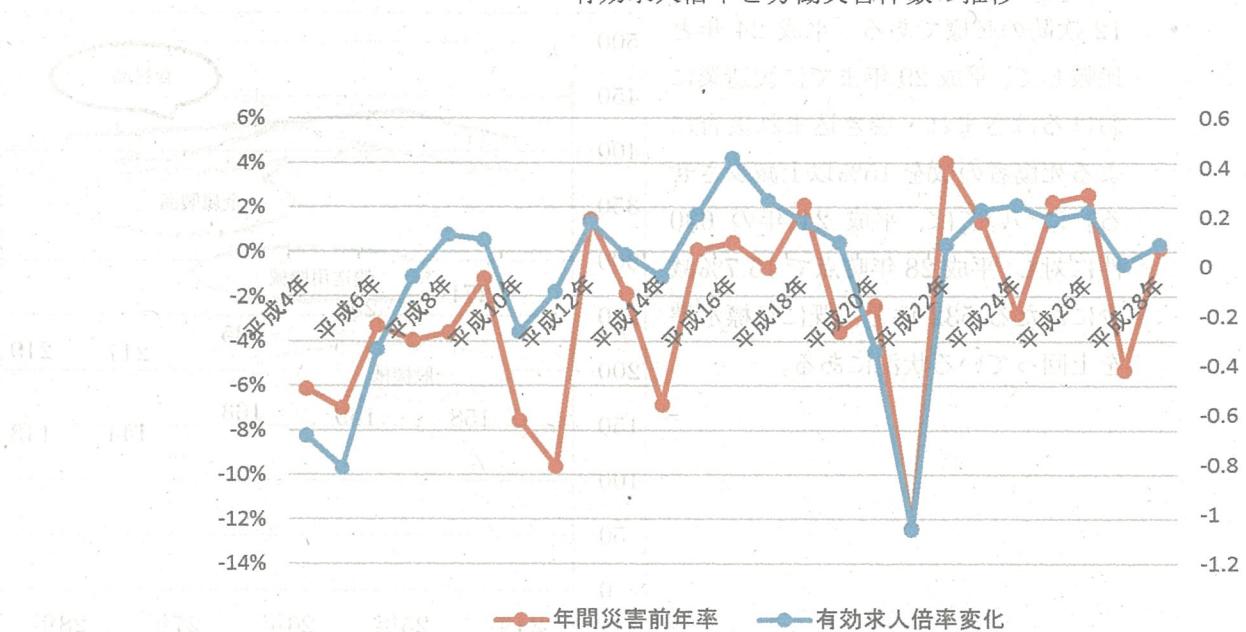
## 労働災害の発生率と有効求人倍率の関係

### 4 労働災害と有効求人倍率の相関関係

有効求人倍率と労働災害件数を比較すると、有効求人倍率が上昇する時期には、労働災害の減少幅が鈍化して横ばいとなっており、有効求人倍率が低下する時期には、労働災害件数も減少する傾向がみられるが、特に両者の増減率は近似した相関となっている。



有効求人倍率と労働災害件数の推移



労働災害件数増減率と有効求人倍率増減率の推移

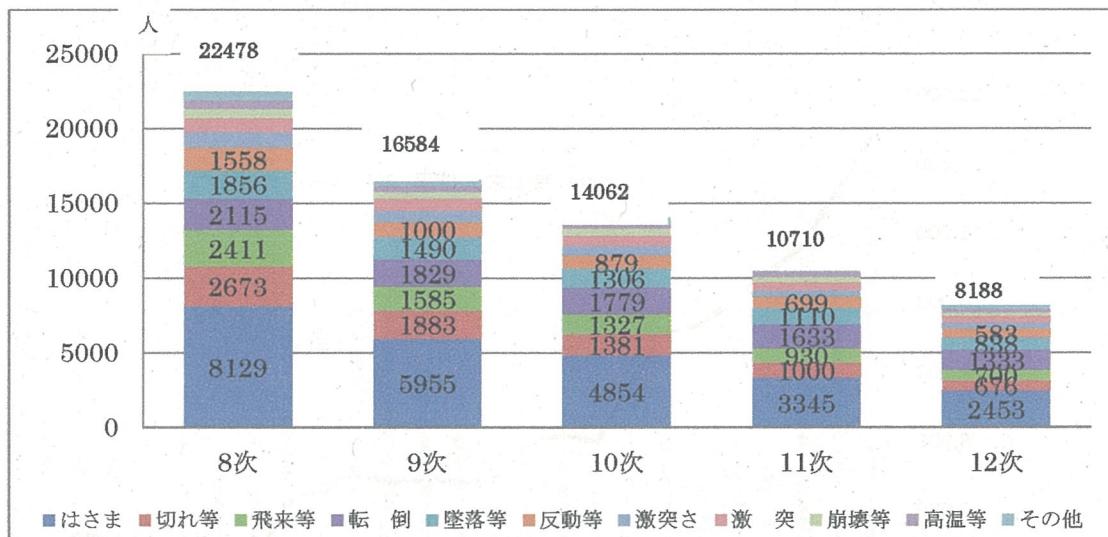
## II 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

### 1 製造業対策

#### a 製造業全般の傾向

- 製造業全体の労働災害は、8～12次防期の間、各期15%から最大26%の減少を示しており、全体に減少傾向が継続している。

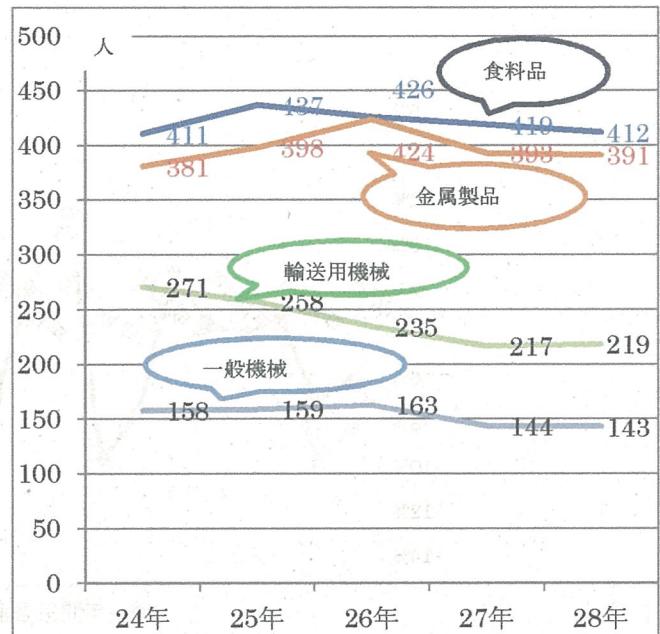
(12次防期間については、平成25年から平成29年3月まで、以下同様である。)



製造業の労働災害発生件数の推移

12次防最終年である平成29年9月末時点の製造業の労働災害件数（1,217件）は、11次防期初年である平成20年の9月末時点（1,630件）から25.3%減少している。

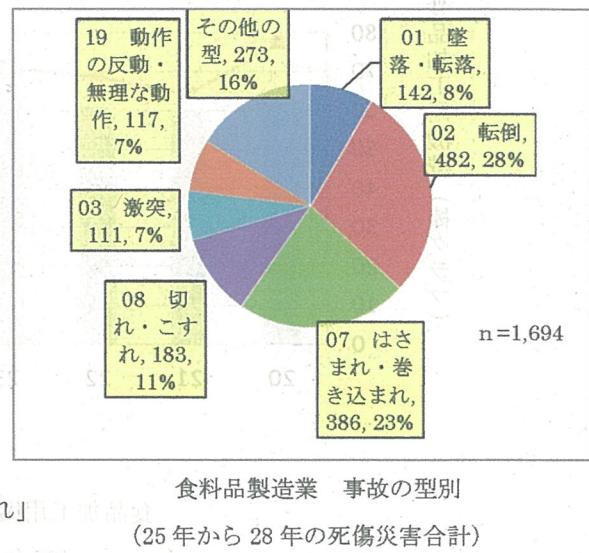
- 12次防の目標である「平成24年と比較して、平成29年までに製造業におけるはさまれ・巻き込まれ灾害による死傷者の数を15%以上減少させる」については、平成24年の630件に対し、平成28年時点で15.7%減少にあたる532件と、既に目標水準を上回っている状況にある。



製造業 業種別での災害推移  
平成25年から28年まで死傷災害

## b 食料品製造業

- 12次防期における食料品製造業の労働災害件数は、製造業全体の約22%を占めており、最多である。
- 食料品製造業における平成25年から平成28年までの休業4日以上の死傷災害を事故の型別にみると、多い順で、「転倒」28%、「はざまれ・巻き込まれ」23%、「切れ・こすれ」11%、「墜落・転落」8%、これら4つの型で70%を占めている。
- 事故の型別に12次防期間中の推移を見ると、「はざまれ・巻き込まれ」については減少傾向が見られるものの、それ以外の事故型については減少傾向が認められない。「転倒」については横ばい状態、「切れ・こすれ」については若干の増加傾向である。



- 起因物別に見ると、「動力機械」によるものについては減少傾向が見られるものの、それ以外の起因物には減少傾向は認められない。一方、「転倒」との関連性がある「仮設物、建築物、構築物」によるものについては増加傾向が認められる。
- 12次防期に発生した「はざまれ・巻き込まれ」を、起因物別にみると次のとおりであり、半数以上が動力機械（食品加工機械を含む）によるものである。

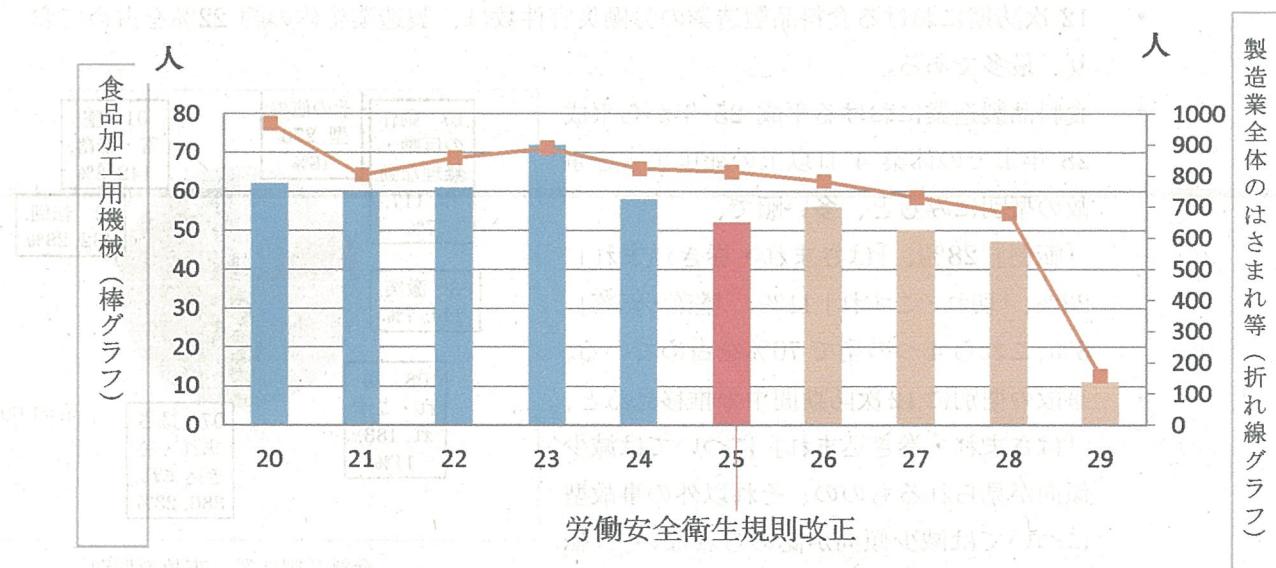
- 食品加工用機械 ..... 約36%
- 食品加工用機械以外の一般動力機械 ..... 約16%
- 人力機械工具等 ..... 約20%

- 平成25年10月、食品加工用機械に特化した災害防止基準を新たに盛り込んだ改正労働安全衛生規則が施行されたところであり、改正前後3年間の食品加工用機械による「はざまれ・巻き込まれ」と「切れ・こすれ」の発生件数を比較すると、平成22年から平成24年に比べ平成26年から平成28年は、20%程度の減少が認められる。なお、製造業全体の「はざまれ・巻き込まれ」と「切れ・こすれ」についても15%程度の減少傾向にある同じ状況がみられる。

- 食品加工機械による「はざまれ・巻き込まれ」災害の発生状況に係る態様からみると、次のとおりとなる。
  - ①機械を停止させずに、清掃してはざまる（4割）
  - ②機械の通常運転中、材料のセットずれや異物の除去のため、手を出してはざまる（3割）
  - ③材料の送給や取り出し時に機械を停止せずに、または用具の不使用によりはざま

る（2割）

④機械を停止中にはほかの労働者が誤って起動させてはさまれる（1割）

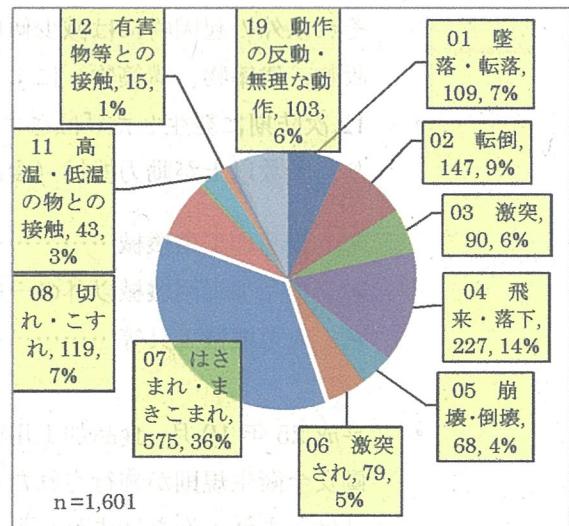


#### 食品加工用機械によるはさまれ等の災害発生状況

(25年から28年の死傷災害合計)

#### c 金属製品製造業

- 12次防期における金属製品製造業における労働災害件数は、全製造業中、食料品製造業に次いで多く、製造業全体の約20%を占めている。
- 金属製品製造業における平成25年から平成28年までの休業4日以上の死傷災害を事故の型別を多い順にみると、「はさまれ・巻き込まれ」36%、「飛来・落下」14%、「転倒」9%、「切れ・こすれ」7%、これら4つの型で66%を占めている。また「はさまれ・巻き込まれ」災害の約8割は、動力機械を起因物とするものである。



金属製品製造業 事故の型別

(25年から28年の死傷災害合計)

- 12次防期間中の事故の型別の件数は、「はさまれ・巻き込まれ」については減少傾向が見られるものの、それ以外の事故型については減少傾向は見られない。「飛来・落下」が増減を繰り返しつつも増加傾向にあり、「激突され」も増加傾向が認められる。起因物別に見ると、「動力機械」「物質・材料」については平成25年から平成26年にかけては若干増加したが、その後は減少傾向を示している。
- 金属製品製造業における動力機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の発生状

況を作業内容別、発生個所、安全対策の措置状況別にみると、次のとおりであつた。  
(平成 25 年から平成 28 年の 490 件)

- ① 定常作業と非定常作業での発生割合は、78.6%、21.4%となっており、定常作業の方が発生率が高い。
- ② 定常作業では、加工物の出し入れ、押さえなどの作業が 77.1%を占める。
- ③ 非定常作業では、点検作業が 49.5%、修理調整作業が 39.0%を占める。
- ④ 災害の発生した機械の箇所については、主たる加工箇所が 82%であった。
- ⑤ 安全対策の状況は、工学的対策がとられていたのが 17.8%、とられていないのが 76.9%であった。

工学的対策がとられていたが災害が発生したものとしては、安全装置を無効化したり、ガードの隙間から手を出したもの、手順を誤ったものなどがあった。

工学的対策がとられていないものについては、機械を停止せずに危険箇所に手を入れたもの、加工中のボール盤に巻き込まれたものなどであった。

管理的対策では、作業手順どおり行われていたのが 45.5%、作業手順と異なる手順であったものが 41.8%であった。

#### d 機械の動力によるはさまれ・巻き込まれ災害についての詳細

個別指導等を実施した結果により把握した状況をみると以下のとおり

##### i. 機械の種別による分類

機械の動力が要因となって発生した災害について、機械の種別ごとに集計すると次のとおりである。

- ①汎用工作機械（ボール盤等）：19%
- ②動力運搬機械：15%
- ③動力プレス：12%
- ④シャー、切断機：11%

##### ii. 汎用工作機械による災害の実態

汎用工作機械による災害は、通常の加工などを行う運転中にその多くが発生している（約 7 割）。残りは清掃・保全作業時に発生しているものである。

通常の運転中に災害が多い理由として、汎用工作機械は多種多様な加工に対応させるという性質上、もともと覆いなどの安全装置が設けられているものが少ないことによるが、災害発生後に実施されたリスク低減措置をみると、全体の約 4 割が安全防護の措置を講じており、未然防止は可能であったものも多い。

##### iii. 動力プレス等（動力プレス、シャー、切断機）による災害の実態

動力プレス等による災害は、汎用工作機械と同様に通常の加工など行う運転中にその多くが発生している（約 7 割）。残りは清掃・保全作業時（約 2 割）、その他作業時（約 1 割）に発生しているものである。

運転中の災害としては、動力プレス等に材料をセットしたり、加工製品を取り出したりする等材料の送排給時の発生が多く、運転中の災害全体の約 8 割を占めてい

る。

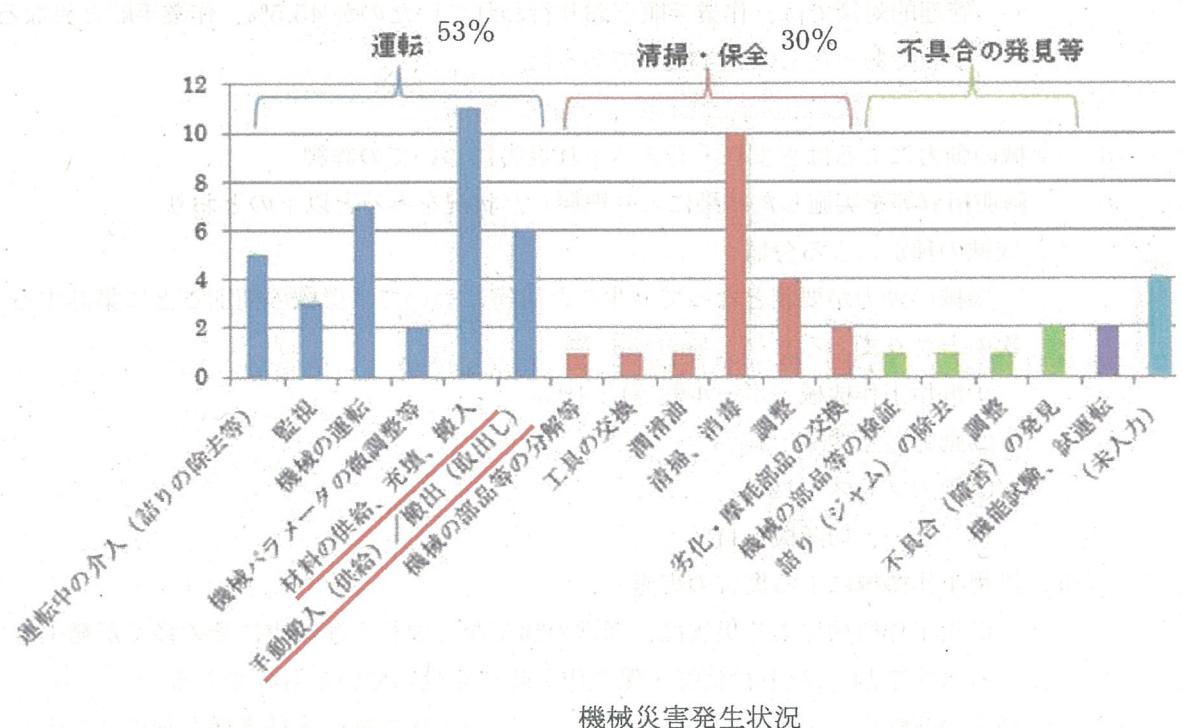
動力プレス等による災害のうち約7割は、災害発生前の段階であらかじめリスク低減措置が講じられているにもかかわらず、安全防護の構造や制御が不適切であったこと、作業性を優先して安全装置を無効化したこと、作業手順に不備があったことなどにより災害が発生している。

#### iv. 事業場における災害防止の取組状況

発生した災害に係る未然防止への取組状況をみると、約半数は、作業者に気を付けて作業を行わせるとするものであり、「機械の種別」、「規模の大小」、「機械のライフサイクルの種別」を問わず依然として作業者の注意力に依存する実態も見られる。

#### v. 作業ごとの災害の実態

分析したすべての機械災害を、作業別に分類すると次のとおりとなり、運転時の発生が全体の53%である。さらに運転の中でも「材料の送給関係」（「材料の供給、充填、搬入」と「手動搬入（供給）／搬出（取出し）」）の発生が多い。



機械災害発生状況

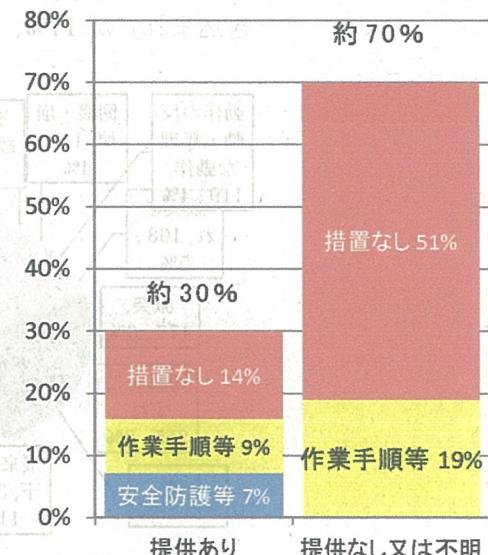
「材料の送給関係」で発生した災害の要因を詳しくみると下表のとおりであり、作業者の注意力に依存する姿勢が約半数においてうかがわれる。

・あらかじめ機械の停止等の手順を定めていたものの、「手順の誤り、突発的な手出し、手順自体の不備」等の不備があったもの	約 35%
・安全防護等の措置を講じていたものの、「光線式安全装置の設定上の不備、ガード形状の不備、光線式安全装置の無効化」等の不備があったもの	約 18%
・具体的な安全確保策が読み取れない、又は単に作業者の注意力を期待しただけと見受けられるもの	約 47%

## vi. 使用上の情報提供にかかる実態

機械の包括的な安全基準に関する指針に基づく、メーカーからユーザーに対する機械の「使用上の情報の提供」の有無についてみると、提供ありが約30%、提供なし又は不明が約70%であった。

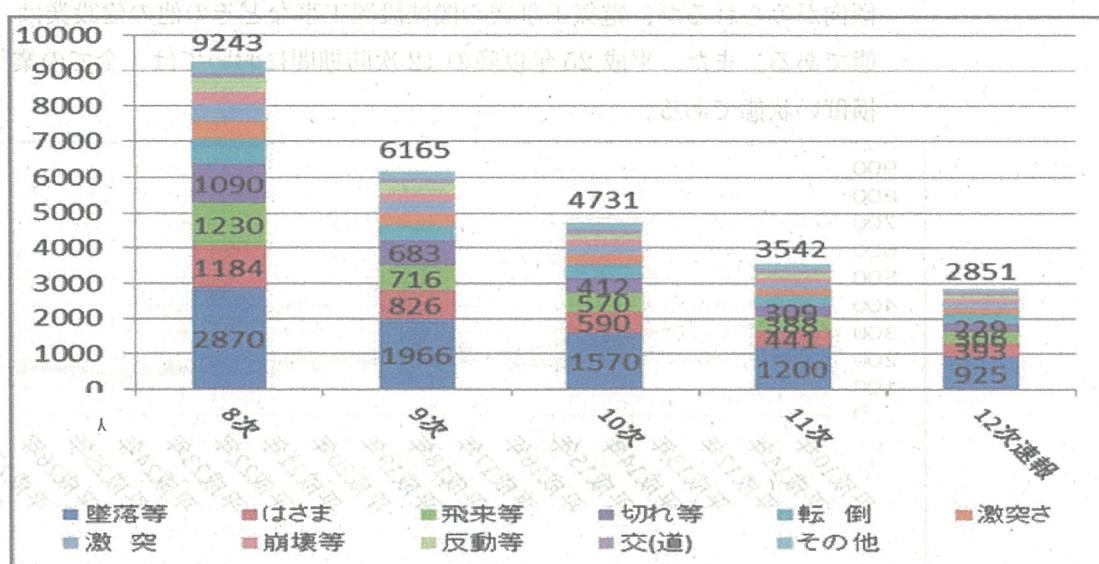
また、災害発生以前にリスク低減措置を行っていたかを、情報提供の有無ごとにみると、提供ありの場合には、約半数が安全防護や作業手順等に関する措置を講じていたが、提供なしの場合には、大半が措置なしであった。



## 2 建設業対策

### a 建設業を取り巻く状況等

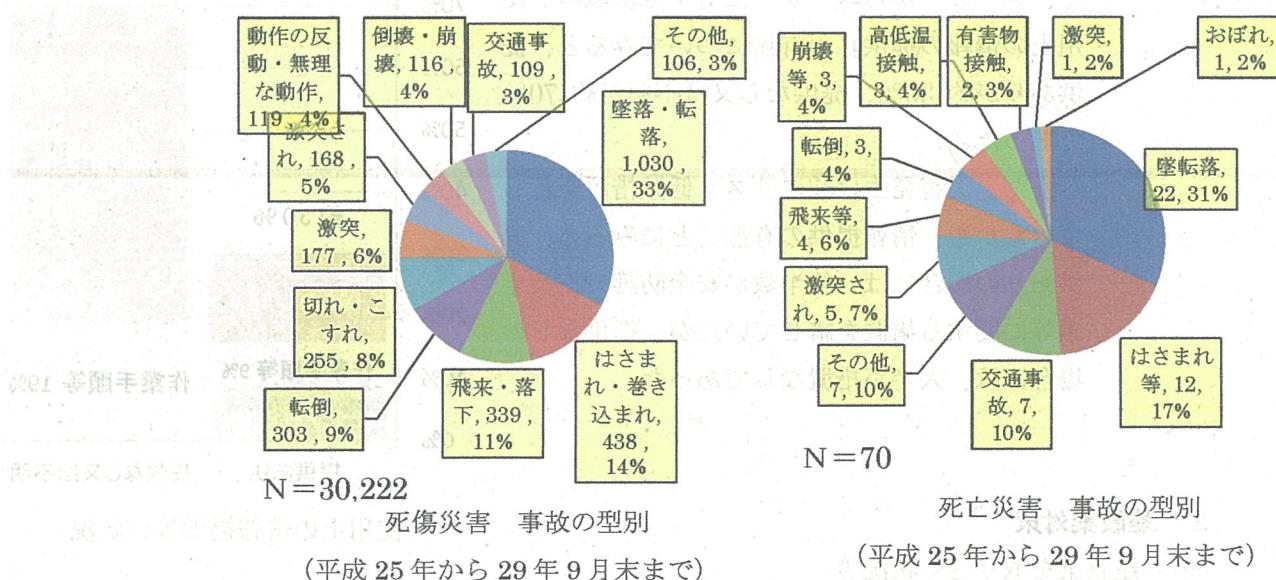
- 建設業の労働災害件数は、8次防期以降減少し、12次防期は、8次防期に比して約6割の減少が認められる。



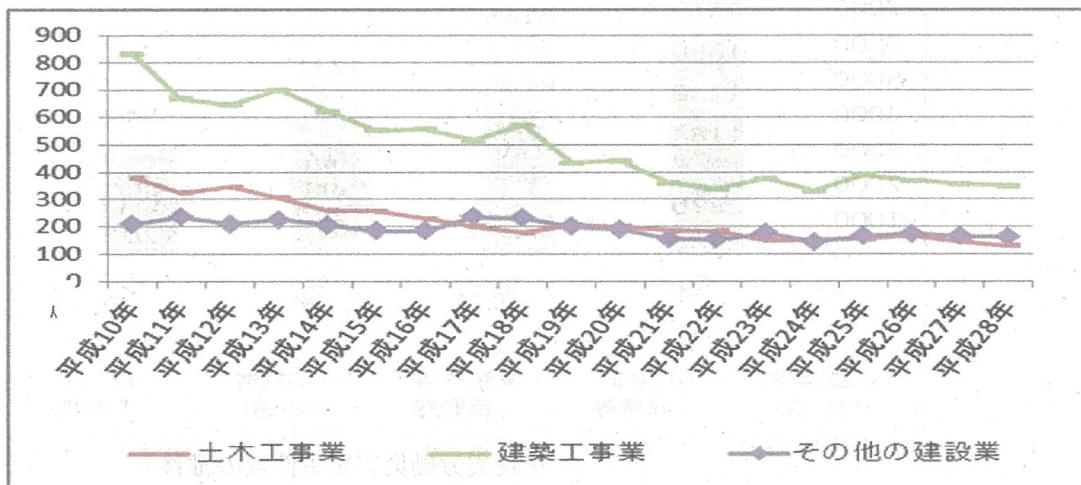
建設業労働災害発生件数の推移

- 建設業における平成25年から平成29年9月までの休業4日以上の死傷災害を事故の型別にみると、「墜落・転落」33%、「はざまれ・巻き込まれ」14%、「飛来・落下」11%、「転倒」9%となっている。

- このうち、死亡災害 70 件についてみると、「墜落・転落」が 31%、「はさまれ巻き込まれ」が 17%、「交通事故」が 10% となっている。



- 建設業の業種中分類別災害件数の推移をみると、建築工事業、土木工事業は減少傾向がみられるが、電気工事業や機械設置工事などその他の建設業は、横ばい状態である。また、平成 25 年以降の 12 次防期間においては、全ての業種において横ばい状態である。



建設業 業種中分類 別災害発生件数の推移

- 墜落・転落災害については後述することとし、それ以外の災害の発生状況をみると、はさまれ・巻き込まれ災害では、建設機械等の作業範囲内に立ち入ったことによるものが約 3 割、運搬していた荷によるものが約 2 割である。
- 飛来・落下災害では、約 8 割が運搬中の荷が落下したことによるもので、そのうち約半数は自ら運搬していた荷物を落としたことによるものである。

- 切れ・こすれ災害では、自身が使用していた機械で切創したものが多く、機械の内訳は、約3割がグラインダー、2割が丸鋸、1割がチェンソーとなっている。
- ・墜落・転落災害を含め、労働者死傷病報告によれば、何らかの設備的な防護対策が講じられていたものは約2割に過ぎない。
  - ・熱中症について、12次防期間中の休業4日以上の発生件数をみると、死亡災害については、建設業における屋外作業において最も多く、休業災害では、警備業において最も多い。
  - ・愛知県内の建設業についてみると、平成28年の事業場数が27,356件であり、平成24年と比較して、4.8%減少している。平成28年の労働者数は220,066人であり、平成24年と比較して、2.8%減少している。
- また、平成29年の有効求人倍率は、5倍（全業種は、1.4倍）を超える状態である。
- また、全国的には、建設業就業者は、55歳以上が約3割、29歳以下が約1割と高齢化が進んでいる。

（総務省労働力調査を基に国土交通省で算出）

産業大分類	28年活動調査 (人)		24年活動調査 (人)	増減数	増減率(%)
		構成比(%)			
全産業(公務を除く)	3,804,470	100.0	3,637,298	167,172	4.6
建設業	220,066	5.8	226,338	▲6,272	▲2.8

愛知県内建設業界の動向（平成28年経済センサス・活動調査愛知県版より）

- ・愛知県の建設投資額は、平成25年に比べ平成28年では約5%増加している。

年度別 地域別・種類別	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)		
					愛 知	計
1. 民間	1,978,877	1,858,203	2,007,297	2,115,766		
2. 建築	1,734,522	1,631,968	1,705,495	1,745,018		
3. 居住用	1,177,780	1,031,367	1,067,687	1,120,257		
4. 矿業、建設業、製造業用	103,843	136,435	136,289	135,708		
5. 商業・サービス業用	430,779	440,160	471,577	467,413		
6. その他	22,119	24,006	29,942	21,639		
7. 土木	244,355	226,235	301,802	307,748		
8. 公共	863,913	1,070,818	971,933	860,294		
9. 建築	113,560	159,105	128,516	89,415		
10. 居住用	32,112	23,603	26,496	23,484		
11. その他	81,448	135,502	102,021	65,931		
12. 土木	750,353	911,713	843,417	770,878		
13. 一般	513,442	548,201	535,943	557,992		
14. 企業	236,911	363,512	307,474	212,836		

愛知県の建設投資額

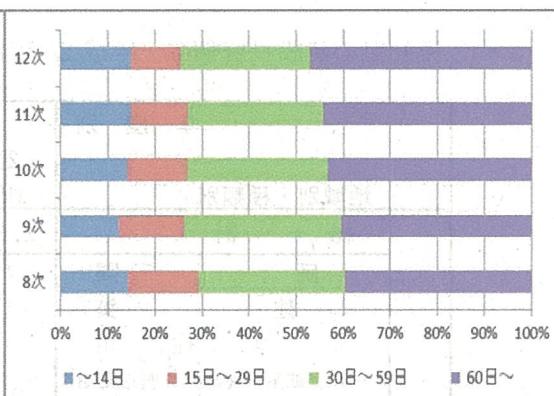
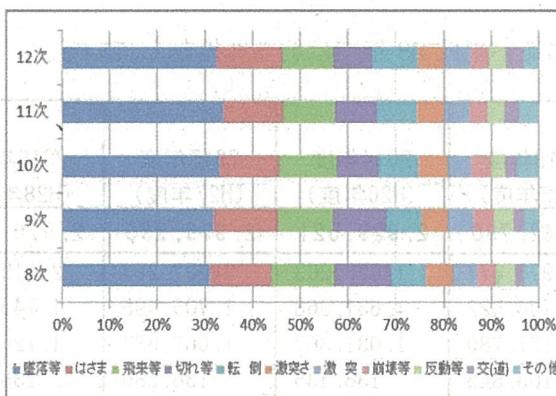
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人法）に基づく、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（基本計画）において、一人親方も対象とされたことから、一人親方についての災害動向をみると、愛知県内での就業中に死亡した一人親方と労災保険特別加入者に占める割合は、建設業に就労する労働者の場合と近似している。

	労働保険適用情報、支給情報 より			賃金構造 基本統計 調査より	労働者死傷病報告 より	
	加入者数	死亡者数	就労者数		死亡者数	
H25	37140	5	0.13	88240	16	0.18
H26	34470	6	0.17	106580	19	0.17
H27	36339	1	0.02	111880	18	0.16
H28	34783	3	0.08	89480	7	0.07
H29						

一人親方と労働者の比較・災害による死亡者数の割合

### b 墜落・転落災害防止対策

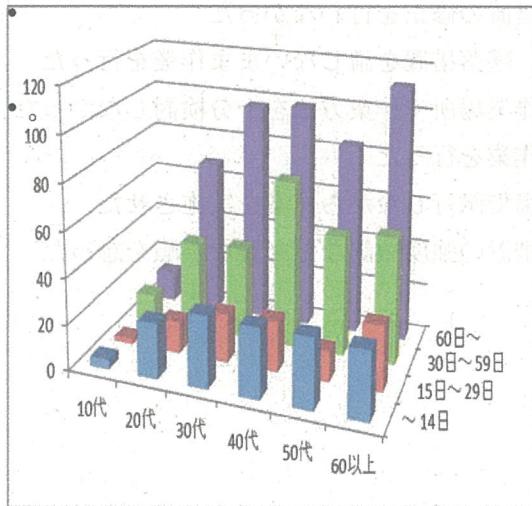
- 8次防期以降における建設業の労働災害のうち、墜落・転落灾害が全体の3割以上を占めている。そのうち、休業60日以上を要する重篤な災害は4割を超える状況であり、その割合は、各次防期を追う毎に高くなる傾向にあるが、12次防期間中でみると、減少傾向を示している。



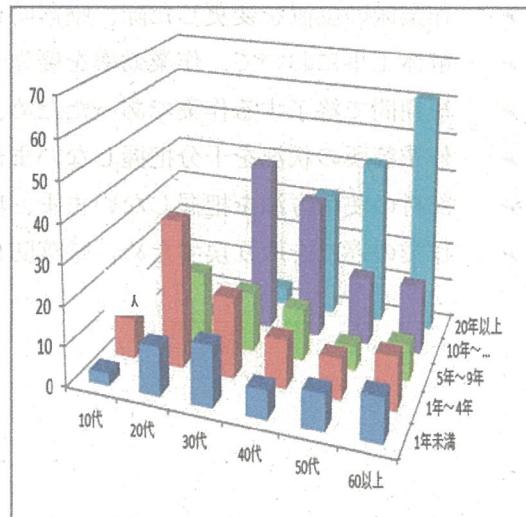
- 12次防の目標である「平成24年と比較して、平成29年までに建設業における墜落・転落災害による死傷者の数を15%以上減少させる」については、平成24年の219件に対し、平成28年時点では215件と、4件減少（1.8%の減少）にとどまっている状況にある。平成29年10月末時点では前年同期比で4.0%減少にとどまっている状況である。
- 12次防期における墜落・転落災害を、年代別・休業日数別にみると、休業60日以上

を要する災害が、全ての年代で最多となっており、特に60歳以上かつ休業60日以上の件数が占める割合は、最多となっている。

- ・経験年数別・休業日数別にみると、経験年数の全ての区分で、休業60日以上を要する災害が最多となっており、特に経験年数20年以上かつ休業60日以上の件数が占める割合が、最多である。



図表 墜落灾害年代別・休業日数別



図表 60日以上墜落 年齢別・経験年数別

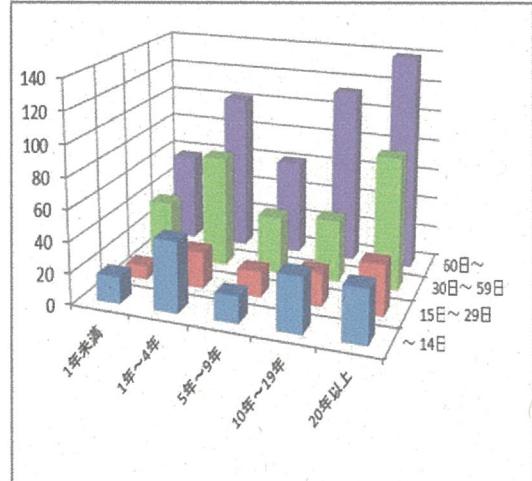
・次に、年齢別・経験年数別にみると、全年代を通じ、経験年数の長い者の被災が多く、50歳代、60歳代以上においては、経験20年以上の者が被災者の5割以上を占めることが認められる。

・墜落・転落災害を起因物別にみると、はしご・脚立等が27.6%、足場が17.3%、屋根等が11.9%、建築物構築物等は6.2%である。

・作業態様ごとの状況をみると、はしご・脚立等については、作業時が54.2%、昇降時が42.4%であり、その墜落等の原因是、滑り・躓き・踏み外しが40%、無理な姿勢が23%などである。また、固定不良や設置場所の問題があったものが19.5%である。

足場については、足場上での作業時が54.2%、組立解体中が35.0%である。被災時の行動についてみると、作業中が58.3%、水平移動中が21.7%、昇降中が20.0%である。墜落直前の作業位置は、作業床が72.4%である。墜落等の原因については、労働者死傷病報告によれば、滑り・躓き・踏み外しが40%程度、作業床・手すりの滑動・損壊が20%程度となっている。

安全帯の掛け替え中の墜落等、設備的な墜落防止対策が講じられていたなかで発生し



図表 墜落灾害 経験別・休業日数別

た事例もあるが、設備的な対策の不備により発生したもののが多くを占める。

- 12次防期間中の墜落・転落による死亡災害は、平成29年7月現在、22件発生しており、そのうち設備的な墜落防止措置が講じられていないものが9件、墜落防止措置の強度不足等によるものが5件と、設備対策の不備によるものが約6割を占めている。設備対策の不備が生じた原因として以下のものがみられる。
  - 作業床の位置を変更した際、墜落防止措置の修正を行わなかった
  - 解体工事において、作業効率を優先し、墜落措置を講じないまま作業を行った
  - 短期間で終了する作業であったため、作業場所や作業方法を十分検討しなかった
  - 作業箇所の状況を十分把握しないまま作業を行った
  - 部材の使用方法を把握しないまま、現場で試行しながら作業を実施させた
  - 作業の遅れを取り戻すため、墜落防止措置の強度確認など必要な手順を怠った

### III 労働災害発生件数を減少させるための重点業種対策

#### 1 陸上貨物運送事業

##### a 陸上貨物運送事業全般傾向

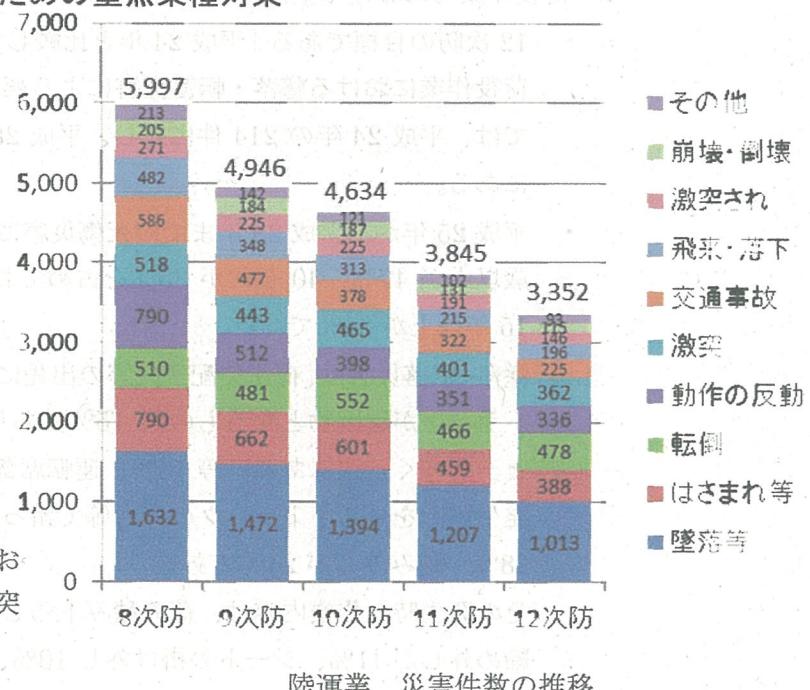
- ・陸上貨物運送事業の労働災害は、8次防期以降減少し、8次防期に比べ6割程度まで減少している。

- ・事故の型別にみると、「墜落・転落」が最も多く、約3割を常に占めている。

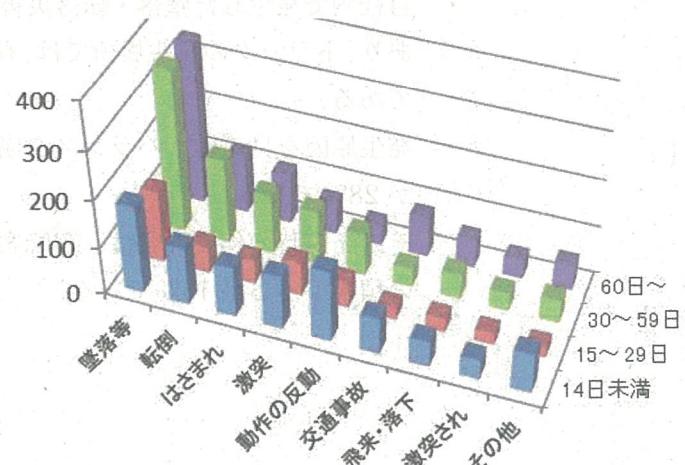
- ・事故の型別、休業日数別にみると、「墜落、転落」災害における休業30日以上の件数が突出して、多い。

- ・事故の型別、起因物別にみると、トラックからの墜落・転落の占める割合が7割と最も多い。災害の事例を見ると次のとおり。

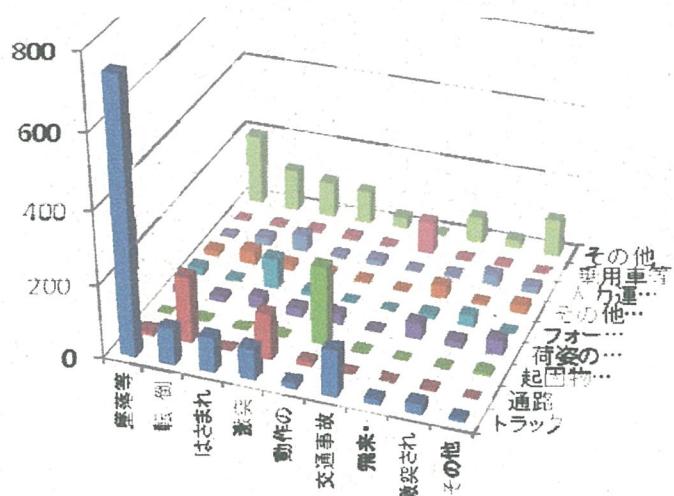
- トラックからの墜落
- 動作の反動・起因物なし  
(荷の取り扱いなどで無理な姿勢でひねる、筋を違うなど)
- その他の場所からの墜落(構築物等から)
- 通路での転倒
- トラックでの交通事故
- 通路への激突(飛び降り)



陸運業 災害件数の推移



陸運業 事故の型別・休業日数別集計



陸運業 事故の型別・起因物別

b 荷役作業時における墜落・転落災害防止対策

- 12次防の目標である「平成24年と比較して、平成29年までに陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害による死傷者の数を15%以上減少させる」については、平成24年の214件に対し、平成28年時点で187件12.6%減少という状況にある。
- 平成25年から平成28年までの死傷災害においては、被災者の年齢別でみると、50歳以上が47%、40歳代が35%を占めており、経験年数別では、3年未満が32%、15年以上が24%である。

- 墜落・転落災害は、荷主や配送先等の出先において75%が発生している。そのうち、トラックが起因物となるものが75%であり、発生個所をみると、荷台部分が78%と一番多く、次にあおり等18%、運転席部分4%である。

発生原因を見るとトラックの荷台等で滑ったものが39%、バランスを崩したもののが28%、踏み外しが24%である。

その発生時の作業内容は、荷の積み下ろしが35%、荷台への昇降時が17%、荷の締め外しが11%、シートの掛け外し10%、荷台の整理中が7%である。

- 自社内で発生した墜落・転落災害について、トラックが起因物となるものが73%であり、トラックの発生場所では、荷台部分が42%と一番多く、次に、運転席部分19%である。

発生原因を見ると、バランスを崩したもののが33%、踏み外しが31%、滑ったものが28%である。

その発生時の作業内容は、運転席への昇降時が18%、シートの掛け外し14%、荷の積み下ろしが13%である。

## 2 第三次産業対策

### a 小売業

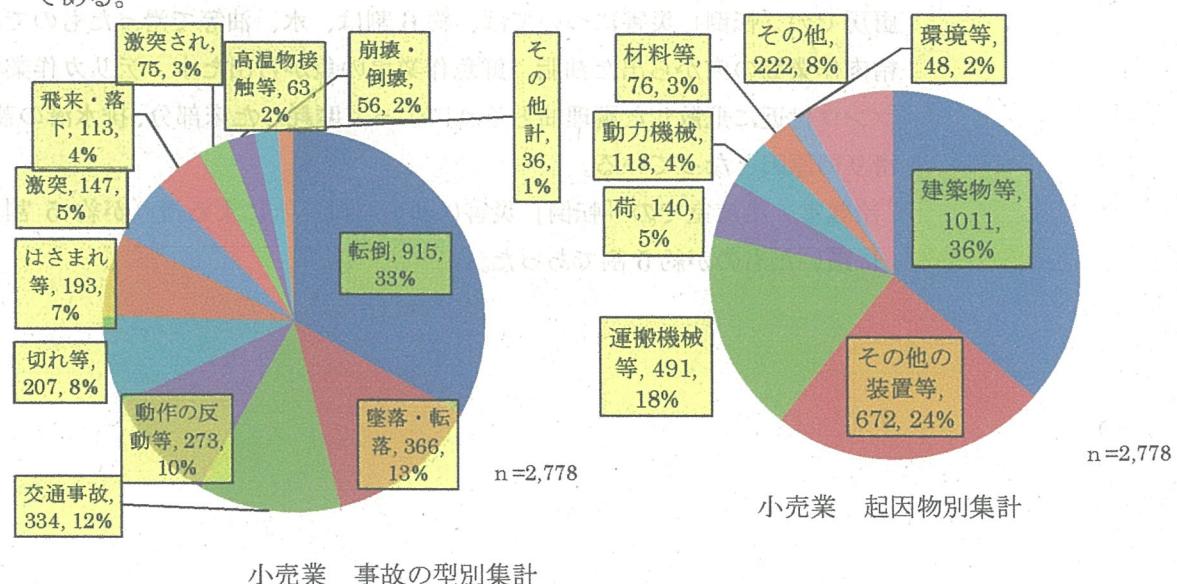
小売業における労働災害は、8次防期以降、毎次約200件ずつ増加している。そのうち、「転倒」災害が各期の増加件数の50~60%を占める状況である。



小売業 災害件数の推移

- 平成25年から平成28年までの休業4日以上の死傷災害を事故の型別にみると、「転倒」33%、「墜落・転落」13%、「交通事故」12%、「動作の反動・無理な動作」10%である。

起因物別にみると、「建築物等」36%、「他の装置等」24%、「運搬機械等」18%である。



小売業 事故の型別集計

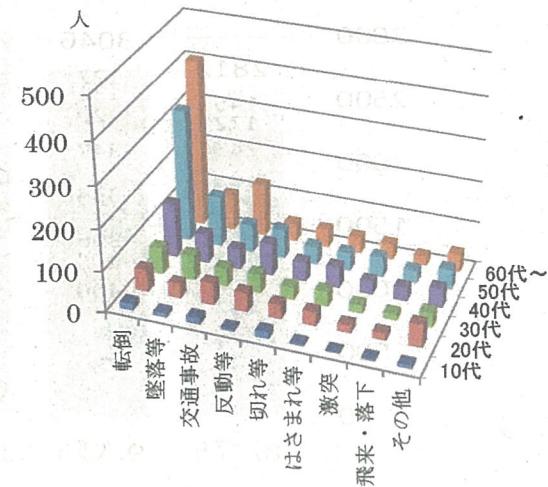
- 事業場規模別でみると、50人未満の事業場で57%発生している。

- 被災者を年代別にみると、年齢が高くなるにつれ被災者数が増え、60歳代以上が最多となっている。さらに事故の型別にみると

10代	20代	30代	40代	50代	60代～
86	349	355	538	793	846

小売業 被災者年代別集計

- 20歳代、30歳代は、極端に多発が認められる事故の型がない。
- 40歳代になると、「転倒」と「動作の反動等」(災害性腰痛)の多発が目立つ。
- 50歳代になると、「転倒」が突出し、加えて「墜落・転落」が目立つ。
- 60歳代になると、「転倒」が突出して多い。
- 「転倒」災害について、発生場所をみると、売場とバックヤードが最も多く、次いで厨房、冷蔵室内の順となる。



図表 小売業 事故の型別・年代別集計

売場での「転倒」災害については、レジカウンター内のつまずきやすいものの整理と、商品を手に持って陳列作業を行う際に発生する事例が多い。

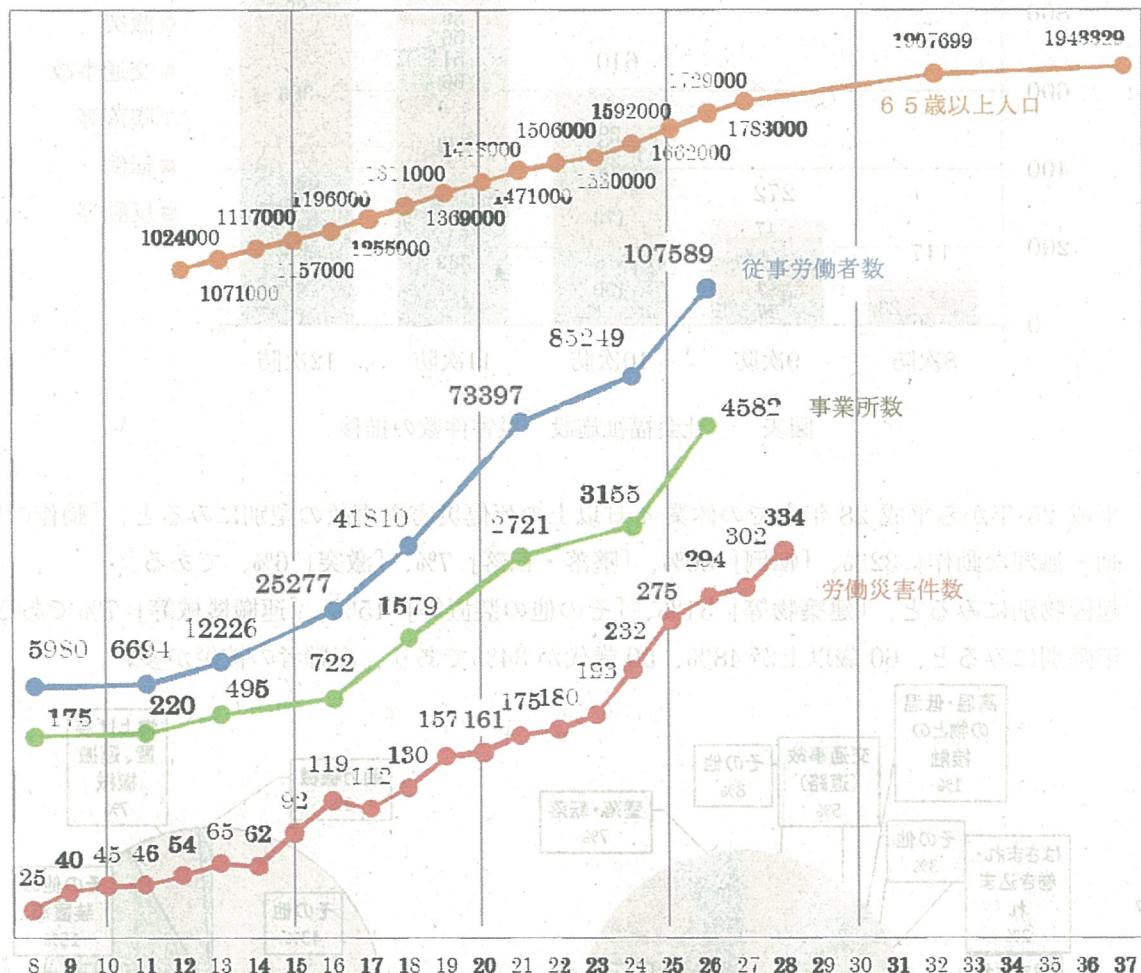
バックヤードでの「転倒」災害については、台車、箱類、什器につまずいたもののがかなり多い。

厨房での「転倒」災害については、約6割は、水、油等で滑ったものであった。精肉作業場の肉から出た油脂、鮮魚作業場の魚から出た水、デリカ作業場の鍋、コンロ付近に飛散した調理油とそれによって摩耗した床部分、排水溝の蓋類等が、滑りの原因となっている。

冷蔵室、冷凍室での「転倒」災害については、氷による滑りが約5割、台車等に躓いたものが約5割であった。

## b 社会福祉施設・労働災害件数・65歳以上人口の推移(内閣府・労働災害発生件数報告より)

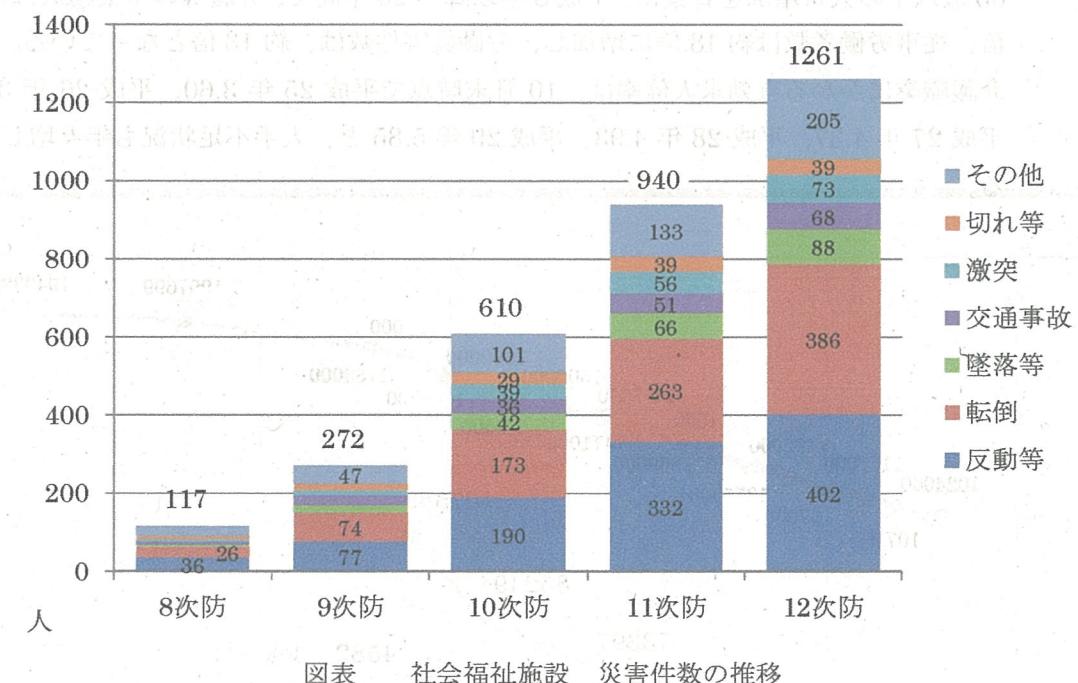
- 65歳以上の人口増加を背景に、平成8年以降の20年間で、介護等の事業場数は約26倍、従事労働者数は約18倍に増加し、労働災害件数は、約13倍となっている。
- 介護職業にかかる有効求人倍率は、10月末時点で平成25年3.60、平成26年3.96、平成27年4.37、平成28年4.93、平成29年5.85と、人手不足状況も年々増している。



労働災害件数の推移、65歳以上人口、老人福祉介護事業場数・従事労働者数

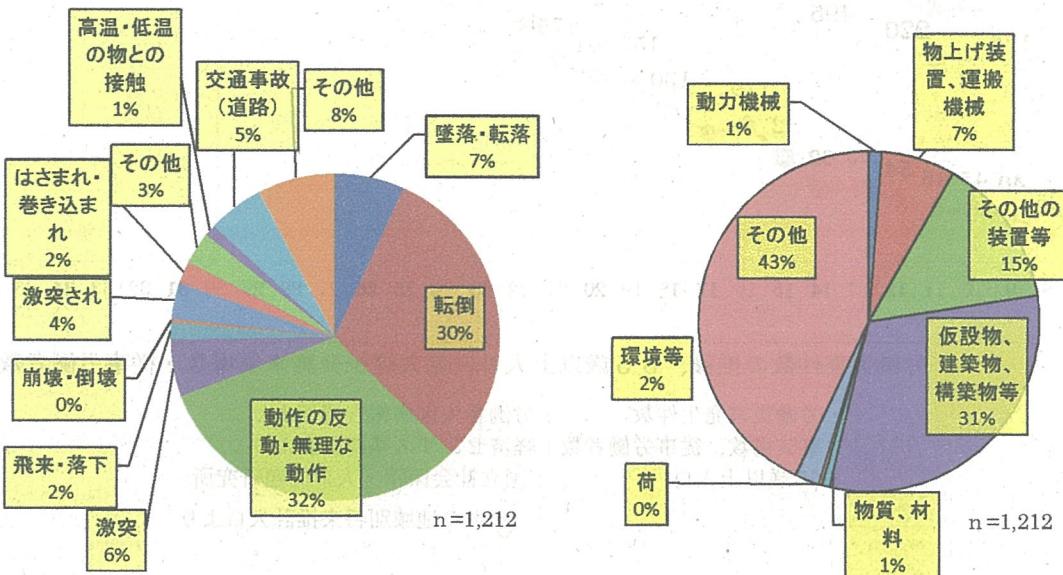
- 労働災害発生件数 : 労働者死傷病報告情報より
- 事業場数、従事労働者数 : 経済センサス基礎調査より
- 65歳以上人口 : 国立社会保障・人口問題研究所
- 日本の地域別将来推計人口より

- 社会福祉施設の労働災害は、増加の一途をたどっており、平成29年3月時点での12次防期の件数は、8次防期の約10倍に達している。



図表 社会福祉施設 災害件数の推移

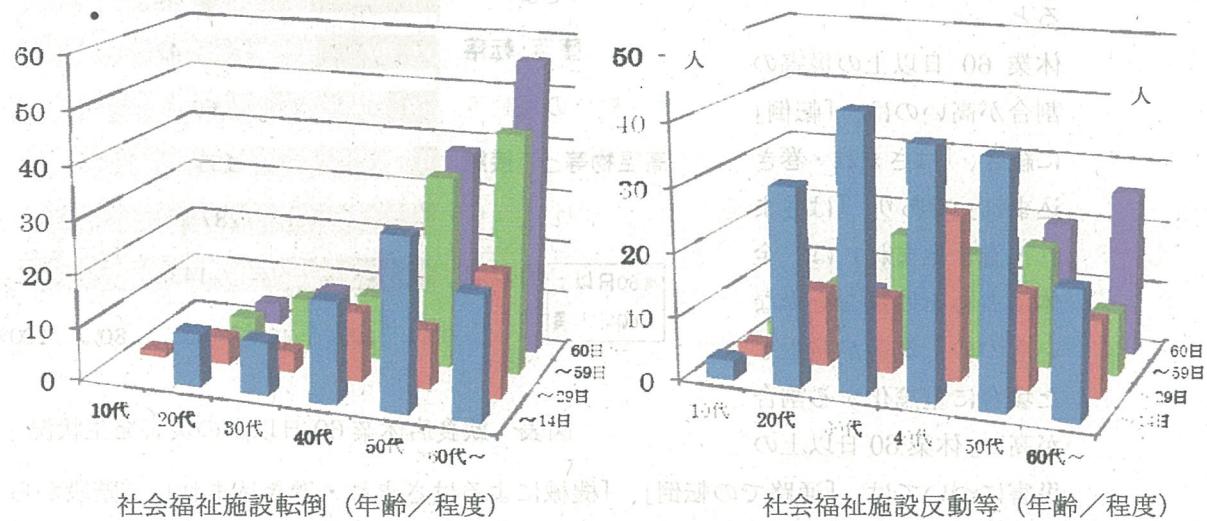
- 平成25年から平成28年までの休業4日以上の死傷災害を事故の型別にみると、「動作の反動・無理な動作」32%、「転倒」30%、「墜落・転落」7%、「激突」6%、である。起因物別にみると、「建築物等」31%、「その他の装置等」15%、「運搬機械等」7%である。年齢別にみると、60歳以上が48%、50歳代が34%であり、高齢者の被災が多い。



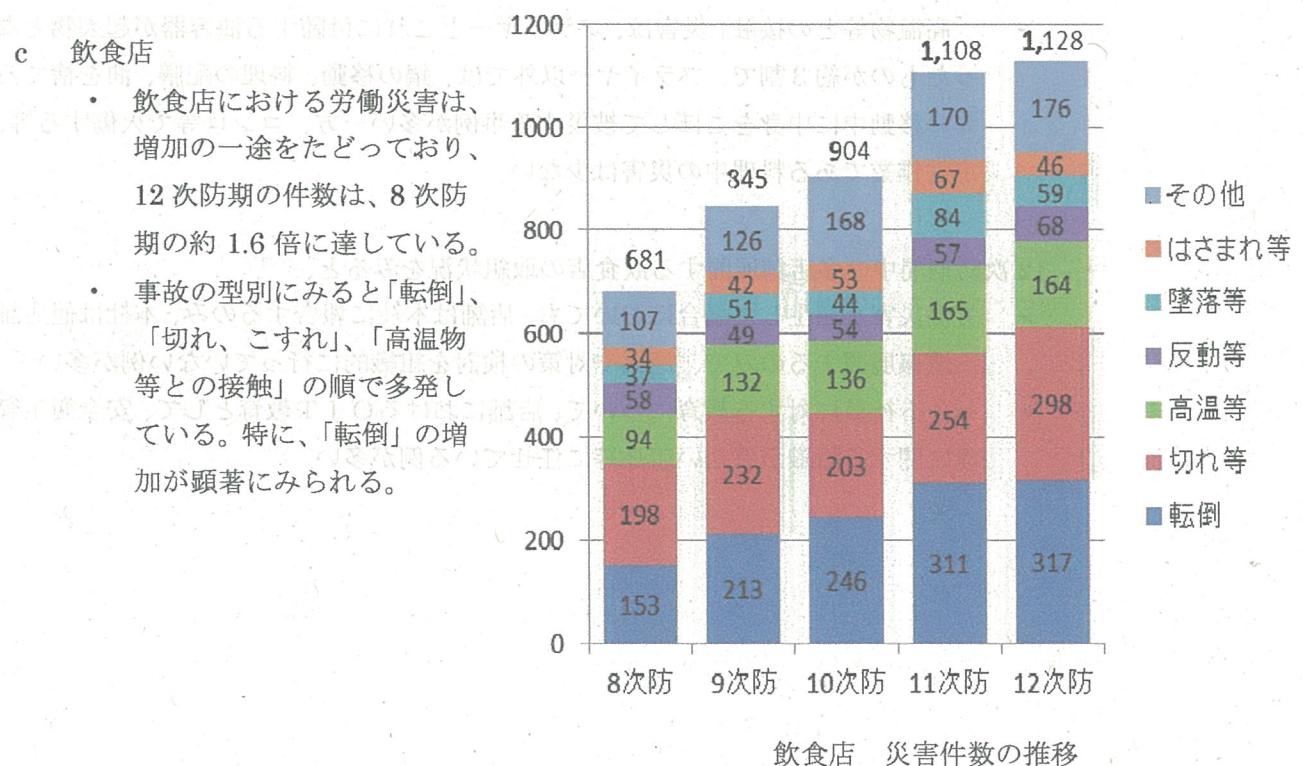
社会福祉施設 事故の型別集計

社会福祉施設 起因物別集計

- 「動作の反動等」と「転倒」について、年齢別、休業日数別にみると、「転倒」は、50歳以上の労働者が多く被災し、被災の程度も重篤なものが多くを占め、「動作の反動等」は、30歳代を中心として休業期間の短い傾向がみられる。



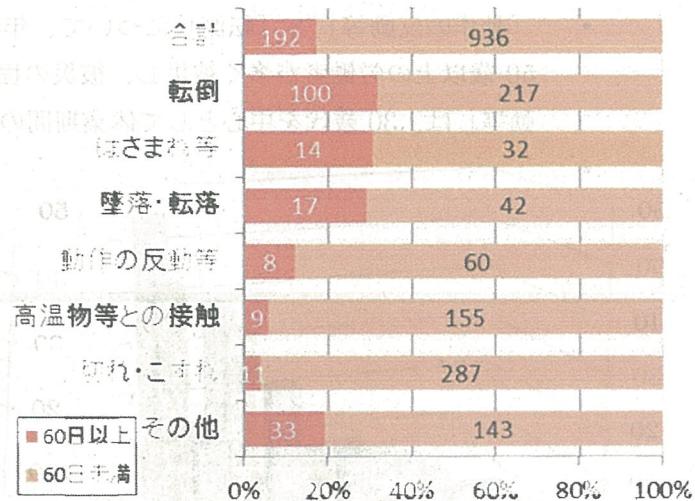
- 社会福祉振興・試験センターが行った、平成27年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査の結果によると、福祉・介護・医療分野の仕事を過去に経験し、離職した人が「過去働いていた職場を辞めた理由（複数回答可）」として「業務に関連する心身の不調（腰痛を含む）」(27.1%) が最も多く、腰痛を理由とした離職する者もみられる。



- 休業 60 日以上の災害と、休業 60 日未満の災害の割合を、事故の型別に比較すると、

休業 60 日以上の災害の割合が高いのは、「転倒」に続き、「はまれ・巻き込まれ」であり、「はまれ・巻き込まれ」は、全体に占める件数こそ少ないものの、災害が発生した場合に重篤化する割合が高い。休業 60 日以上の

災害については、「通路での転倒」、「機械によるはまれ・巻き込まれ」、「階段からの墜落」が、多数を占めている。



図表 飲食店休業 60 日以上の災害発生状況

- 事故の型別の災害発生の態様をみると

- 「転倒」災害の約 3 割は、水濡れ、洗剤、ワックス等の滑りやすいものを原因としている。
- 「切れ、こすれ」災害の約 4 割は、包丁など刃物によるものであるが、割れた食器などによるものが約 3 割と多数を占めている。後者は、割れ物の片付け、手洗いによる食器洗浄中に被災したものである。
- 「高温物等との接触」災害は、フライヤーとこれに付随する油容器が起因物となったものが約 3 割で、フライヤー以外では、鍋の移動、料理の配膳、油を捨てる等の移動中に中身をこぼして被災する事例が多い一方、コンロ等で火傷する等、定常作業である料理中の災害は少ない。

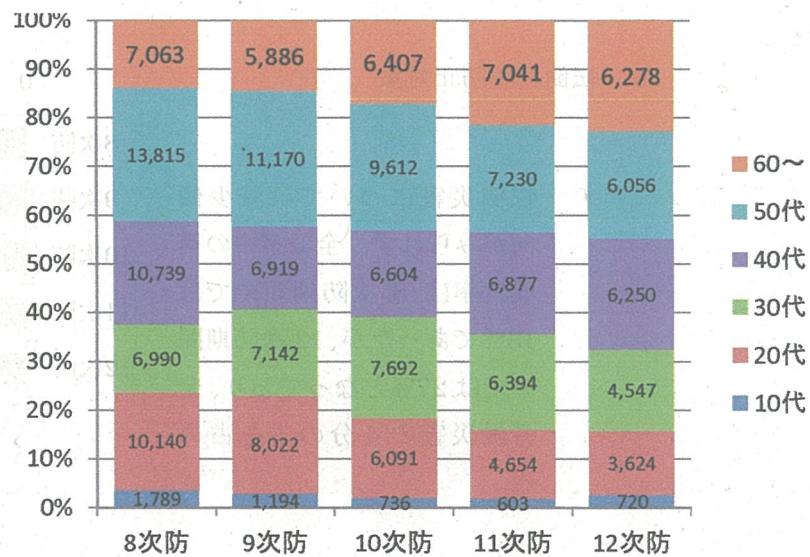
- 12 次防期間中の多店舗展開する飲食店の取組状況をみると、

- 労働災害が発生した場合においても、店舗は本社に報告するのみ、本社は他店舗へ情報展開するのみで、原因や対策の検討を組織的に行っていない例が多い。
- パート社員に対する教育について、店舗における OJT 教育として、安全衛生管理に関する認識が乏しい店長等に任せている例が多い。

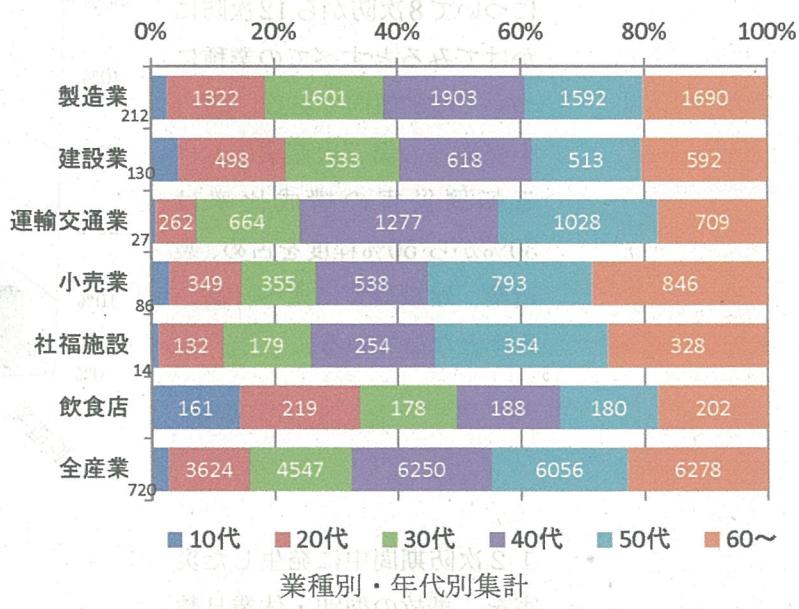
### 3. 業種横断的対策

#### a 高年齢労働者対策

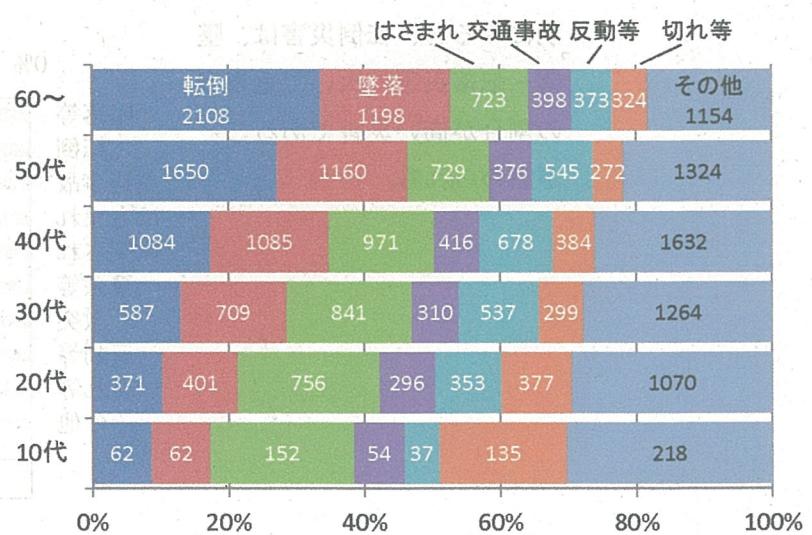
- 8次防期以降の災害を被災者の年代別にみると、全体に20歳代、30歳代層では減少傾向にあり、60歳以上については増加している。
- 12次防期に発生した災害を業種別・年代別にみると、小売業及び社会福祉施設は、50歳代以上の年代が半数以上を占めている。全産業でみても、50歳以上が40%以上を占める状況である。
- 12次防期に発生した災害を年代別・事故の型別にみると、年齢が高くなるにつれ、転倒災害の割合が顕著に高くなっている。墜落災害も同様の傾向にあるが、転倒災害に比べ増加率が低い。



年代別災害件数の推移



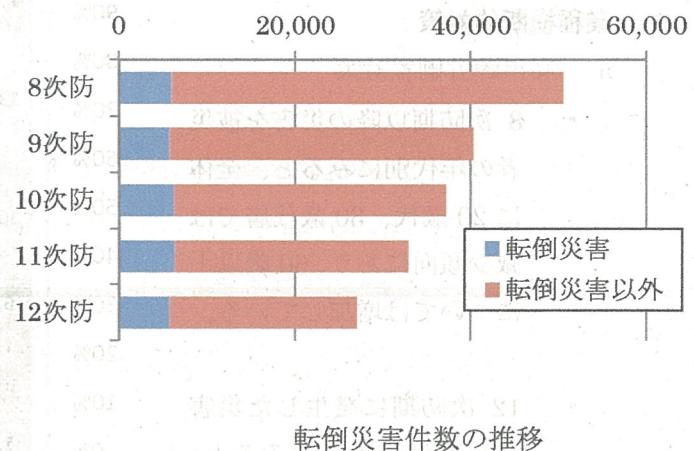
業種別・年代別集計



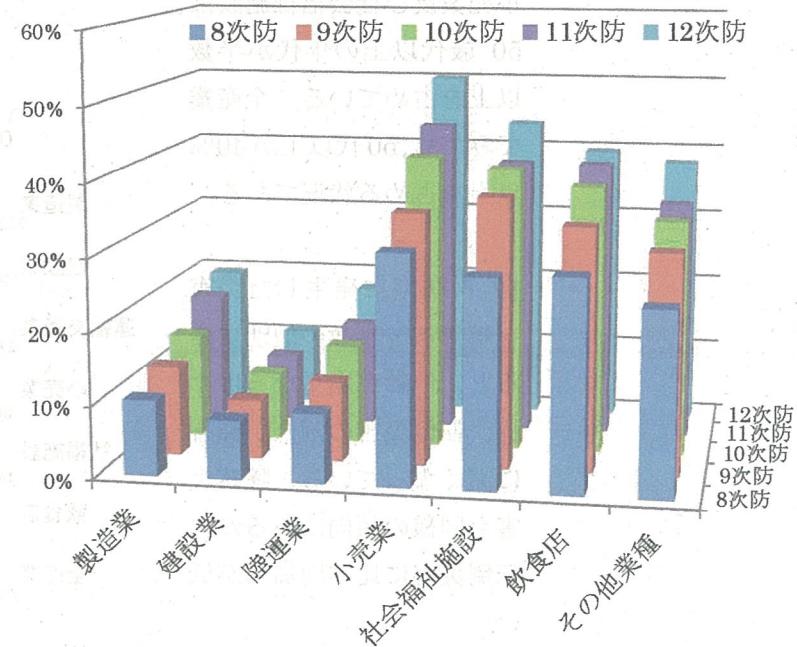
年代別・事故の型別集計

### b 転倒災害防止対策

- 転倒災害については減少傾向がみられず、全災害中の構成比率は8次防期間中では13%であったが、12次防期間中では27%となっており、全労働災害の4分の1を占める。



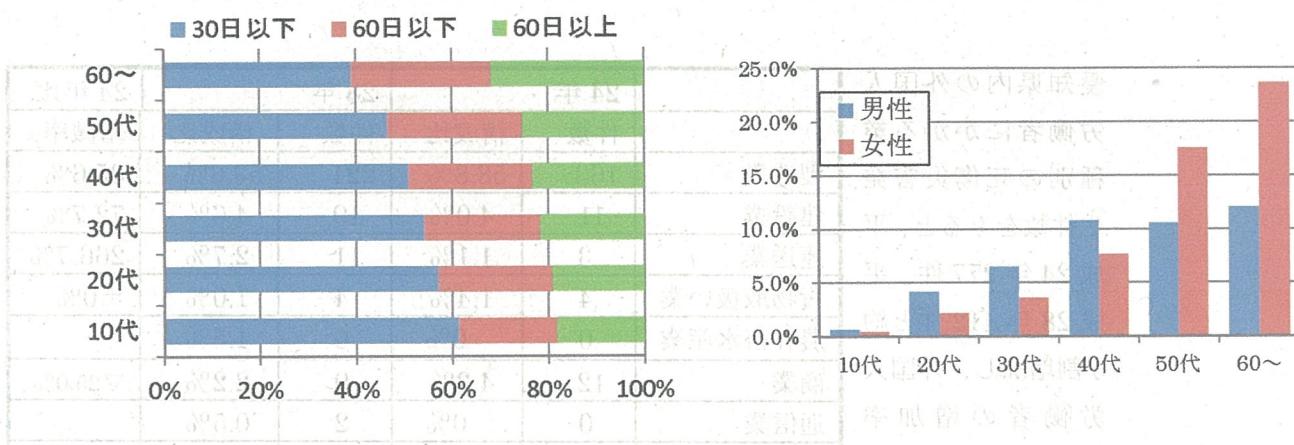
- 業種別の転倒災害の構成比率について8次防から12次防にかけてみるとすべての業種について増加傾向である。また、小売業等の第三次産業における転倒災害の構成比率は30%から50%程度を占め、製造業、建設業等に比べ、高い比率となっている。



- 12次防期間中に発生した災害を、事故の型別・休業日数別にみると、転倒災害は、墜落・転落災害に次いで重篤度の割合が高い災害であることが認められる。



- 1 2次防期間中の転倒災害を、年代別・休業日数別にみると、年齢の上昇に伴い重篤度が高くなる傾向が確認できる。
- 1 2次防期間中の全労働災害に占める転倒災害の割合を、年代別・男女別にみると年齢の上昇に伴い構成比率も上昇し、特に50歳代以降の女性の比率の増加が著しい。



- 転倒災害の要因について、平成 28 年に発生した転倒災害 1457 件をみると、全体の 6 割程度が作業環境や作業方法等事業者において何らかの措置が可能な状況で発生した災害であり、その内訳をみると、下記のとおりである。

- ①床面の濡れが関係するもの（水、油） 4割
- ②床面の整理状態が関係するもの（台車、パレット等） 3割
- ③手に持った荷物や作業の反動等が関係するもの 1割
- ④床面に固定された配管類や設備によるもの 1割
- ⑤その他（乗り物とともに転倒、通路が暗かった等） 1割

### c 外国人労働者対策

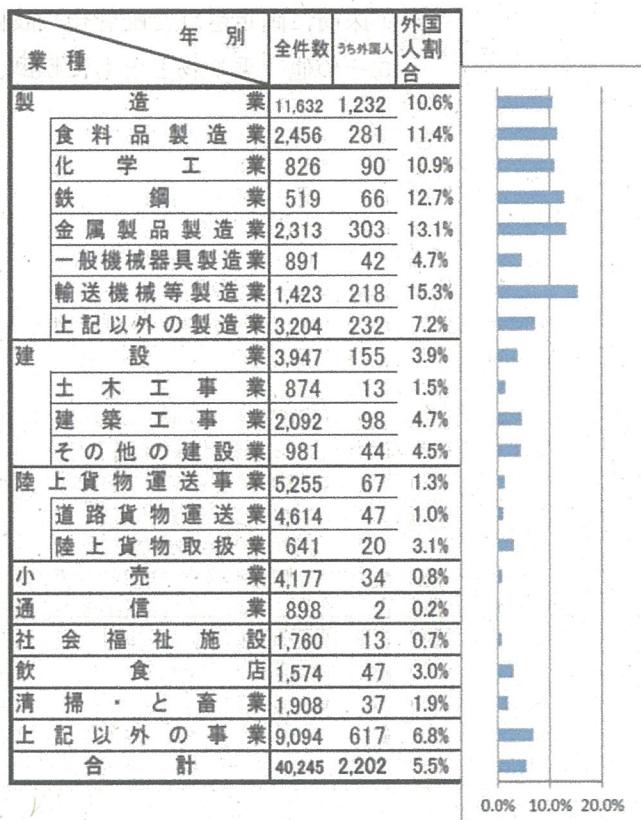
- 愛知県で就労する外国人労働者数は、平成23年10月末時点では、約80,000人であったが、平成28年10月末現在では、110,765人と38%増加している。
- 平成28年における外国人の産業別労働者数は、製造業 53,107人(全体の47.9%)、建設業 4,322人(全体の3.9%)、商業 8,468人(全体の7.6%)、接客娯楽業 9,410人(全体の8.5%)である。(厚生労働省 外国人雇用状況の届出状況より)

- 愛知県内の外国人労働者にかかる業種別の死傷災害発生件数をみると、平成24年277件、平成28年412件と約5割増加し、外国人労働者の増加率38%より、10ポイント以上高くなっている。

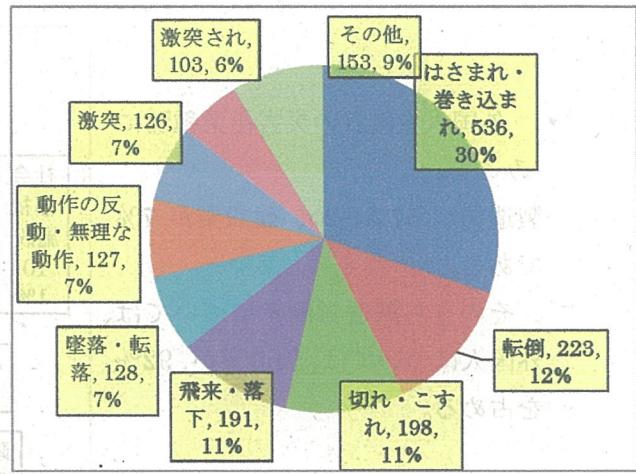
業種	24年		28年		24年比 増減率
	件数	構成比	件数	構成比	
製造業	163	58.8%	221	53.6%	35.6%
建設業	11	4.0%	19	4.6%	72.7%
運送業	3	1.1%	11	2.7%	266.7%
貨物取扱い業	4	1.4%	4	1.0%	±0%
農林畜水産業	0	0%	6	1.5%	±0%
商業	12	4.3%	9	2.2%	▽25.0%
通信業	0	0%	2	0.5%	
保健・衛生業	4	1.4%	3	0.7%	▽25.0%
接客娯楽業	8	2.9%	13	3.2%	62.5%
清掃・と畜業	3	1.1%	10	2.4%	233.3%
その他の事業	69	24.9%	114	27.7%	65.2%
合計	277	100%	412	100%	48.7%

- 全死傷災害件数に占める外国人労働者にかかる災害についてみると、全産業では、5.5%である。外国人労働者の占める割合は、製造業のうち、輸送用機械器具製造業15.3%、金属製品製造業13.1%が特に高い。

平成25年から平成29年9月末までの全死傷災害と外国人労働者の災害件数

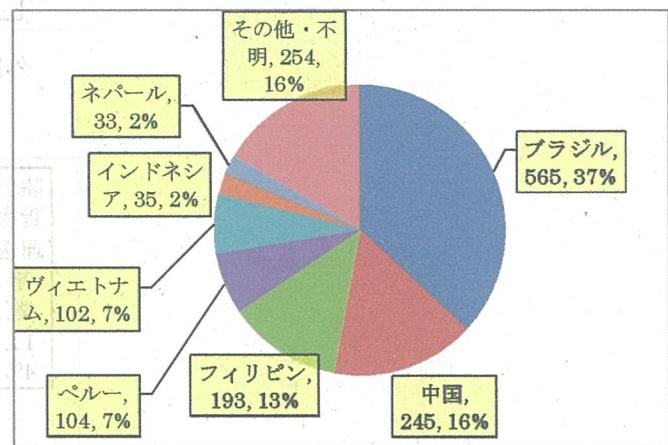


- 平成 25 年から平成 29 年 7 月まで休業 4 日以上の死傷災害で被災した外国人労働者の事故の型別の状況をみると、はざまれ・巻き込まれ 30%、転倒 12%、切れ・こすれ 11%、飛来落下 11% となっている。



- 平成 25 年から平成 28 年まで休業 4 日以上の死傷災害で被災した外国人労働者にかかる国籍別の状況でみると、

ブラジル 37%、中国 16%、フィリピン 13% となっている。



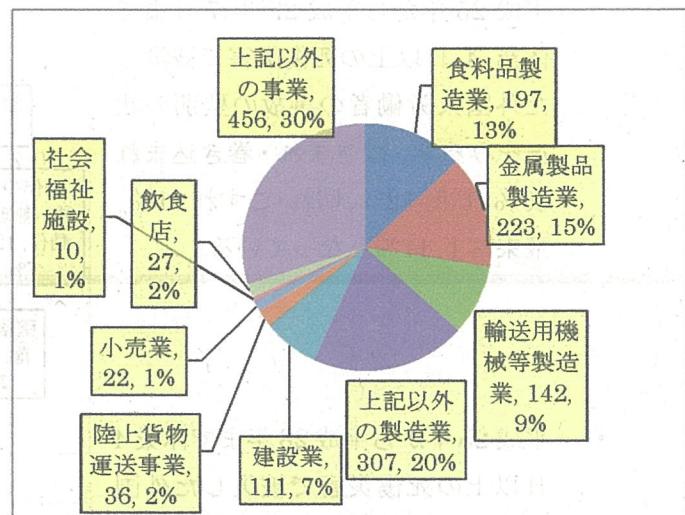
- 外国人の労働者数、労働災害発生件数がともに約 5 割を占める製造業について、外国人労働者の事故の型別にみると、
- はざまれ・巻きこまれ災害 30.6%、切れ・こすれ災害 10.8%、激突災害 9.9% となっており、日本人労働者の場合より高い傾向がみられる。

外国人のみ 事故の型	件数	構成比	日本人の場合 の構成比	日本人と の比較
			の構成比	△3.4
はざまれまきこまれ	68	30.6%	27.2%	△3.4
転倒	26	11.7%	16.8%	▼5.1
切れこすれ	24	10.8%	7.3%	△3.5
激突	22	9.9%	6.0%	△3.9
飛来落下	21	9.5%	10.3%	▼0.8
墜落・転落	14	6.3%	12.1%	▼5.8
激突され	12	5.4%	4.7%	△0.7
高温低温物との接触	12	5.4%	2.5%	△2.9
動作の反動無理な動作	10	4.5%	6.8%	▼2.3

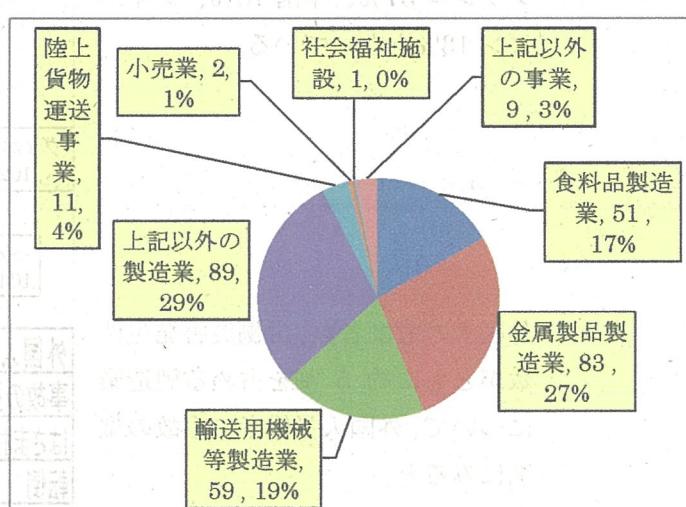
- 外国人労働者の災害を業種別にみると、

製造業が 57% 占め、建設業が 7% である。

そのうち派遣労働者については、外国人については、製造業が、92% を占める。

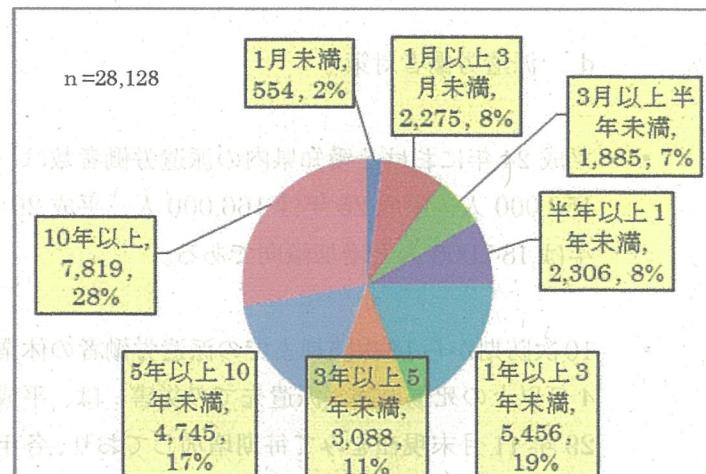


外国人労働者災害発生状況(25年から28年)



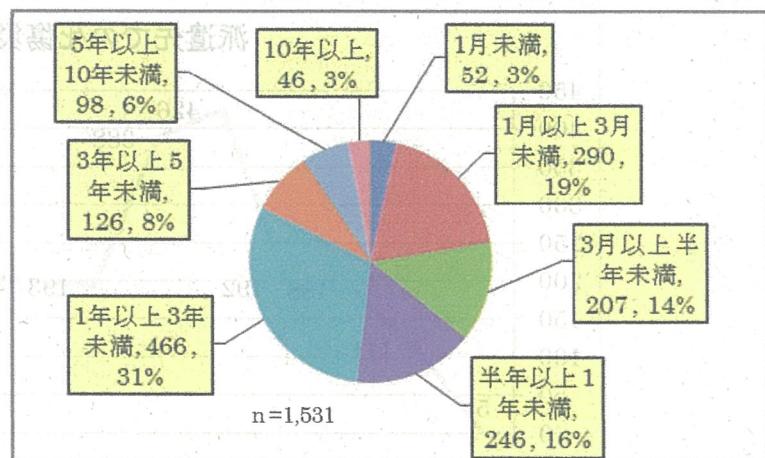
外国人派遣労働者災害発生状況(25年から28年)

- 被災労働者について、経験期間別にみると、日本人を含む全被災労働者については、雇い入れ後、1年未満が25%、3年未満が44%を占めている。



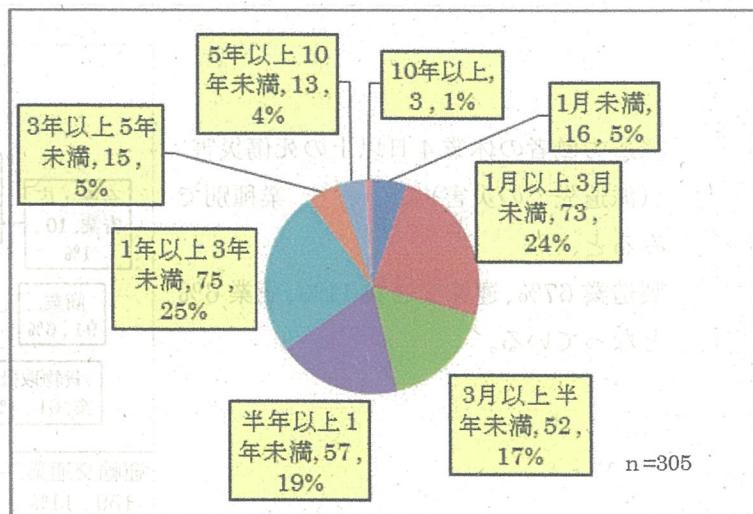
全災害 (25年から28年) 経験期間別

- そのうち、外国人労働者については、雇い入れ後、1年未満が52%、3年未満が83%をしめている。



外国人 (25年から28年) 経験期間別

- さらに、外国人労働者のうち派遣労働者をみると、雇い入れ後、1年未満が65%、3年未満が90%を占める。



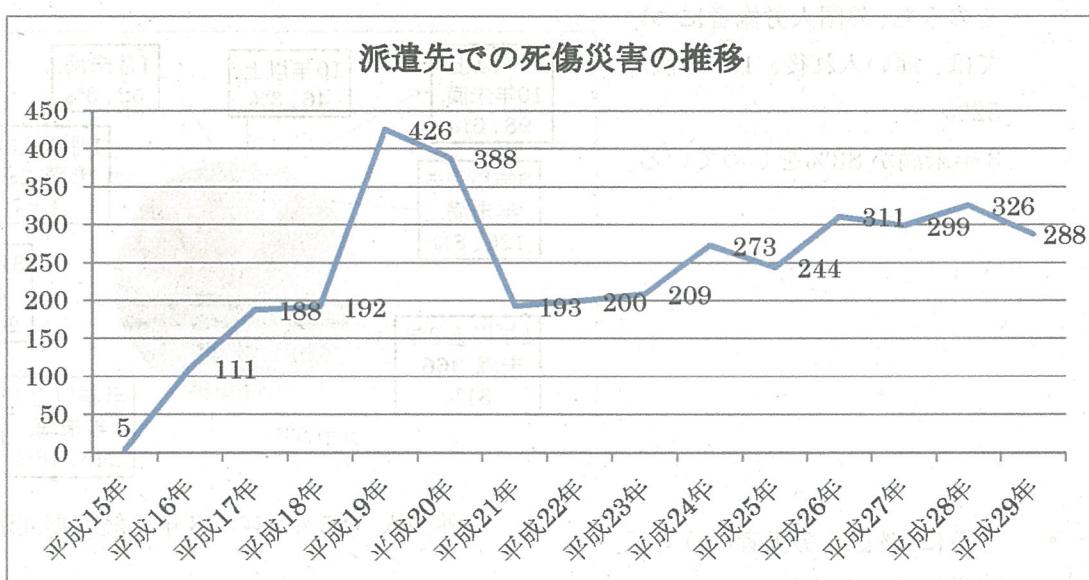
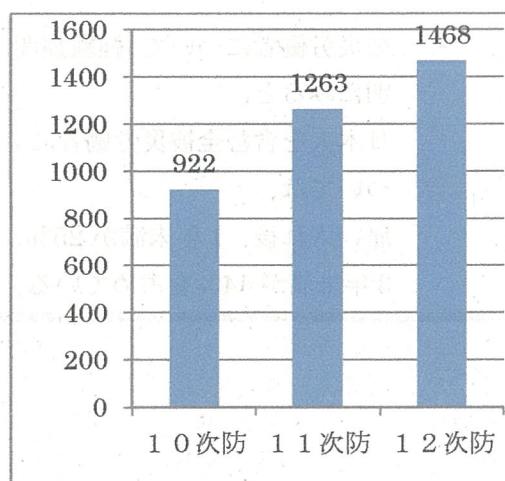
外国人派遣 (25年から28年) 経験期間別

愛知県内では、平成28年には、

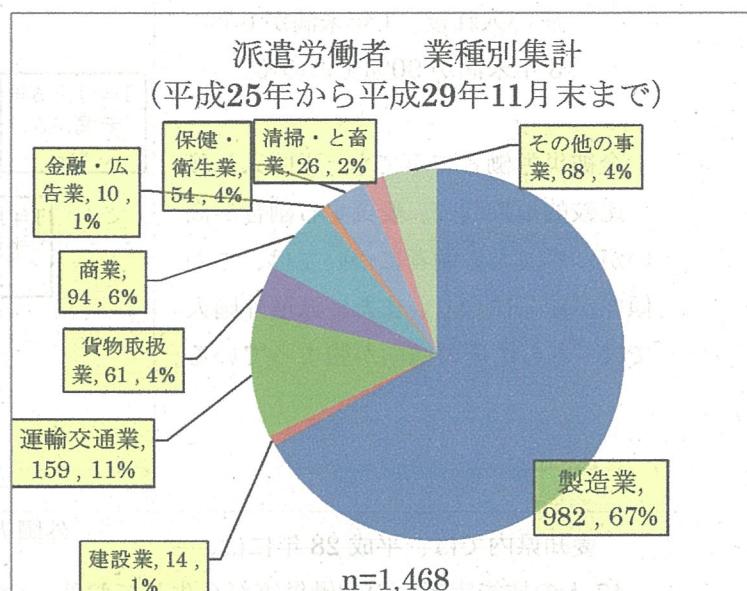
47人の技能実習生の労働災害が発生しており、全国の10%程度である。そのうち、国別で見ると、中国人が一番多く46.8%、ベトナム人34.0%である。

#### d 派遣労働者対策

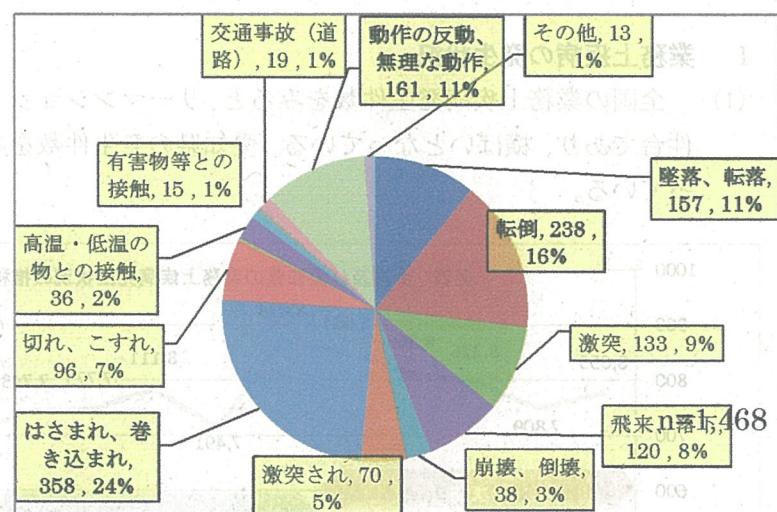
- 平成24年における愛知県内の派遣労働者数は、156,000人、平成25年は166,000人、平成26年は184,000人と増加傾向である。
- 10次防期から12次防期までの派遣労働者の休業4日以上の死傷災害（派遣先での災害）は、平成29年11月末現在をみて毎期増加しており、各年ごとの推移をみると、平成25年以降は横ばい状況にある。



派遣労働者の休業4日以上の死傷災害（派遣先での災害）について、業種別でみると、  
製造業67%、運輸交通業11%、商業6%となっている。

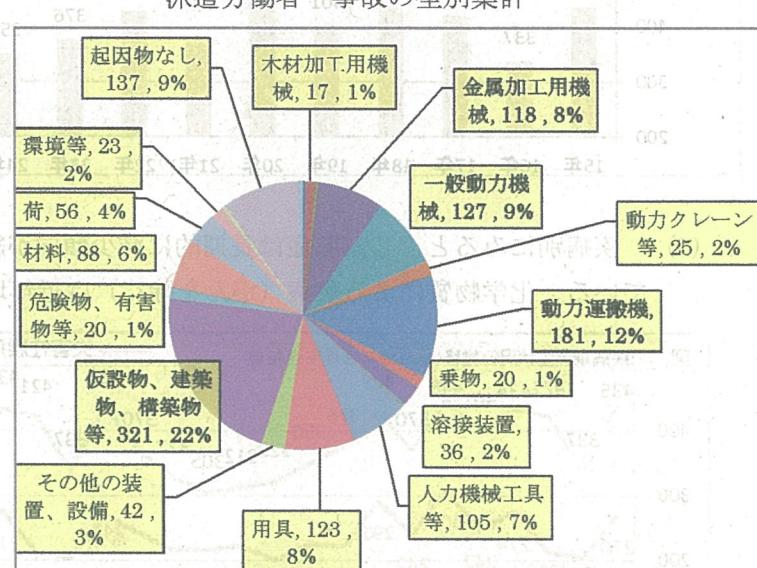


事故の型別にみると、  
はざまれ巻き込まれ 24%、転倒 16%、  
墜落転落 11%、動作の反動・無理な  
動作 11%、となっている。



#### 起因物別にみると、

仮設物・建築物等 22%、動力運搬機  
12%、一般動力機械 9%、金属加工用  
機械 8%となっており、階段等からの  
墜落転落、機械等でのはざまれ、通路  
等での転倒などが多い。

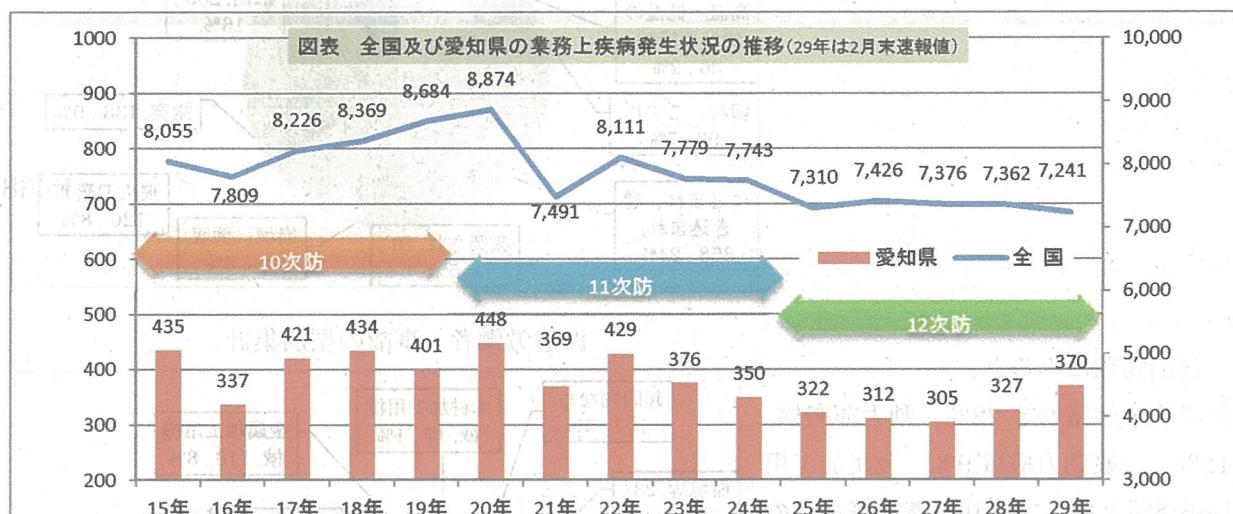


#### 派遣業労働者 起因物別集計

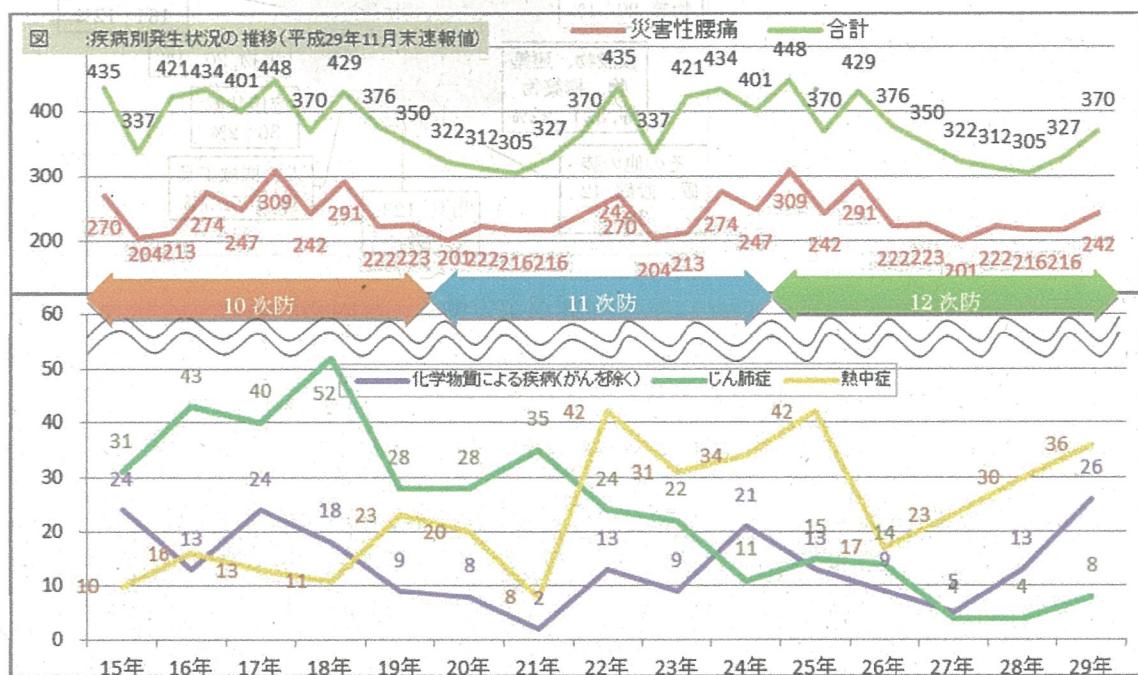
## IV 業務上疾病を取り巻く状況

### 1 業務上疾病の発生状況

(1) 全国の業務上疾病発生件数をみると、リーマンショック後の平成21年を境におおむね7千件台であり、横ばいとなっている。愛知県の発生件数をみると平成25年以降ほぼ横ばいとなっている。



(2) 疾病別にみると、じん肺症は長期的に減少傾向が継続しているが、他は増減を繰り返している。化学物質による疾病（がんを除く）は近年増加に転じている。



## 2 衛生管理体制

愛知県内の事業場に係る衛生管理者等の選任は、次のとおりである。

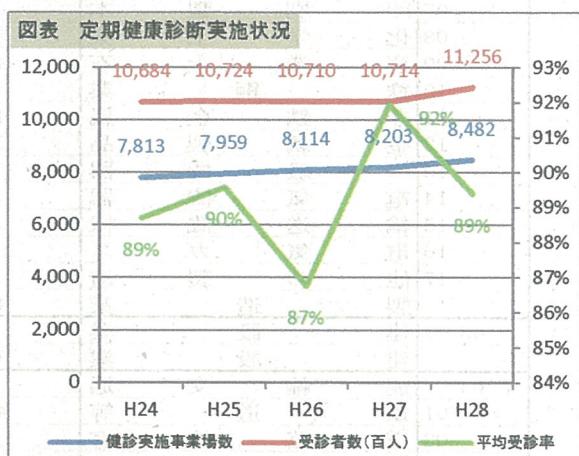
- (1) 衛生管理者の選任率は、平成 24 年以降 92.9%から 94.1%の間を推移しており平成 29 年 11 月末において 94.0%（全国平均 89.7%）となっている。
- (2) 衛生工学衛生管理者の選任率は、平成 24 年以降 86.9%から 99.0%の間を推移しており平成 29 年 11 月末において 99.0%（全国平均 72.3%）となっている。
- (3) 産業医の選任率は、平成 24 年以降 94.2%から 95.3%の間を推移しており平成 29 年 11 月末において 95.3%（全国平均 91.2%）となっている。

## 3 定期健康診断結果（常時 50 人以上を使用する事業場）

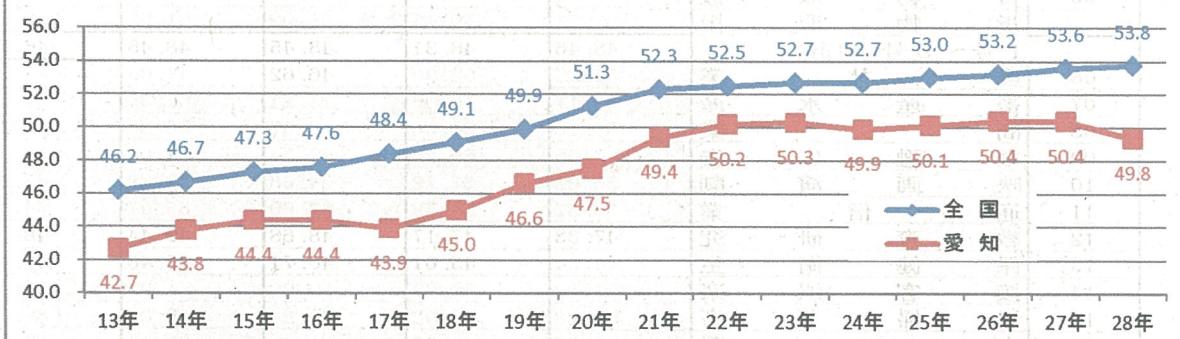
- (1) 定期健康診断実施結果報告のあった事業場（常時労働者数 50 人以上）は、約 10,700 件前後で推移していたところ、平成 28 年には 11,256 件となった。

この報告に基づく受診労働者数は、緩やかに増加しており、平成 24 年の約 78 万 1 千人から平成 28 年には 84 万 8 千人であった。

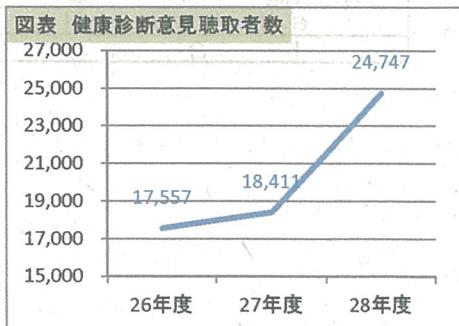
平均受診率をみると、増減を繰り返しつつもおおむね 9 割で推移している。



図表 全国・愛知県における定期健康診断有所見率の推移



- (2) 全国と愛知県の有所見率は、ともに平成 13 年以降平成 22 年頃まで増加し、その後は全国では僅かずつ増加、愛知県では横ばいとなっており、全国より 3 カラ 4 ポイント低くなっている。
- (3) 愛知産業保健総合支援センター（地域産業保健センターを含む、以下「産業保健支援・地域センター」という。）が事業場の申込みにより実施した「健康診断有所見者に係る医師からの意見聴取」の実施数（労働者数）は、平成 28 年度は 24,747 人と



増加している。

- (4) 業種別で所見者率をみると、総じて建設業、運輸交通業（鉄道業を除く）、貨物取扱業、商業、映画演劇業、清掃と畜業が高く、逆に電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、鉄道業が低い。

定期健康診断結果（業種別有所見率一覧表）		H24	H25	H26	H27	H28
号	業種別有所見率					
01	製造業					
01	食品製造	54.17	54.30	52.57	51.17	52.40
02	織維工業	57.60	55.88	56.33	56.56	56.84
03	衣服織維業	51.47	51.34	53.51	52.00	57.12
04	木材木製業	58.54	60.82	60.84	59.22	57.42
05	家具装備	51.63	49.45	48.95	52.68	51.37
06	パルプ等	51.93	51.61	49.17	51.13	48.64
07	印刷製本業	53.82	53.32	55.25	56.90	55.81
08	化学生工業	51.31	53.00	52.86	53.22	53.39
09	窯業土石	48.23	48.88	48.42	49.78	48.48
10	鉄鋼業	51.14	50.18	51.08	50.37	51.81
11	非鉄金属属	45.89	46.37	48.66	43.43	47.00
12	金属製品	52.11	52.40	53.05	52.92	39.41
13	一般機器	53.86	53.79	53.08	53.70	53.01
14	電気機器	41.92	42.75	41.96	41.89	42.72
15	輸送機械	38.84	38.12	39.01	38.77	37.06
16	電気ガス	62.06	60.15	51.37	51.45	54.54
17	他の製造	53.38	53.96	55.60	55.37	54.01
	製造業	45.97	45.77	45.94	45.89	44.21
03	建設業					
	建設業	61.80	63.89	62.33	62.21	60.66
04	輸通					
01	鉄道等	45.90	43.56	45.38	43.17	41.72
02	道路旅客	67.02	67.25	67.03	68.25	64.81
03	道路貨物	63.99	62.22	63.34	62.80	62.78
04	他の運輸	81.29	86.13	85.05	87.32	77.78
05	輸通	61.62	60.74	61.27	60.61	59.88
	貨物取扱					
	貨物取扱	57.51	59.13	58.92	61.35	59.78
	1号～5号中計	48.46	48.31	48.45	48.45	46.78
06	農林業	58.82	52.90	46.62	43.09	54.92
07	畜産水産	55.17	56.06	75.21	66.36	53.05
08	商業	53.16	55.06	54.97	55.60	55.42
09	金融広告	56.00	56.28	53.54	54.00	54.01
10	映画演劇	56.02	57.72	64.63	59.28	63.94
11	通信業	56.37	56.79	57.60	55.07	54.19
12	教育研究	47.33	47.17	48.68	49.44	48.66
13	保健衛生	44.34	45.61	46.71	46.46	47.02
14	接客娯楽	53.12	50.67	50.90	51.93	51.56
15	清掃と畜	65.88	68.92	69.24	68.04	68.19
16	官公署	65.01	62.27	61.41	60.94	52.73
17	他の事業	53.48	53.90	54.07	54.12	53.70
	6号～17号中計	51.76	52.54	52.84	52.88	52.74
	合計	49.88	50.13	50.35	50.40	49.36

## V 重点とする健康確保・職業性疾病対策

### 1 化学物質等による健康障害防止対策

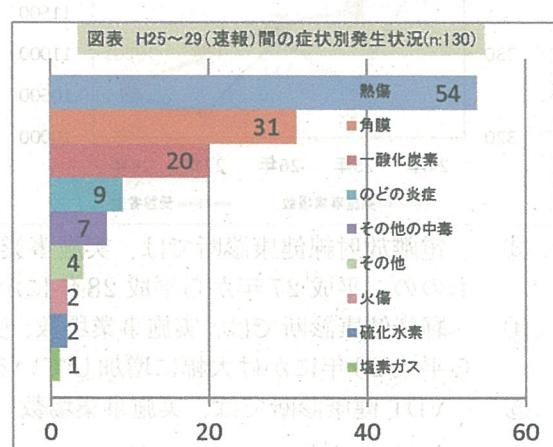
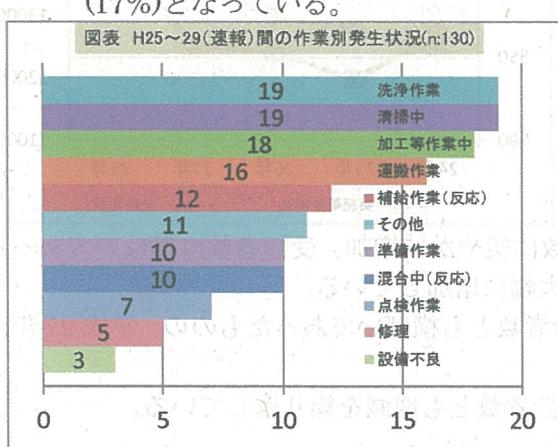
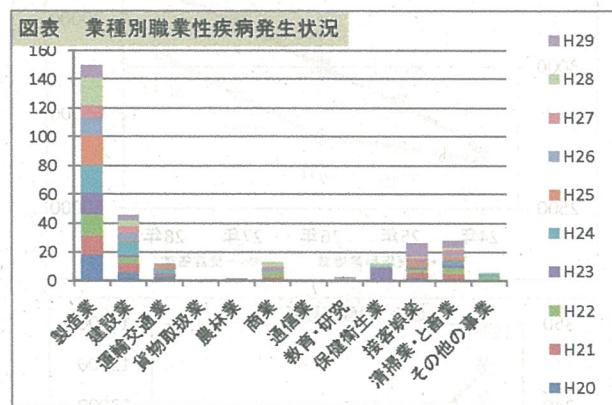
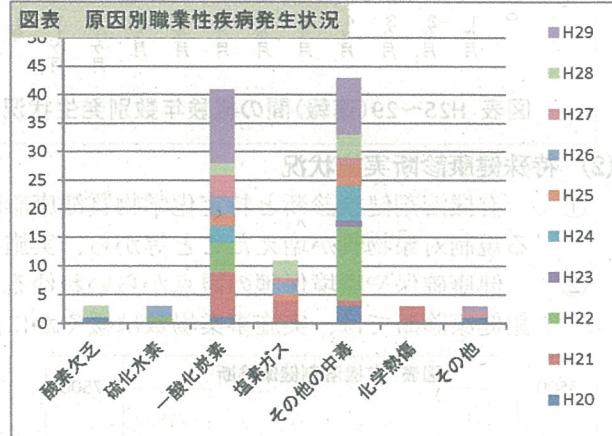
#### a 化学物質による健康障害防止対策

##### (1) 12次防期間中の災害等発生状況等 (H29.11.15まで)

① 化学物質による職業性疾病は、平成 22 年をピークに減少し横ばい傾向であったが平成 28 年に増加に転じ、平成 29 年は被災者が倍増している。特に、平成 29 年は一酸化炭素中毒によって一度に多数が被災する事故が複数発生したほか、アンモニアによる薬症など設備点検や補修時の事故が増えている。

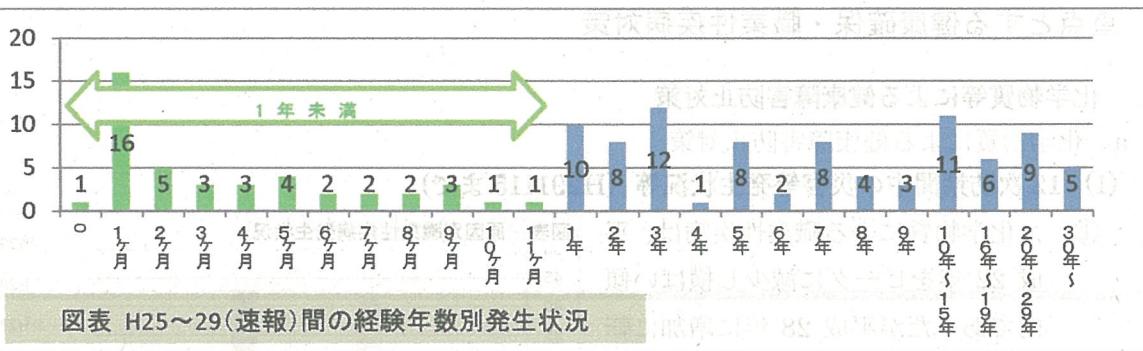
② 業種別では、主に製造業と建設業において発生している。

③ 平成 25 年から平成 29 年（～11月 15 日）までの 5 か年の化学物質等による中毒及び障害をみると、全体で 130 人が被災している。その作業別発生状況をみると、清掃中及び洗浄作業でそれぞれ 19 人(15%)、続いて加工等の作業中が 18 人(14%)となっている。混合中及び補給作業の災害を合わせると 22 人(17%)となっている。



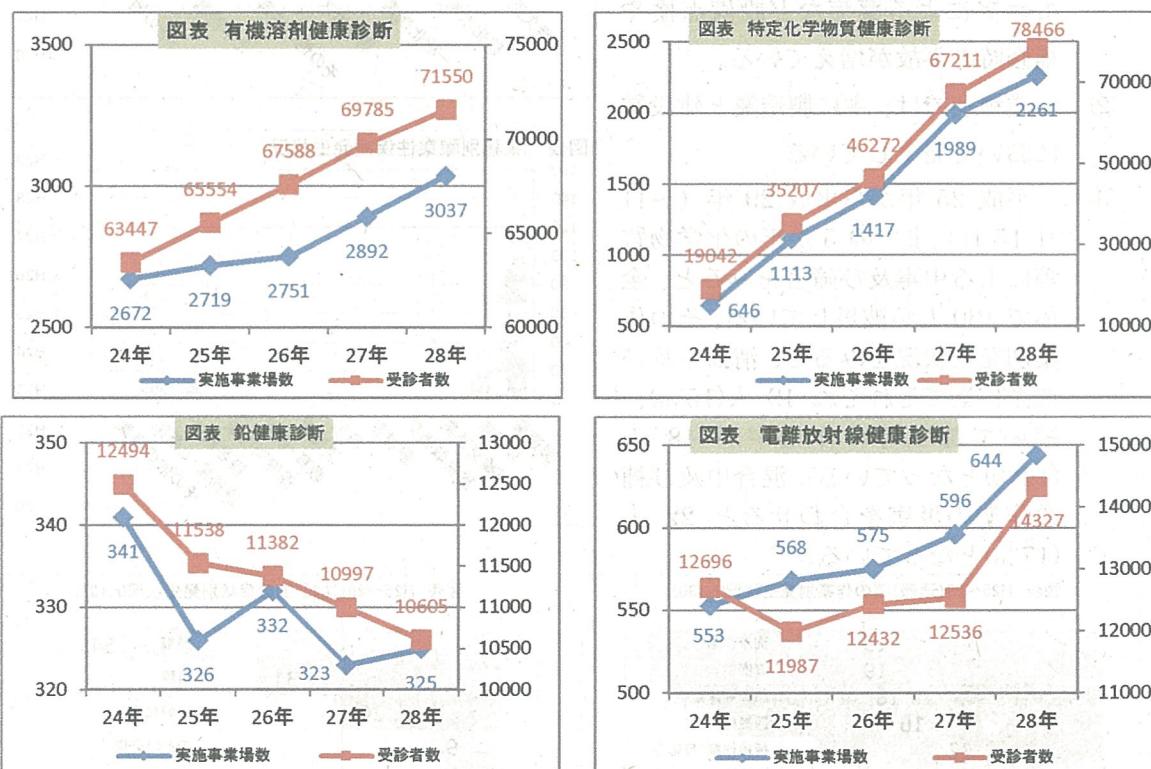
症状別でみると、有害物との接触による熱傷が 54 人(42%)、同じく 85 人 (66%) 角膜が 31 人(24%)、続いて一酸化炭素中毒は 20 人 (15%) となっている。

経験別でみると、1 年未満が 43 人 (33%) となっている。その中でも特に就労 1 か月が 16 人と特に多くなっている。年単位で見ても経験 1 年未満の者の災害が多く発生している。

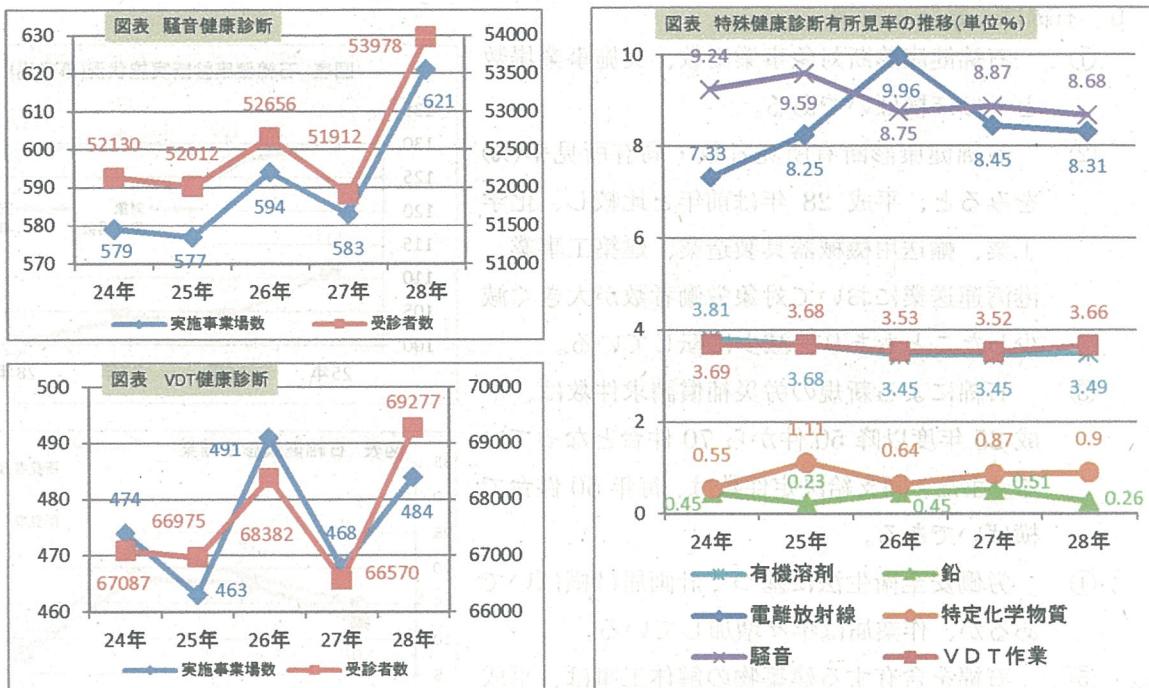


## (2) 特殊健康診断実施状況

- ① 有機溶剤健康診断と特定化学物質健康診断については、12次防期間中、化学物質に係る規制対象物質が増えたこと等から、実施事業場数、受診者数とも大幅に増加した。
- ② 健康確保や環境保護の観点からいわゆる「鉛フリー(鉛を使用しない)」が進んでおり、鉛健康診断では、実施事業場数は緩やかに減少、受診者数は大幅に減少した。



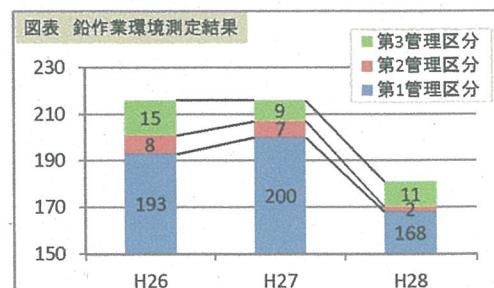
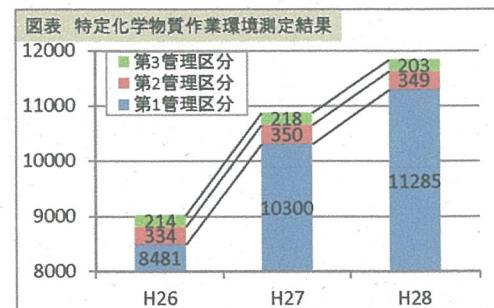
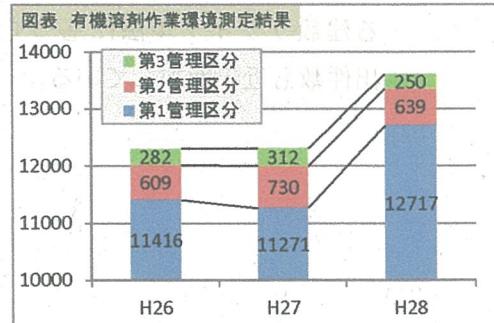
- ③ 電離放射線健康診断では、実施事業場数は緩やかに増加、受診者数は横ばいであったものの、平成 27 年から平成 28 年にかけ大幅に増加している。
- ④ 騒音健康診断では、実施事業場数、受診者数とも横ばいであったものの、平成 27 年から平成 28 年にかけ大幅に増加している。
- ⑤ VDT 健康診断では、実施事業場数、受診者数とも増減を繰り返している。



⑥ 各特殊健康診断の有所見率は、有機溶剤を除き大きな変動はない。

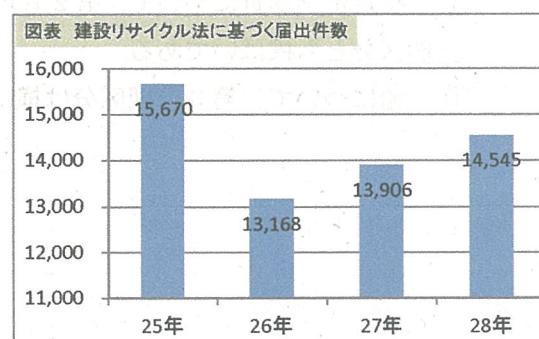
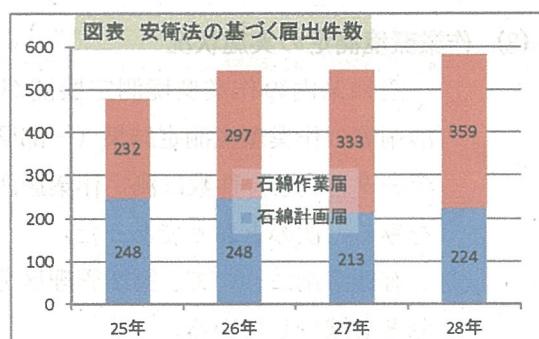
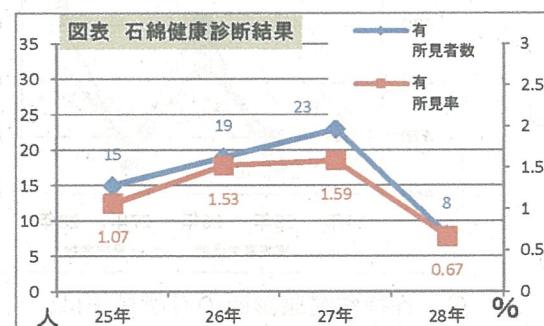
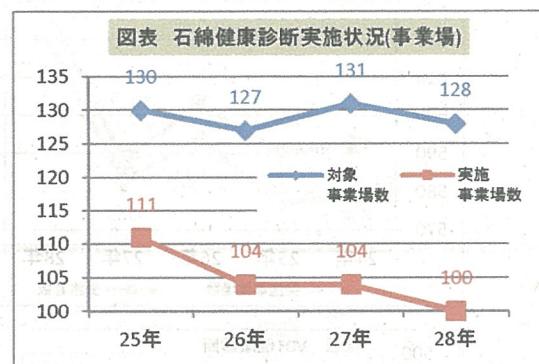
### (3) 作業環境測定の実施状況

- ① 愛知県内の作業環境測定機関が実施した有機溶剤等の作業環境測定結果（一部県外の事業場のデータを含む。件数は測定作業箇所の数である。）をみると次のとおりであった。
- ② 有機溶剤について、第2管理区分、第3管理区分とも減少している。
- ③ 特定化学物質について、第2管理区分、第3管理区分とも横ばいである。
- ④ 鉛について、第3管理区分は横ばいである。



## b 石綿ばく露防止対策

- ① 石綿健康診断対象事業場数、実施事業場数ともほぼ横ばいである。
- ② 石綿健康診断有所見者数・同有所見率(%)をみると、平成 28 年は前年と比較し、化学工業、輸送用機械器具製造業、建築工事業、港湾運送業において対象労働者数が大きく減少したこともあり、減少に転じている。
- ③ 石綿による新規の労災補償請求件数は、平成 25 年度以降 50 件から 70 件台となっている。また、同支給決定件数は、毎年 50 件台で横ばいである。
- ④ 労働安全衛生法に基づく計画届は横ばいであるが、作業届は年々増加している。
- ⑤ 石綿を含有する建築物の解体工事は、平成 40 年にピークを迎えるとされ、全国では年間 10 万棟の解体が予想されており、それまでの間増加が見込まれており、愛知県知事に対する建設リサイクル法に基づく解体工事の届出件数も近年増加している。

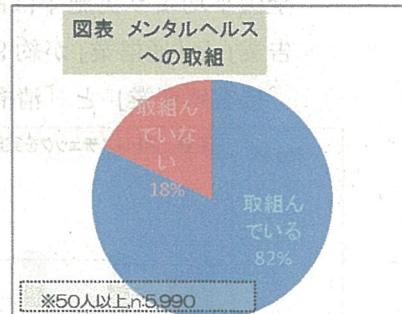


## 2 メンタルヘルス対策

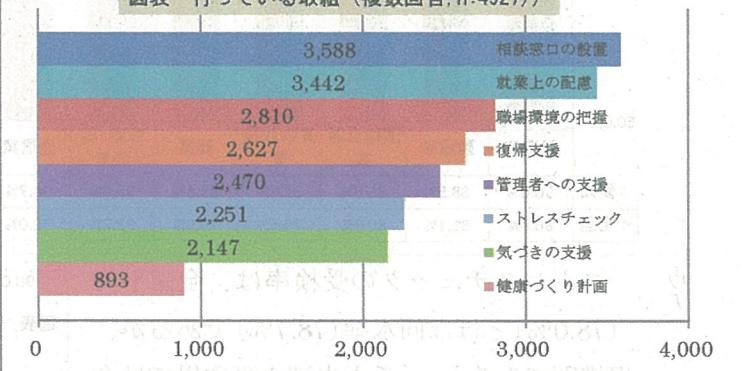
### (1) 12次防期間中の事業場の取組状況等

- ① メンタルヘルスの取組状況について平成27年及び同28年に実態調査を行った。その結果は次のとおりであった。なお、常時100人以上の事業場に対する調査は、ストレスチェック制度が義務化された平成27年12月以前に実施している。
- ア 何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる50人以上の事業場の割合は82%であった。よって、50人以上の事業場においては既にこの時点で本省12次防目標であるところの「メンタルヘルスに取組む事業場割合を80%以上とする」を達成している。
- イ 行っている取組のうち最も多いのは「相談窓口の設置」であり、以下順に「就業上の配慮」、「職場環境の把握」、「復帰支援」、「管理者への支援」、「ストレスチェック」、「気づきの支援」、「健康づくり計画」であった。また、健康づくり計画の作成は低調であった。
- ウ 取組みを行っていない事業場についてその理由をみると、最も多いのが「専門家がない」、次に「取り組み方が分からぬい」であり、スタッフや手法があれば取組が行われることを示すものであった。また、「必要性を感じない」事業場は僅かであり、ほとんどの事業場が取組を行い、今後の取組を予定し、あるいは検討していた。
- エ 取組内容について、メンタルヘルス指針に示された4つのケアのうち最も実施率が高いのが「ラインによるケア」(53.3%)であり、次に「セルフケア」(52.1%)、さらに「スタッフによるケア」(49.9%)、「事業場外資源によるケア」(30.5%)の順であった。しかし、4つのケア全てを取り組んでいる事業場は12.9%のみであった。
- ② ストレスチェックの実施状況（愛知：平成29年7月、全国：平成29年6月現在）

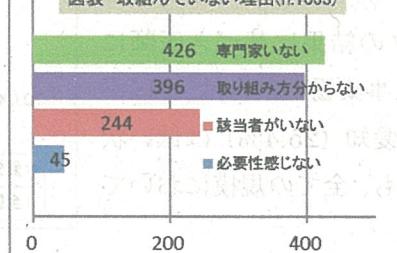
図表 メンタルヘルスへの取組



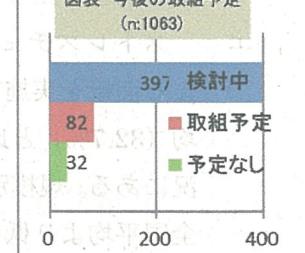
図表 行っている取組（複数回答, n:4927）



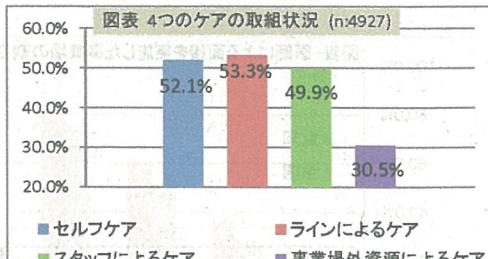
図表 取組んでいない理由(n:1063)



図表 今後の取組予定(n:1063)

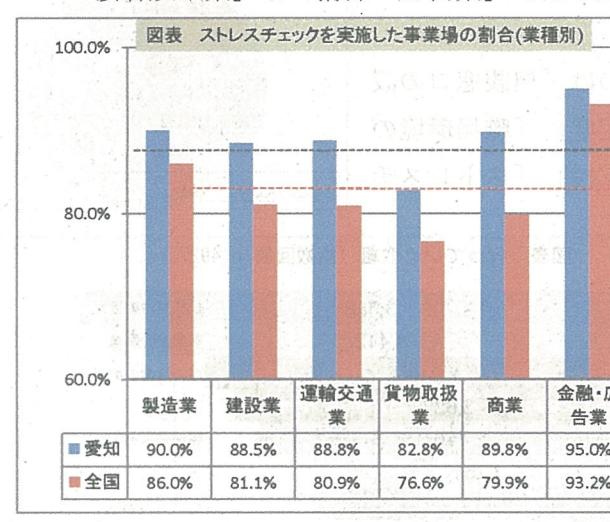
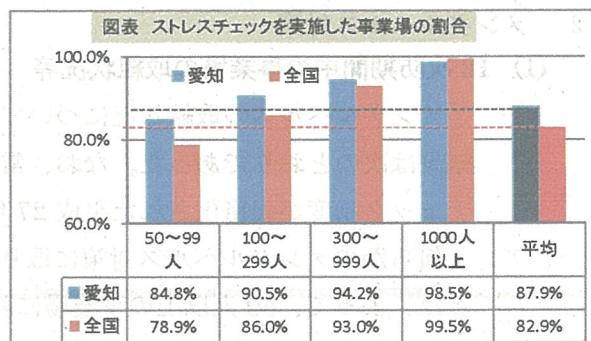


図表 4つのケアの取組状況 (n:4927)



ア ストレスチェックの実施状況をみると、全国平均82.9%と比べ愛知は5ポイント高く87.9%（全国8位）であった。事業場規模別で見ても愛知の実施率は全国平均を上回っている。

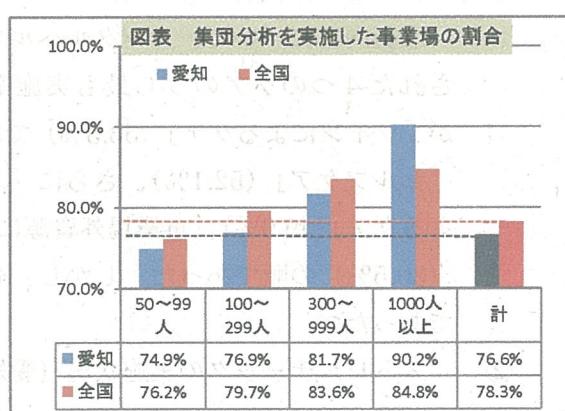
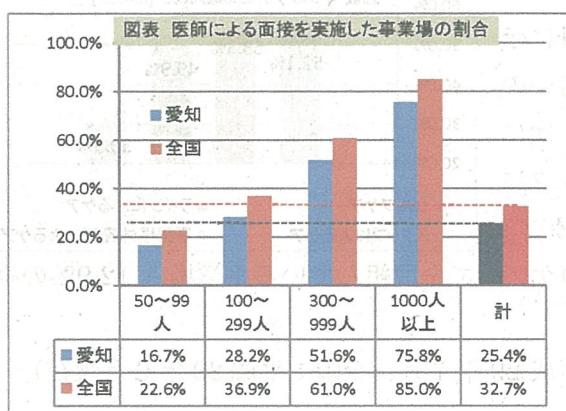
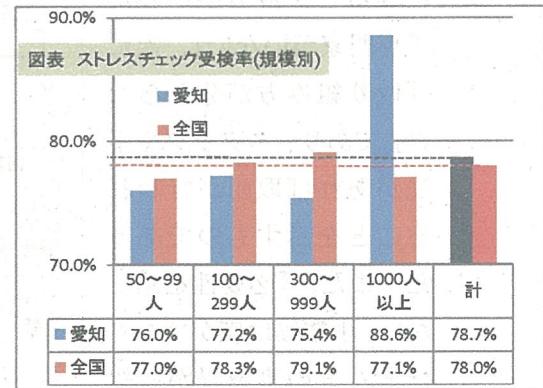
イ 業種別でもみても、全ての業種において全国平均より実施率は高く、「金融・広告業」と「通信業」が約95%である一方、「接客娯楽業」と「清掃・と畜業」では80%にも満たない。



ウ ストレスチェックの受検率は、全国平均（78.0%）とほぼ同水準（78.7%）であるが、規模別でみると、一千人未満の事業場では全国平均を下回っている。

エ ストレスチェックの結果に基づき医師による面接を実施した事業場の割合は、全国平均（32.7%）と比べ愛知（25.4%）は低い状況にある。規模別でも、全ての規模において全国平均より低い。

オ 集団分析を実施した事業場の割合は、全国平均（78.3%）よりやや低い水準（76.6%）



である。規模別では、一千人未満の事業場では全国平均を下回っており、逆に一千人以上では上回った。ストレスチェックの受検率と同様の傾向にあり、中小事業場での集団分析の向上が課題として浮かび上がった。

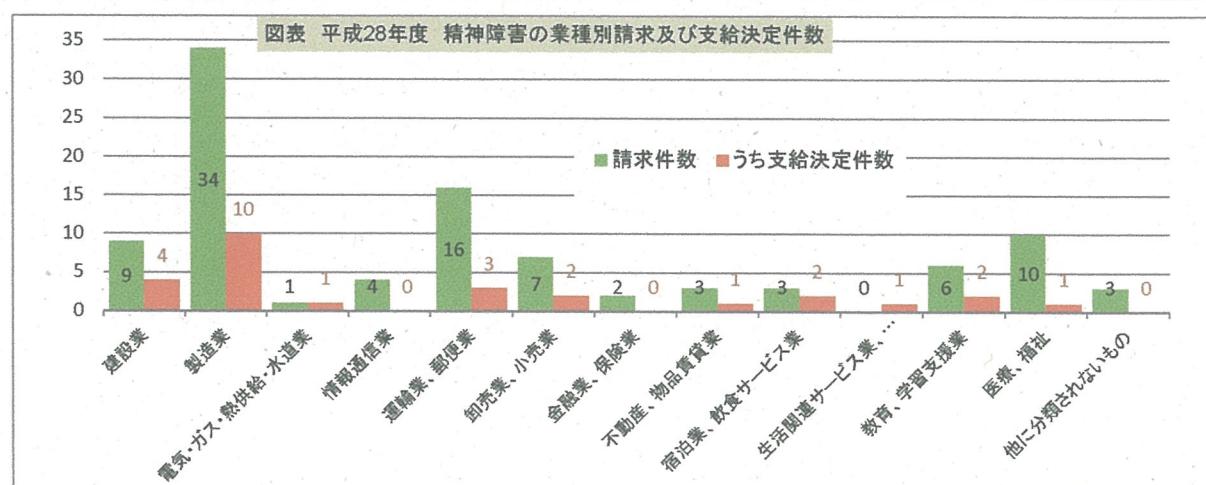
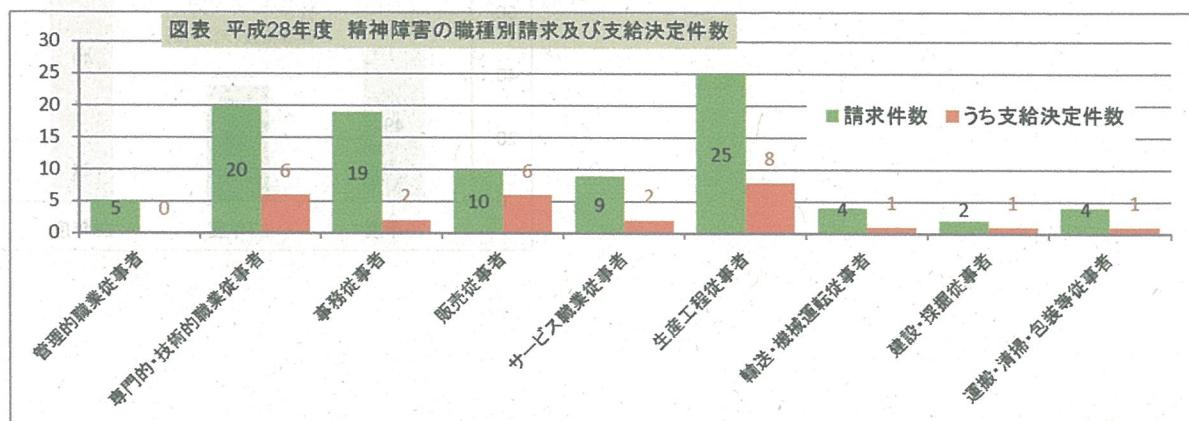
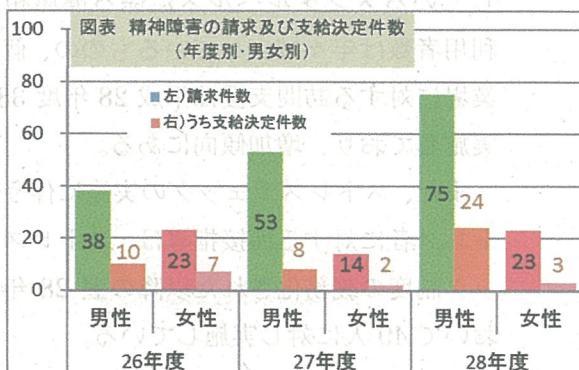
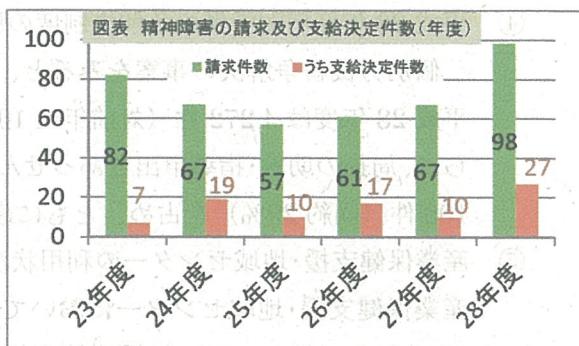
### ③ 精神障害の労災補償状況

ア 精神障害の労災請求は平成 25 年度以降増加し、平成 28 年度は過去最高の請求件数(98 件)となり、前年度比では 31 件(46.2%)増となった。また、給付の支給決定件数も同様、平成 28 年度は過去最高(27 件)となり、前年度比では 17 件(170%)増となった。

イ 平成 26 年度以降の男女別の状況をみると、男性の申請件数は年々増加しており、女性は横ばいとなっている。

ウ 平成 28 年度の請求件数について業種別にみると、製造業が最も多い。

エ 職種別にみると、「生産工程従事者」、「専門的・技術的職業従事者」、「事務従



「本人」「職場」「事者」の順に請求が多い。オフィスの相談件数は、職場と事者によるものが多い。同じく出来事別でみると、最も多いのが「2週間以上にわたって連続勤務を行った」(10件)、次が「悲惨な事故や災害の体験、目撃した」(5件)であった。

#### ④ 平成28年度個別労働紛争解決制度の施行状況

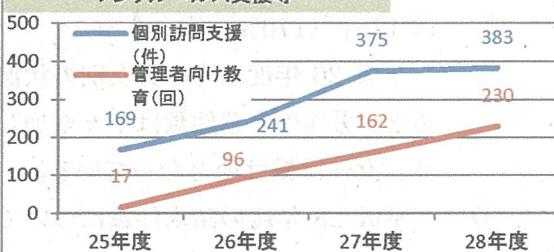
個別労働紛争解決の事案をみると、「いじめ・嫌がらせ」の相談が年々増加しており、平成28年度は4,272件(対前年比10.7%増)と、相談全体の約23%を占めている。さらに、局長の助言・指導申出とあっせん申請の件数も、それぞれ136件(全体の約18%)、109件(同約29%)を占め、ともに最も多い事項となっている。

#### ⑤ 産業保健支援・地域センターの利用状況

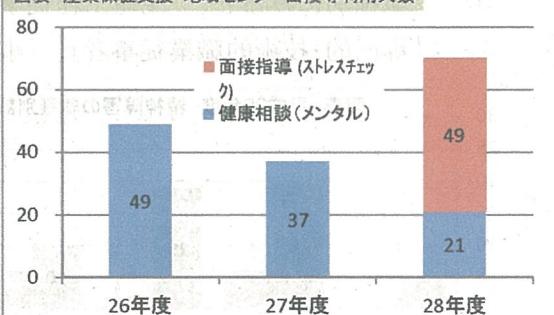
産業保健支援・地域センターにおいて実施しているメンタルヘルスに係る健康相談の利用者数は年々減少しているものの、個別事業場に対する訪問支援は平成28年度383件実施しており、増加傾向にある。

また、ストレスチェックの実施に伴う高ストレス者に対する面接指導は、ストレスチェック制度の義務化された以降の翌28年度において49人に対し実施している。

図表 産業保健支援・地域センターによるメンタルヘルス支援等



図表 産業保健支援・地域センター面接等利用人数



### 3 腰痛・熱中症予防対策

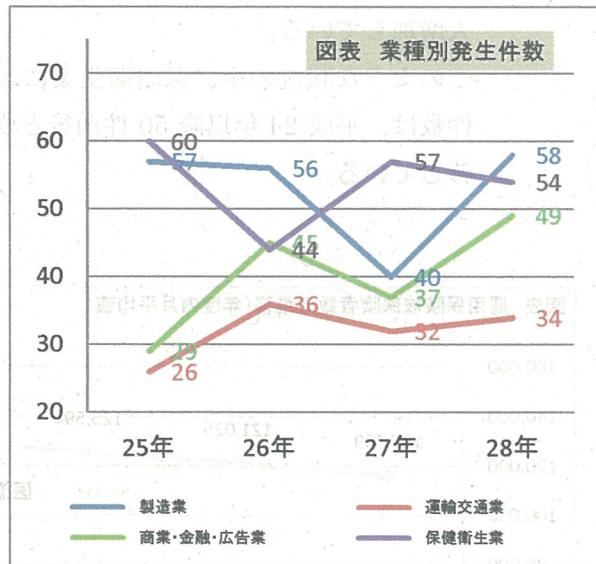
#### a 腰痛予防対策

##### (1) 12次防期間中の災害等発生状況等

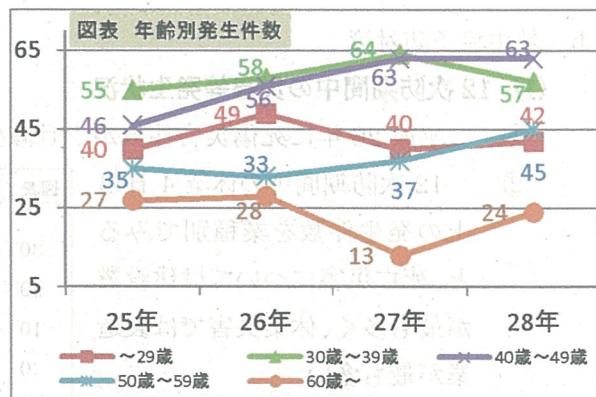
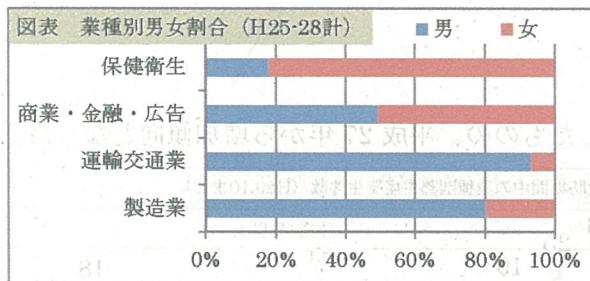
- ① 腰痛については200件台で横ばいとなっている。



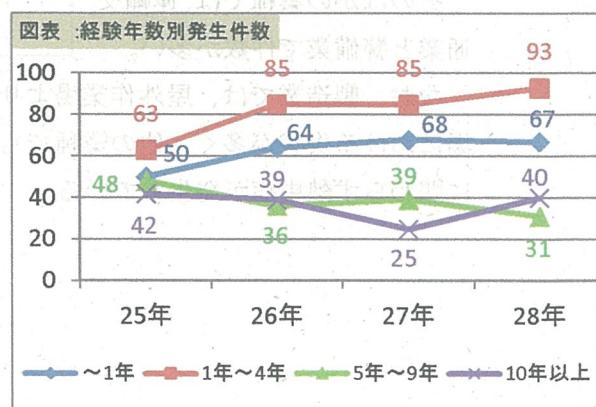
- ② 12次防期間中の業種別の発生状況(H25~28計)をみると、保健衛生業が最も多く、次いで製造業、商業・金融・広告業、運輸交通業となっており、この4業種が全体の約82%を占めている。  
(分類上、「商業・金融・広告業」としているが災害のほとんどは「商業」で発生している。)



- ③ 男女別の発生件数(H25~28計)を業種別にみると、保健衛生業では女性が8割を超え、商業・金融・広告業では男女ほぼ半々、運輸交通業では男性が9割を超え、製造業では男性が約8割となっている。



- ④ 年齢別の発生状況(H24~28計)をみると、30歳代が最も多く全体の27%を占め、次いで40歳代が26%、20歳代が20%の順となっている。30歳代と40歳代の合計は全体の53%を占めており、高齢の労働者の割合は低い。
- ⑤ 経験年数別の腰痛による疾病の発生状況(H24~28計)は、1年未満が全体の28%を占めており、経験年数の増加に伴い災害件数は減少している。
- ⑥ 被災時の作業内容(H24~28計)をみると、保健衛生業では、介護・看護作業が最も多く全体の87%を占め、製造業では、重



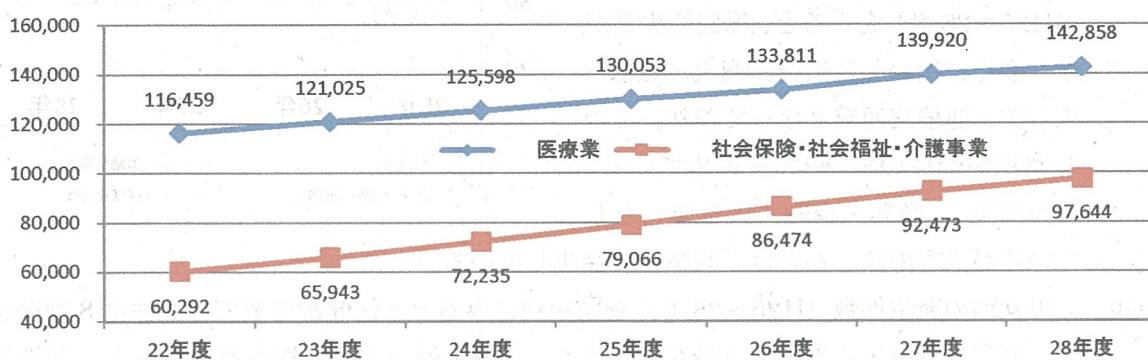
量物の取扱い作業が83%を占めている。

- ⑦ 愛知県内の介護保険指定事業場数は、平成25年から同28年にかけて1,240件増加し、また、雇用保険被保険者数も平成25年度から同28年度にかけて、医療業では12,805人、社会保険・社会福祉・介護事業では18,578人増加している。

このような状況の中、保健衛生業における腰痛件数は、平成24年以降50件前後と横ばいで推移している。



図表 雇用保険被保険者数の推移(年度内月平均値)

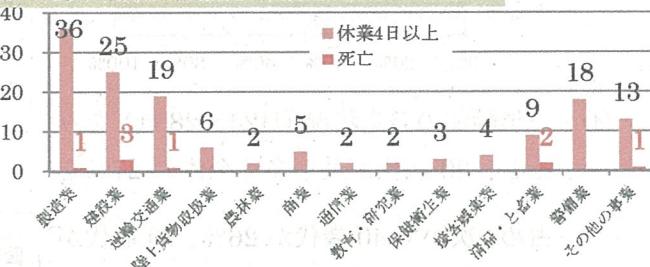


## b 热中症予防対策

### (1) 12次防期間中の災害等発生状況

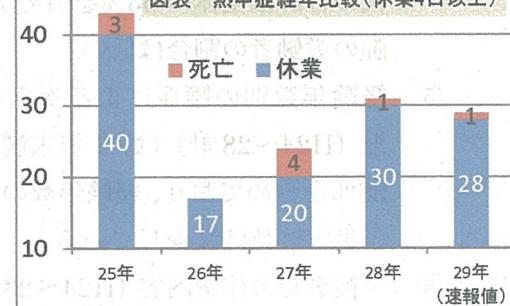
- ① 平成26年に死傷災害件数が一旦減少したものの、平成27年から増加傾向となった。
- ② 12次防期間中の休業4日以上の発生件数を業種別でみると、死亡災害については建設業が最も多く、休業災害では製造業が最も多い。そのほかの業種では、運輸業と警備業で件数が多い。

図表 12次防期間中の業種別熱中症発生件数(H29.10まで)



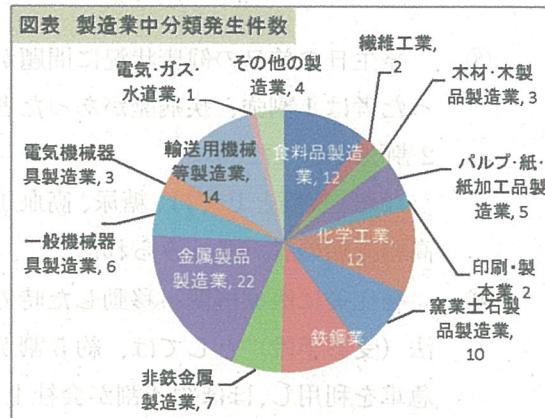
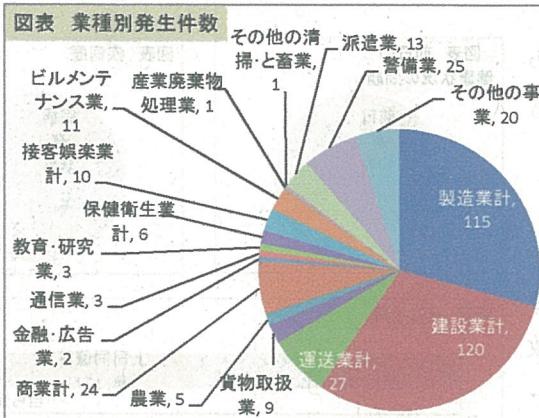
なお、製造業では、屋外作業場より屋内作業場における災害が多く、他の業種でも屋内屋外に関わらず熱中症が発生している。

図表 热中症経年比較(休業4日以上)

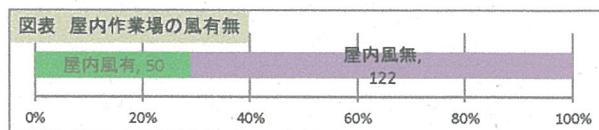
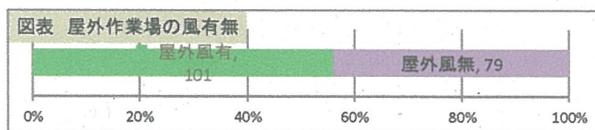
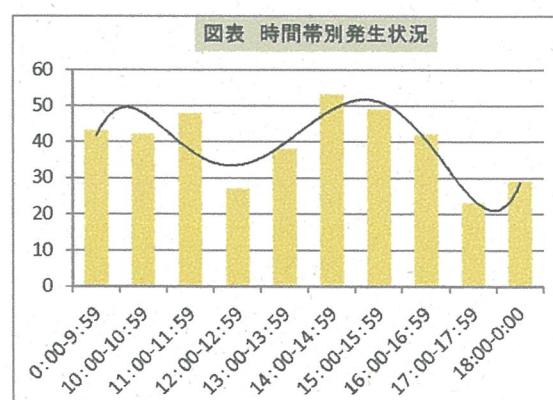
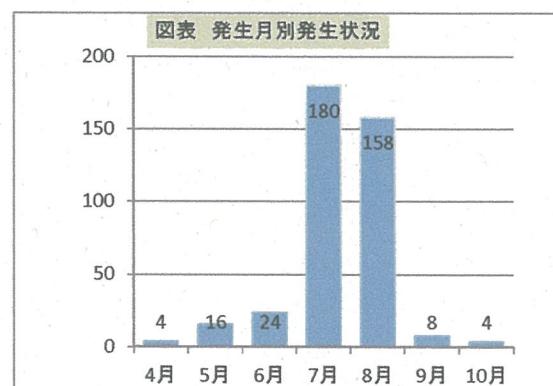


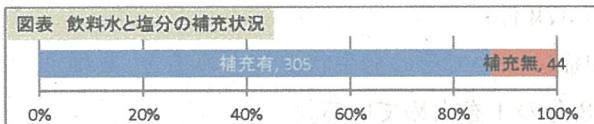
## (2) 不休災害を含む発生状況 (H3002 末速報値 373 件)

- ① 平成 29 年における労災請求のあった熱中症についてその発生状況等をみると、業種別では、製造業と建設業がそれぞれ全体の約 3 分の 1 を占めている。



- ② 製造業の中分類で見るに、鐵鋼業から輸送用機械等製造業までのいわゆる金属関係業種が過半数を占めている。
- ③ 建設業では建築工事業が土木工事業の約 3 倍弱となっている。
- ④ 発生月別をみると、4 月以降発生しており、最も多いのは 7 月となっている。
- ⑤ 時間帯別でみると、正午の間では、個々の時間帯と比較し少ないものの、日中、常態的に発生している。
- ⑥ 発生時の作業場所における風の有無では、屋外作業場のうち無風であったものは半数以下、屋内作業場のうち無風であったものは約 7 割となっている。
- ⑦ 飲料水と塩分の備付けは、ほとんどの事業場で行われており、補充についても約 9 割近くで行われている。



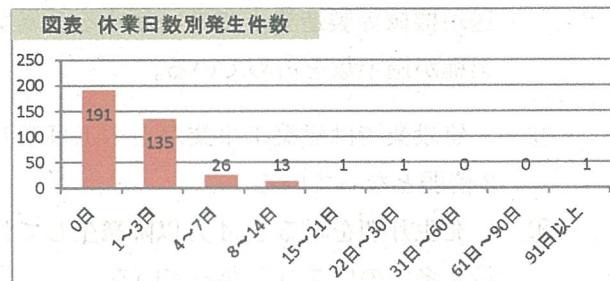
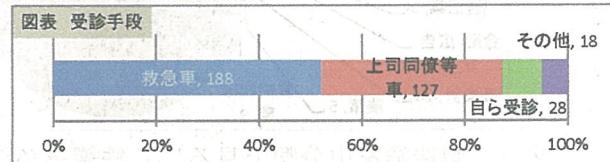
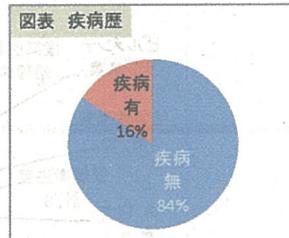
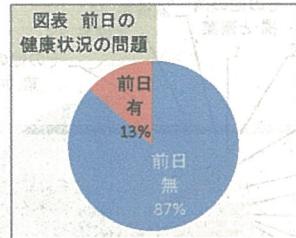


⑧ 発生日の前日の健康状況に問題があった者は1割強、疾病歴があった者も2割弱であった。

なお、疾病としては、糖尿、高血圧、高脂血症の者が多くみられた。

⑨ 発症後に医療機関へ移動した時の方法（受診手段）としては、約5割が救急車を利用し、ほぼ約4割が会社上司・同僚等による搬送であった。

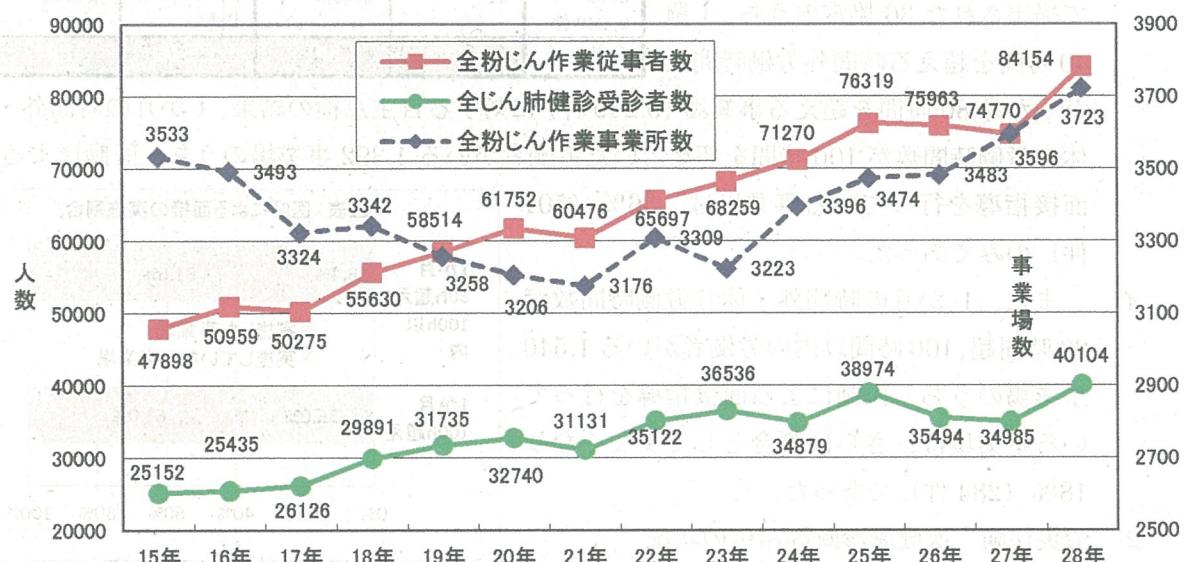
⑩ 休業の有無についてみると、約半数の者が休業なしとなっている。



## 4 粉じん障害防止対策

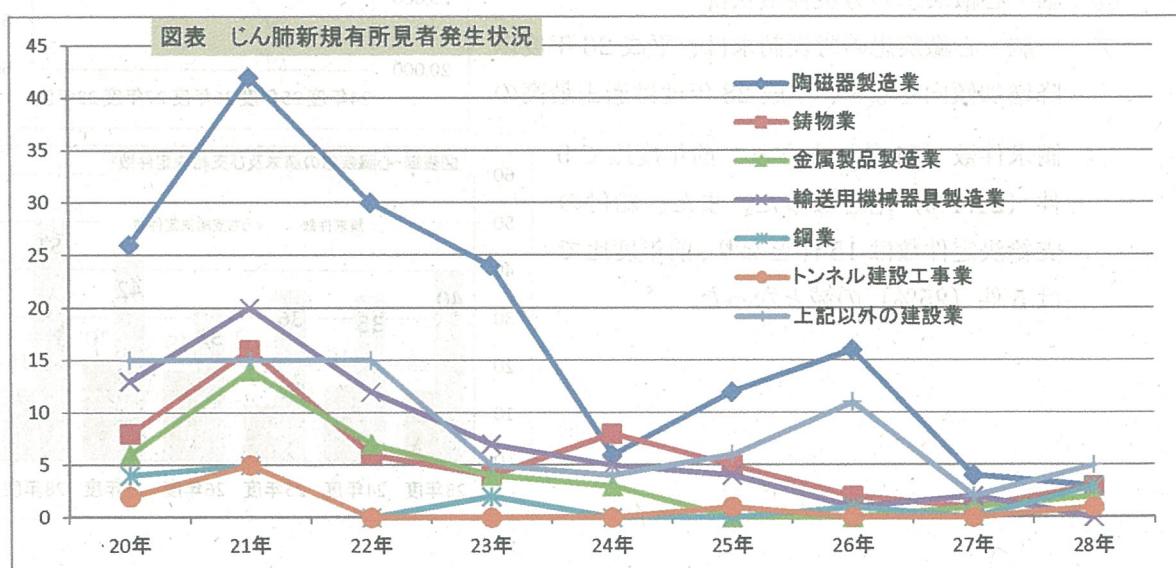
### 1 2次防期間中のじん肺発生状況等

① 平成 24 年 4 月以降「屋外における金属アーク溶接作業」などが規制の対象として追加されたことから、粉じん作業事業所数、粉じん作業従事者、じん肺健康診断受診者数すべてにおいて増加した。



② じん肺健康診断新規有所見者数は、近年では平成 21 年をピークに大幅に減少しており、また平成 25 年と 26 年に一旦増加したものその後いずれの業種でもさらに減少している。

また、健康管理手帳交付状況も減少傾向にある。



## 5 過重労働対策

### (1) 12次防期間中の事業場の取組状況等

#### ① 36協定に係る自主点検結果等

ア 平成28年1月から同29年4月までに間に労働基準監督署に対して提出された36協定のうち、1週40時間を超える時間外労働時間数

36協定自主点検 (H2801-2908) 9,249件	1か月100時間超えの事業場数	医師による面接指導を実施した事業場数	1か月80時間超え100時間以内の事業場数	医師による面接指導を実施した事業場数
合計	1,392	501	1,540	284

が一か月80時間を超える事業場(9,249件)に対する自主点検の結果、1か月の時間外・休日労働時間数が100時間を超えていた労働者がいる1,392事業場のうち、医師による面接指導を行っている事業場は、36%(501件)のみであった。

イ また、1か月の時間外・休日労働時間数が80時間超、100時間以内の労働者がいる1,540事業場のうち、医師による面接指導を行っている事業場は、さらに割合として少なくなり18%(284件)であった。

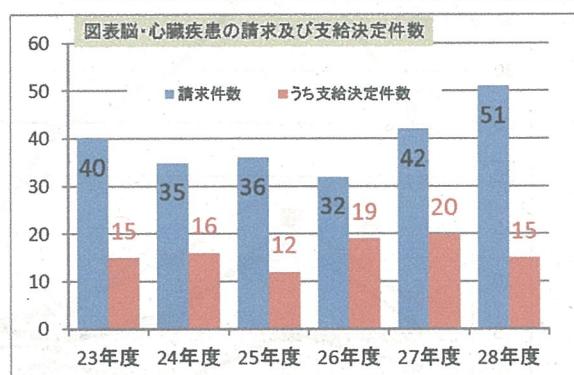
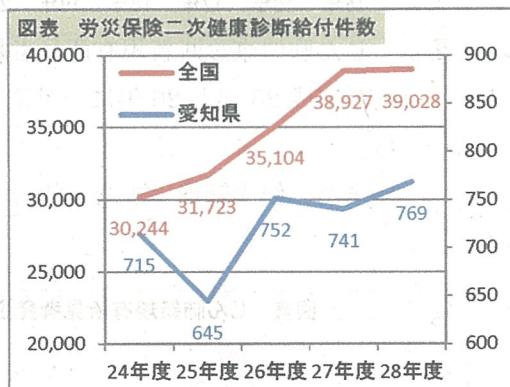
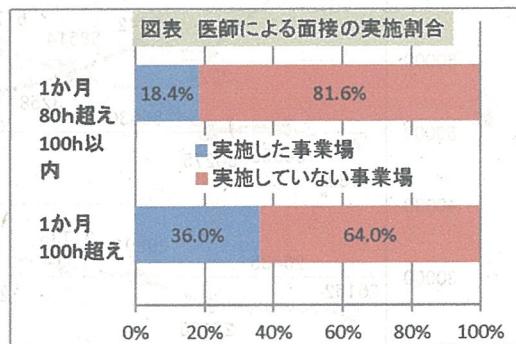
#### ② 労災保険二次健康診断等給付の状況

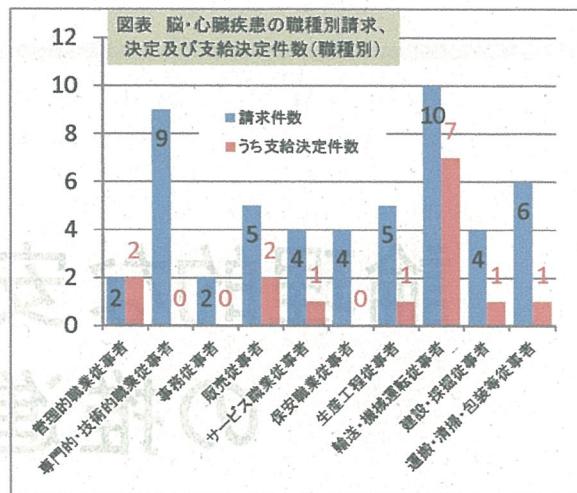
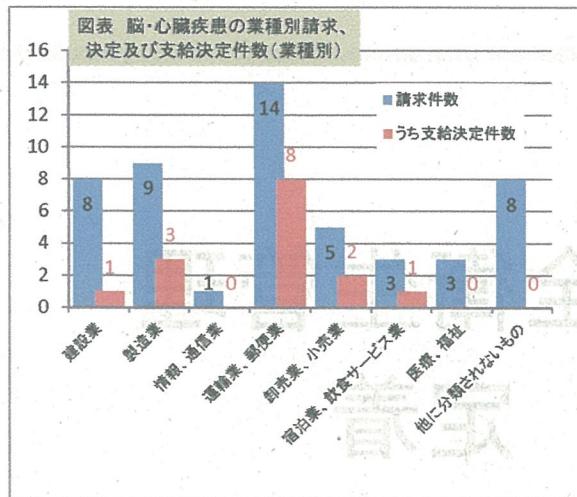
一次健康診断において、脳・心臓疾患に関する一定の項目について異常の所見があると診断された労働者が二次健康診断等給付を受けた件数をみると700件台となっており、全国の1.9%の利用状況である。

#### ③ 脳・心臓疾患の労災補償状況

ア 脳・心臓疾患の労災請求は、平成26年度以降増加傾向となり、平成28年度は過去最高の

請求件数(51件)となり、前年度比で9件(21.4%)増となった。また、給付の支給決定件数は15件となり、前年度比では5件(25%)の減となった。





イ 業種別に支給決定件数をみると、「運輸業、郵便業」が最も多く 8 件、次に「製造業」3 件であった。平成 25 年度から同 28 年度までの間に支給決定した 66 件中 63 件について、月平均 80 時間以上の時間外労働が認められた。

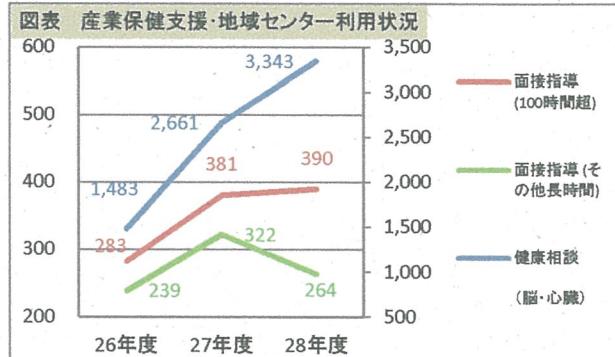
ウ 職種別にみると、「輸送・機械運転従事者」が最も多く 7 件、次に「管理的職業従事者」と「販売従事者」がそれぞれ 2 件であった。

#### ④ 精神障害の労災補償状況

前記 2 の(1)の③のとおり。

#### ⑤ 産業保健支援・地域センターの利用状況

産業保健支援・地域センターにおいて実施した脳・心臓疾患に係る健康相談は大幅に増加し、時間外及び休日労働の時間数が 1 か月 100 時間を超える長時間労働者に対する面接指導件数も増加している。



---

# **論理的な安全衛生管理 の推進・定着**

---

## 論理的な安全衛生管理の推進・定着

### ① 取組状況

平成 27 年度から、「論理的な安全衛生管理」に基づく指導を始めた。

平成 28 年 4 月から、休業 2 か月以上の災害を発生させた事業場 829 件について「労働災害検証結果等報告書」の様式を図にして、事業者が災害発生プロセスに沿って災害を検証しての対策検討について指導した結果、666 件から提出された。

### ② 効果の把握

検証結果報告書を提出した事業場規模 100 人以上 87 事業場について、平成 29 年において休業 4 日以上の何らかの労働災害が発生した事業場は 30 件、34% であった。

このうち、はさまれ巻き込まれ災害について、検証結果報告書を提出した 44 事業場について、平成 29 年において、休業 4 日以上の何らかの労働災害が発生した事業場は 6 件、14% であったが、はさまれ巻き込まれ災害は、発生していなかった。

転倒災害について検証結果報告書を提出した 44 事業場について、平成 29 年において、休業 4 日以上の何らかの労働災害が発生した事業場は 13 件、23% であった。

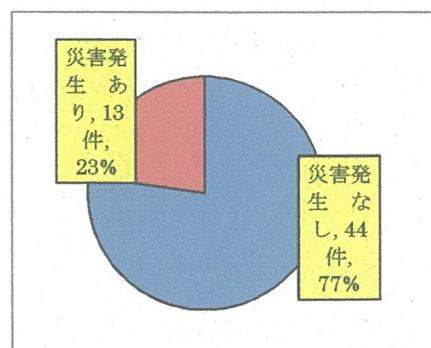
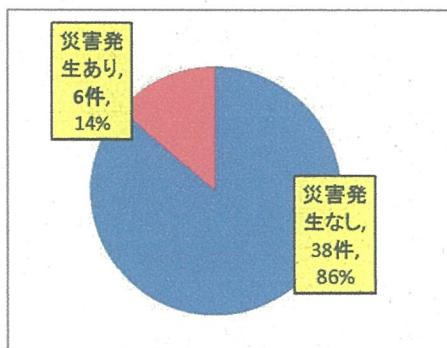
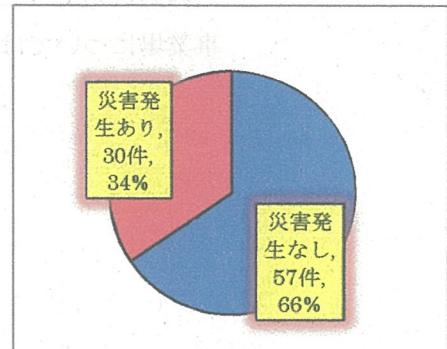
#### 具体的な改善事例

##### 【事例 1 100 人以上の製造業】

材料の切断作業において、材料を切断機械に投入していたところ切断のため回転している刃物に手が触れたことによる切傷災害が発生。材料を入れる設備の間口を作業者の手が入らない大きさに変更し、設備の機能を低下させることなく工学的対策を実施していた。また、同一設備に同対策を講じるだけでなく、他の設備についても同様の箇所がないか確認し検討及び対策を講じる体制が構築されていた。

##### 【事例 2 100 人未満の製造業】

機械可動部の点検作業においてカバーを外して実施していたところ可動部に巻き込まれる災害が発生。カバーを強度のある透明アクリル樹脂製として、カバーを外すことなく外部からの目視により点検を実施することにより危険源への暴露回数を減少させる対策を



実施していた。

また、カバー内の機械可動部は危険源であり、カバーを外す修理・点検作業では従来どおりのリスクがあることから、残留リスクであるカバーを外す作業時には運転停止を確実に行う教育等を実施する体制を構築していた。

### ③まとめ

サンプル数が少なく、期間も短いため断定はできないが、はまれに巻き込まれ災害などにみられるように検証結果報告書を基に論理的な安全衛生管理の考え方を取り入れた事業場については、同種再発防止の一定の効果があったものと思われる。